別記様式第２号（その１の１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

基　本　計　画　書

基　本　計　画								
事　項	記　入　欄							備　考
計画の区分	短期大学の収容定員変更に係る学則変更							
フリガナ 設置者	ｶﾞｯｺｳﾎｳｼﾞﾝ　ﾄｷﾜﾀﾞｲｶﾞｸ 学校法人　常磐大学							
フリガナ 大学の名称	ﾄｷﾜﾀﾝｷﾀﾞｲｶﾞｸ 常磐短期大学　(Tokiwa Junior College)							
大学本部の位置	茨城県水戸市見和一丁目430番地の1							
大学の目的	常磐短期大学は、教育基本法（平成18年法律第120号）および学校教育法（昭和22年法律第26号）に則り、高等学校教育の基礎の上に、高度の知識と学理に基づく技能とを授け、合理的にして、かつ、環境に順応しうる人材を育成し、日本社会の進展に貢献しようとするものである。							
新設学部等の目的	本学における近年の定員充足率及び短期大学を取り巻く環境の変化等を勘案し、教育の質の向上並びに定員の適正化を図る							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地
		年	人	年次 人	人		年　月 第　年次	
	キャリア教養学科【Department of Career Development and Liberal Arts】	2	0 (100)	―	0 (200)	短期大学士（キャリア教養学）【Bachelor of Career Development and Liberal Arts】	令和5年4月 第1年次 （学生募集停止）	茨城県水戸市見和一丁目430番地の1
	幼児教育保育学科【Department of Early Childhood Education and Care】	2	120 (140)	―	240 (280)	短期大学士（幼児教育保育学）【Bachelor of Early Childhood Education and Care】	令和5年4月 第1年次	
	計		―	―	―			
同一設置者内における変更状況（定員の移行，名称の変更等）	該当なし							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数	
		講義	演習	実験・実習	計			
		科目	科目	科目	科目		単位	

教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等 教授	准教授	講師	助教	計	助手	兼任教員等	
	新設分	キャリア教養学科	3 人 (3)	3 人 (3)	1 人 (1)	2 人 (2)	9 人 (9)	0 人 (0)	24 人 (24)	
		幼児教育保育学科	5 (5)	6 (6)	0 (0)	2 (2)	13 (13)	0 (0)	27 (27)	
		計	8 (8)	9 (9)	1 (1)	4 (4)	22 (22)	0 (0)	− (−)	
	既設分	該当なし	−	−	−	−	−	−	−	
	合計		8 (8)	9 (9)	1 (1)	4 (4)	22 (22)	0 (0)	− (−)	

教員以外の職員の概要	職種	専任	兼任	計	
	事務職員	92 人 (92)	24 人 (24)	116 人 (116)	人数は、常磐大学と常磐短期大学の職員の合計。業務上分けることは不可能なため。
	技術職員	9 (9)	7 (7)	16 (16)	
	図書館専門職員	5 (5)	5 (5)	10 (10)	
	その他の職員	2 (2)	4 (4)	6 (6)	
	計	108 (108)	40 (40)	148 (148)	

校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
	校舎敷地	0.00 ㎡	67,555.62 ㎡	5,010.02 ㎡	72,565.62 ㎡	常磐大学（必要面積28,920.00㎡）と共用（収容定員2,892名） 校地等全体 借用面積 40,385.44㎡ 内訳 校舎敷地 借地面積 17,872.42㎡ 借用期間 30年間他 運動場敷地 借用面積 17,503.00㎡ 借用期間 20年間
	運動場用地	0.00 ㎡	17,503.00 ㎡	0.00 ㎡	17,503.00 ㎡	
	小計	0.00 ㎡	85,058.62 ㎡	5,010.02 ㎡	90,068.64 ㎡	
	その他	0.00 ㎡	5,497.81 ㎡	0.00 ㎡	5,497.81 ㎡	
	合計	0.00 ㎡	90,556.43 ㎡	5,010.02 ㎡	95,566.45 ㎡	

校舎	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
	2,784.57㎡ (2,784.57㎡)	18,635.06㎡ (18,635.06㎡)	28,394.82㎡ (28,394.82㎡)	49,814.45㎡ (49,814.45㎡)	常磐大学（必要面積16,729.19㎡）と共用（収容定員2,892名）

教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)

専任教員研究室	新設学部等の名称	室数
		室

図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点
		〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	( )	( )	( )
	計	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	( )	( )	( )

図書館	面積	閲覧座席数	収納可能冊数
	㎡		

体育館	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要
	㎡	

経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り 区分	開設前年度	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	
	教員１人当り研究費等		350千円	350千円	—	—	—	—	図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費（運用コスト含む）を含む。
	共同研究費等		400千円	400千円	—	—	—	—	
	図書購入費	4,081千円	4,081千円	4,081千円	—	—	—	—	
	設備購入費	565千円	487千円	487千円	—	—	—	—	

学生１人当り納付金	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次
	1,260	1,010千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円

学生納付金以外の維持方法の概要	手数料収入、国庫補助金収入、受取利息・配当金収入、不随事業・収益事業収入、雑収入等により維持を図る

既設大学等の状況									
大学の名称	常磐大学								
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	年	人	年次人	人		倍			
人間科学部		396	－	1,592		1.11	昭和58年度	茨城県水戸市見和一丁目430番地の1	
心理学科	4	90	－	360	学士（人間科学）	1.12	平成20年度		
教育学科	4	66	4	272	学士（人間科学）	1.20	平成20年度		
初等教育コース	4	50	2	204	学士（人間科学）	1.07	平成26年度		
中等教育コース	4	16	2	68	学士（人間科学）	1.61	平成26年度		
現代社会学科	4	90	－	360	学士（人間科学）	1.20	平成16年度		
コミュニケーション学科	4	70	－	280	学士（人間科学）	0.93	昭和58年度		
健康栄養学科	4	80	－	320	学士（人間科学）	1.08	平成20年度		
総合政策学部		245	－	980		1.15	平成29年度		
経営学科	4	85	－	340	学士（総合政策学）	1.22	平成29年度		
法律行政学科	4	75	－	300	学士（総合政策学）	1.12	平成29年度		
総合政策学科	4	85	－	340	学士（総合政策学）	1.12	平成29年度		
看護学部		80	－	320		1.09	平成30年度	茨城県水戸市見和一丁目430番地の1 茨城県東茨城郡茨城町桜の郷280番地	
看護学科	4	80	－	320	学士（看護学）	1.09	平成30年度		
人間科学研究科								茨城県水戸市見和一丁目430番地の1	
人間科学専攻博士課程（後期）	3	2	－	6	博士（人間科学）	0.00	平成5年度		
人間科学専攻修士課程	2	10	－	20	博士（人間科学）	0.65	平成元年度		
看護学研究科								茨城県水戸市見和一丁目430番地の1 茨城県東茨城郡茨城町桜の郷280番地	
看護学専攻修士課程	2	6	－	12	修士（看護学）	1.10	令和4年度		
大学の名称	常磐短期大学								
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	年	人	年次人	人		倍			
キャリア教養学科	2	100	－	200	短期大学士（キャリア教養学）	0.59	平成15年度	茨城県水戸市見和一丁目430番地の1	令和5年度より学生募集停止
幼児教育保育学科	2	140	－	280	短期大学士（幼児教育保育学）	0.84	昭和43年度		
附属施設の概要	該当なし								

令和4年度	入学定員	編入学定員	収容定員		令和5年度	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
常磐大学					常磐大学				
人間科学部					人間科学部				
心理学科	90	3年次 0	360	→	心理学科	90	3年次 0	360	
教育学科	66	3年次 4	272	→	教育学科	66	3年次 4	272	
初等教育コース	50	3年次 2	204		初等教育コース	50	3年次 2	204	
中等教育コース	16	3年次 2	68		中等教育コース	16	3年次 2	68	
現代社会学科	90	3年次 0	360	→	現代社会学科	90	3年次 0	360	
コミュニケーション学科	70	3年次 0	280	→	コミュニケーション学科	70	3年次 0	280	
健康栄養学科	80	3年次 0	320	→	健康栄養学科	80	3年次 0	320	
総合政策学部					総合政策学部				
経営学科	85	3年次 0	340	→	経営学科	85	3年次 0	340	
法律行政学科	75	3年次 0	300	→	法律行政学科	75	3年次 0	300	
総合政策学科	85	3年次 0	340	→	総合政策学科	85	3年次 0	340	
看護学部					看護学部				
看護学科	80	3年次 0	320		看護学科	80	3年次 0	320	
計	721	4	2892		計	721	4	2892	
常磐大学大学院					常磐大学大学院				
人間科学研究科					人間科学研究科				
人間科学専攻（M）	10	—	20		人間科学専攻（M）	10	—	20	
人間科学専攻（D）	2	—	6		人間科学専攻（D）	2	—	6	
看護学研究科					看護学研究科				
看護学専攻（M）	6	—	12		看護学専攻（M）	6	—	12	
計	18	—	38		計	18	—	38	
常磐短期大学					常磐短期大学				
キャリア教養学科	100	—	200		キャリア教養学科	0	—	0	令和5年度募集停止
幼児教育保育学科	140	—	280		幼児教育保育学科	120	—	240	収容定員変更
計	140	—	480		計	120	—	240	

校地校舎等の図面

①都道府県内の位置関係

水戸市は、茨城県の県庁所在地として東京・上野から特急で約６５分の距離にあります。

②最寄り駅から大学

ＪＲ水戸駅、赤塚駅周辺からの交通案内

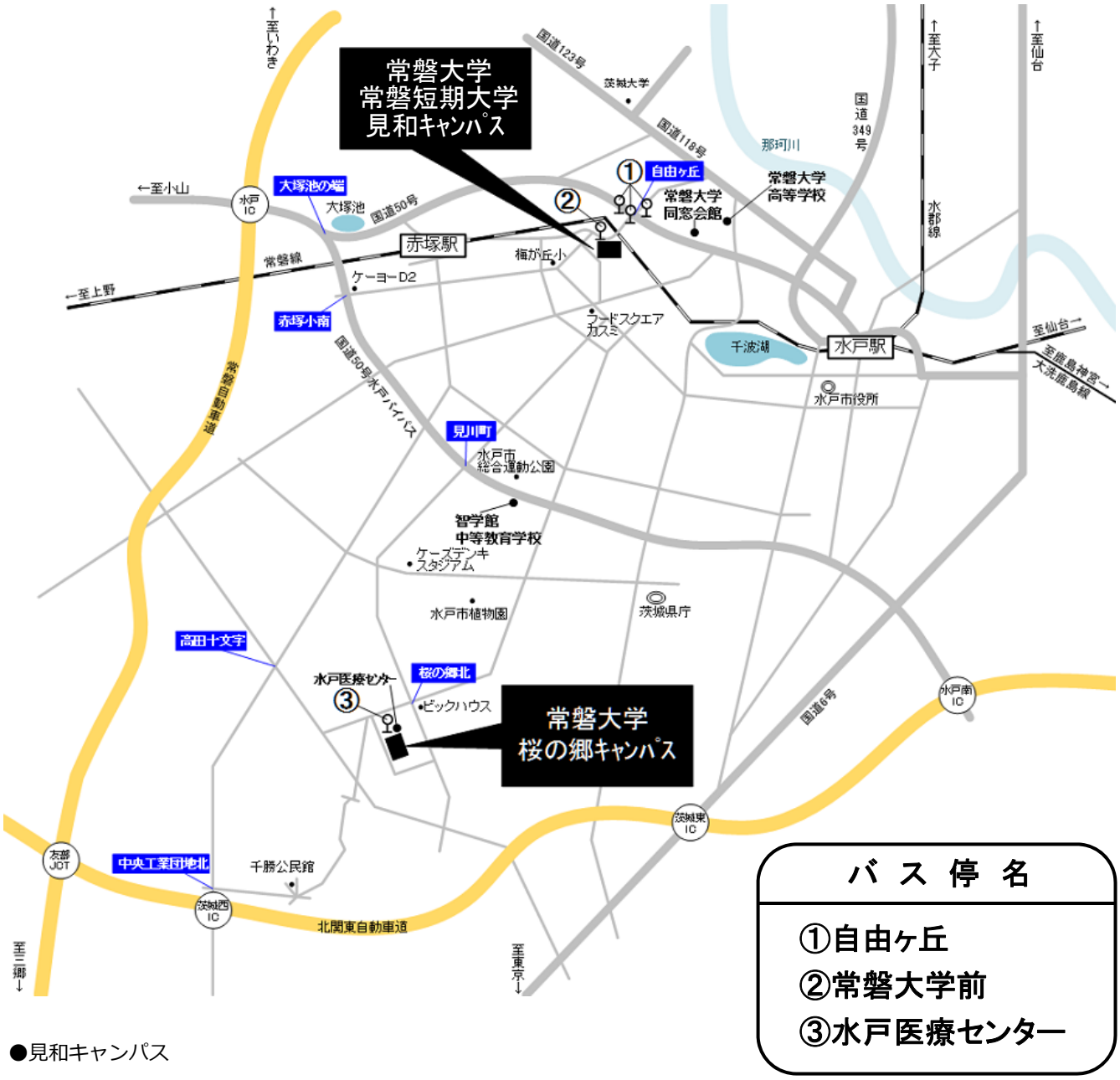

バス停名
①自由ヶ丘
②常磐大学前
③水戸医療センター

●見和キャンパス

住所：茨城県水戸市見和１－４３０－１

■水戸駅　北口５番バス乗り場から自由ヶ丘(①)下車（所要時間約 20 分）

※直接常磐大学経由のバスもありますが、数が限られています。

■赤塚駅　南口１番バス乗り場（水戸駅行き）から常磐大学前(②)下車（所要時間約 15 分）

●桜の郷キャンパス

住所：茨城県東茨城郡茨城町桜の郷２８０

■水戸駅　北口４番バス乗り場から水戸医療センター(③)下車（所要時間約 35 分）

■赤塚駅　南口４番バス乗り場（水戸医療センター行き）から水戸医療センター(③)下車（所要時間約 20 分）

③ 校舎・運動場等の配置図　　■ 校地の状況（見和キャンパス）

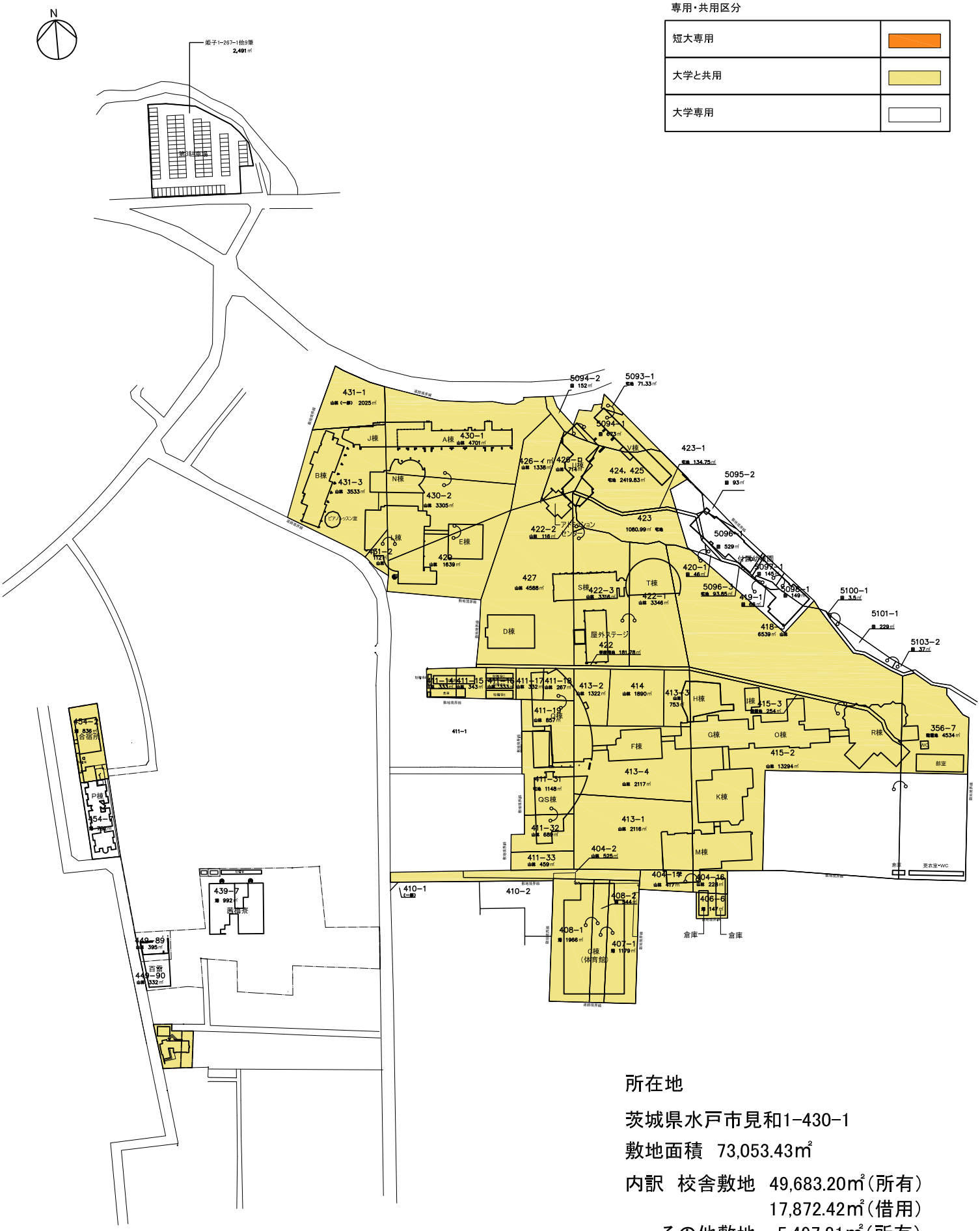

所在地

茨城県水戸市見和1-430-1

敷地面積　73,053.43㎡

内訳　校舎敷地　49,683.20㎡（所有）

17,872.42㎡（借用）

その他敷地　5,497.81㎡（所有）

■ 校地の状況（小吹ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ）

専用・共用区分

短大専用	
大学と共用	
大学専用	

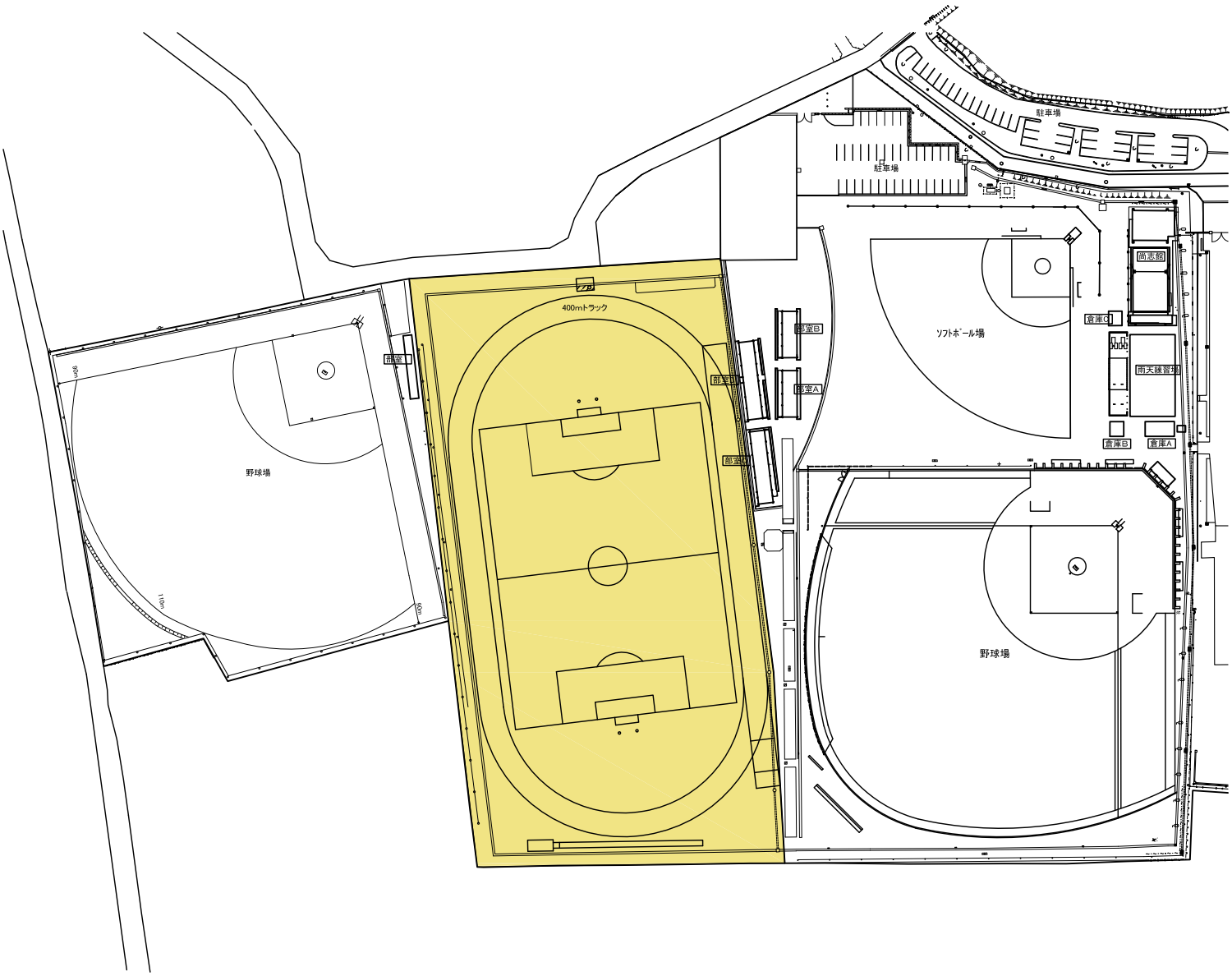

所在地

茨城県水戸市小吹町西原2083-1

敷地面積　17,503.00㎡（借用）

■ 校地の状況（桜の郷ｷｬﾝﾊﾟｽ）

専用・共用区分

短大専用	
大学と共用	
大学専用	

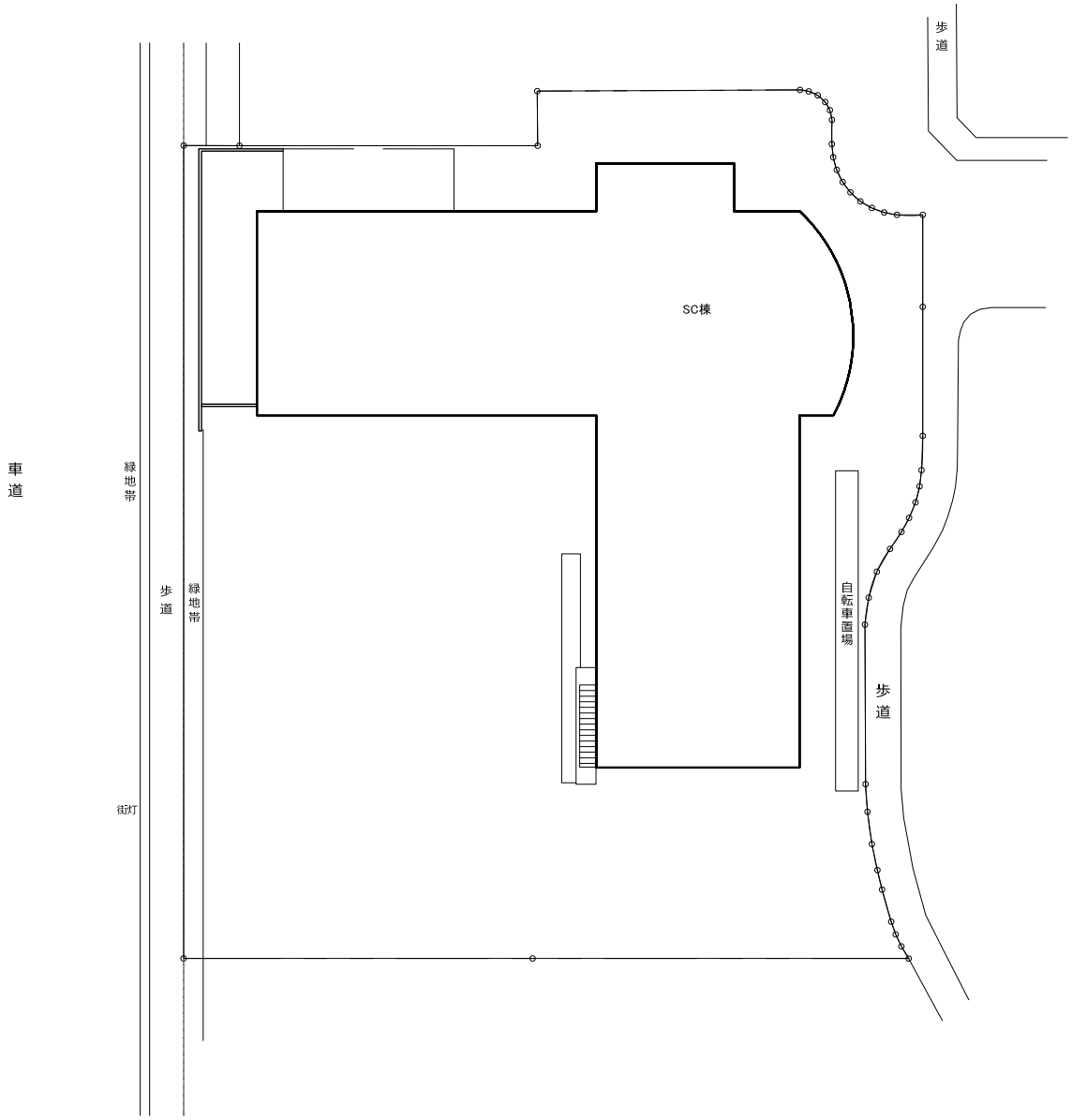

所在地

茨城県東茨城郡茨城町桜の郷280

敷地面積　5,010.02㎡（借用）

④校舎の配置図

【見和ｷｬﾝﾊﾟｽ】

専用・共用区分

短大専用	
大学と共用	
大学専用	

ｷｬﾝﾊﾟｽ	建屋	短大専用	短大・大学共用	大学専用	体育施設	合計	ｷｬﾝﾊﾟｽ	建屋	短大専用	短大・大学共用	大学専用	体育施設	合計
見和	A			2,377.41		2,377.41	見和	N	1,088.52	954.81	15.20		2,058.53
	B	783.30	543.70	515.30		1,842.30		O			2,269.13		2,269.13
	C(体育館)				2,884.33	2,884.33		Q		4,729.96	1,010.66		5,740.62
	D	490.93		1,536.71		2,027.64		Qs		3,428.66			3,428.66
	E		1,159.58			1,159.58		R			3,738.55		3,738.55
	F		1,057.33	864.20		1,921.53		S		2,190.55			2,190.55
	G			2,683.64		2,683.64		T		1,572.38		645.36	2,217.74
	H			442.54		442.54		U		501.52	1,251.07		1,752.59
	I			193.30		193.30		V			972.08		972.08
	J	14.60	742.85	384.09		1,141.54		器楽練習館		58.42			58.42
	K			2,523.27		2,523.27	桜の郷	SC			4,157.05	678.88	4,835.93
	L	407.22	1,695.30			2,102.52	計		2,784.57	18,635.06	28,394.82		49,814.45
	M			3,460.62		3,460.62	合計		2,784.57	18,635.06	28,394.82	4,208.57	54,023.02

【桜の郷ｷｬﾝﾊﾟｽ】

専用・共用区分

短大専用	
大学と共用	
大学専用	

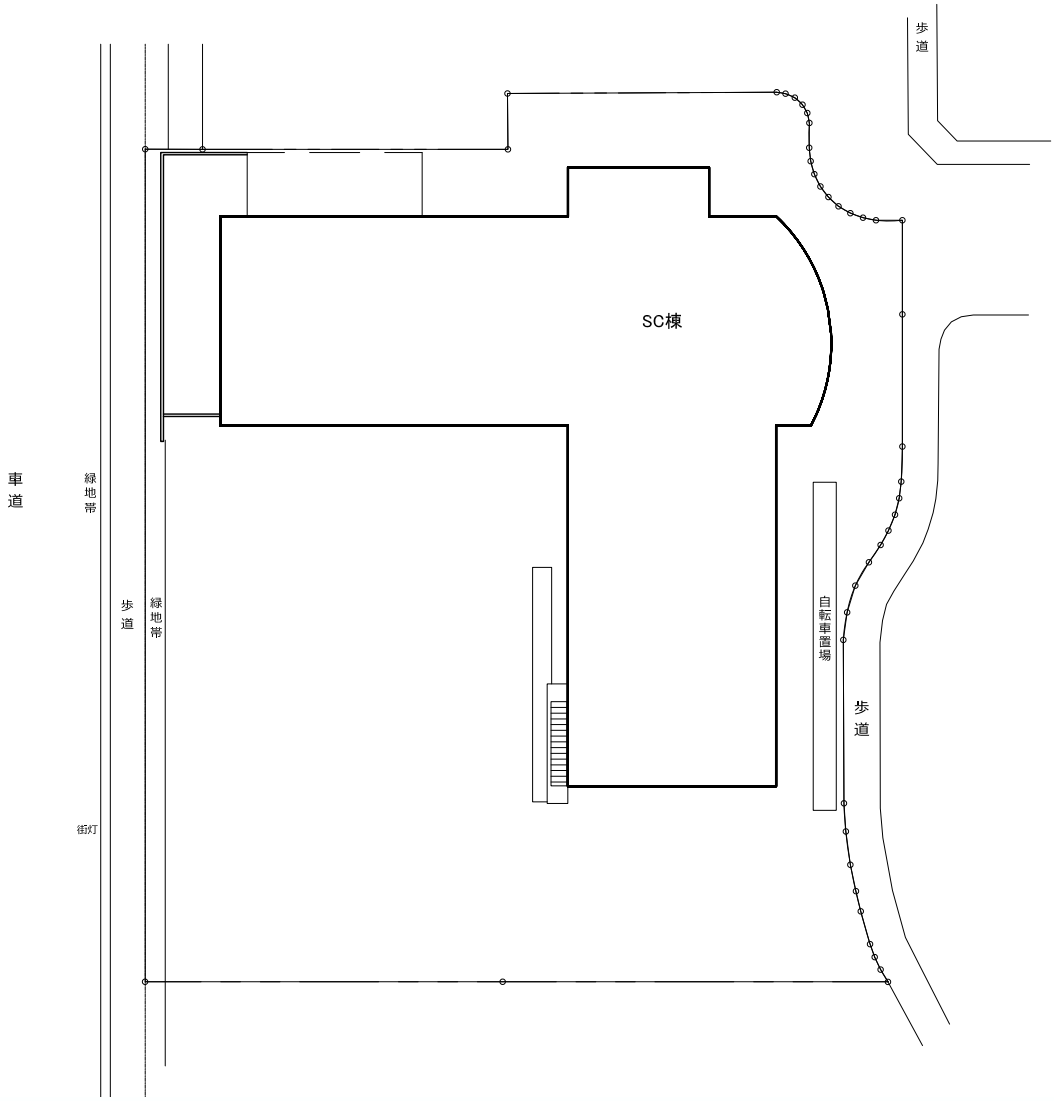

ｷｬﾝﾊﾟｽ	建屋	短大専用	短大・大学共用	大学専用	体育施設	合計
見和	A			2,377.41		2,377.41
	B	783.30	543.70	515.30		1,842.30
	C(体育館)				2,884.33	2,884.33
	D	490.93		1,536.71		2,027.64
	E		1,159.58			1,159.58
	F		1,057.33	864.20		1,921.53
	G			2,683.64		2,683.64
	H			442.54		442.54
	I			193.30		193.30
	J	14.60	742.85	384.09		1,141.54
	K			2,523.27		2,523.27
	L	407.22	1,695.30			2,102.52
	M			3,460.62		3,460.62

ｷｬﾝﾊﾟｽ	建屋	短大専用	短大・大学共用	大学専用	体育施設	合計
見和	N	1,088.52	954.81	15.20		2,058.53
	O			2,269.13		2,269.13
	Q		4,729.96	1,010.66		5,740.62
	Qs		3,428.66			3,428.66
	R			3,738.55		3,738.55
	S		2,190.55			2,190.55
	T		1,572.38		645.36	2,217.74
	U		501.52	1,251.07		1,752.59
	V			972.08		972.08
	器楽練習館		58.42			58.42
桜の郷	SC			4,157.05	678.88	4,835.93
計		2,784.57	18,635.06	28,394.82		49,814.45
合計		2,784.57	18,635.06	28,394.82	4,208.57	54,023.02

B棟　1階平面図

専用・共用区分

短大専用		169.70 ㎡
大学と共用		147.81 ㎡
大学専用		394.20 ㎡

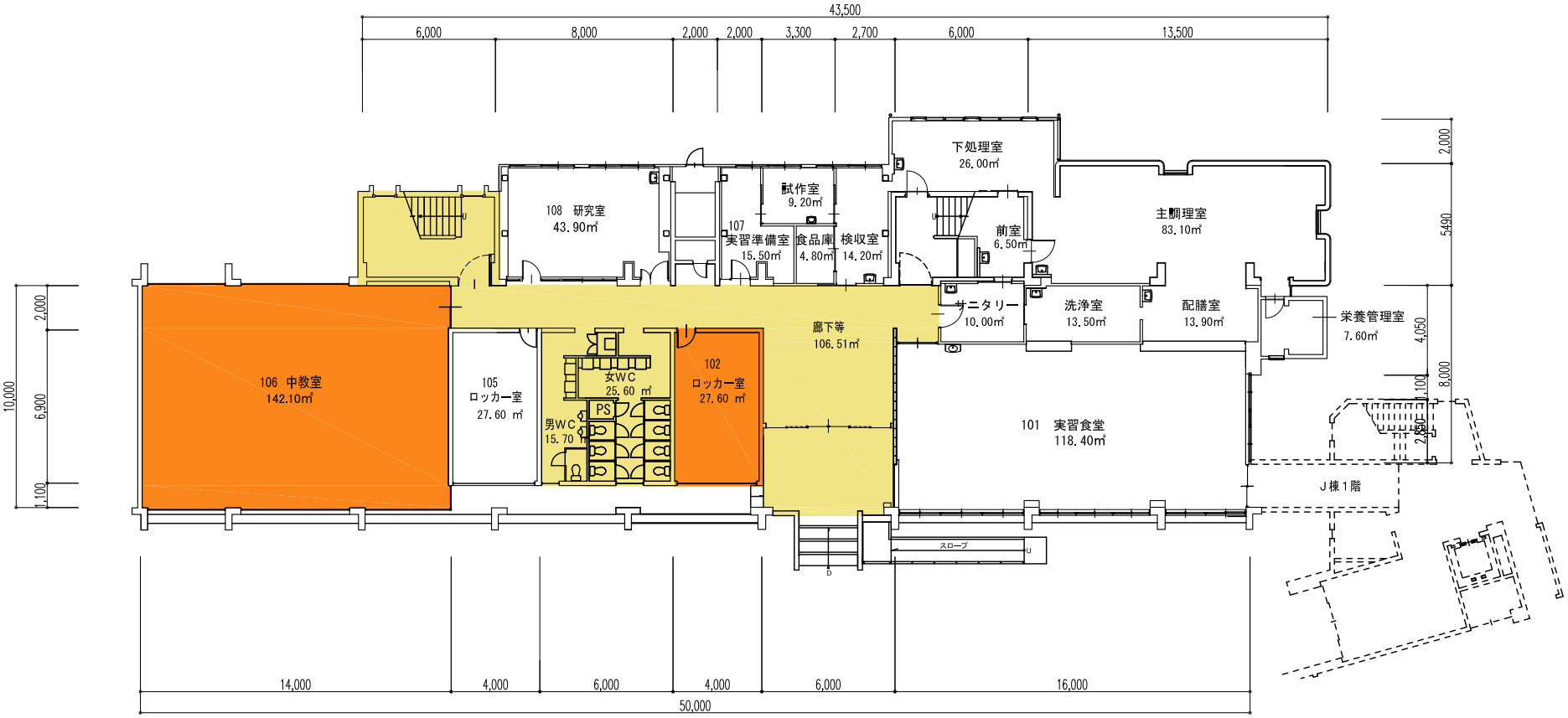

B棟　2階平面図

専用・共用区分

短大専用		315.10 ㎡
大学と共用		197.62 ㎡
大学専用		121.10 ㎡

B棟　3階平面図

専用・共用区分

短大専用		298.50 ㎡
大学と共用		198.27 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

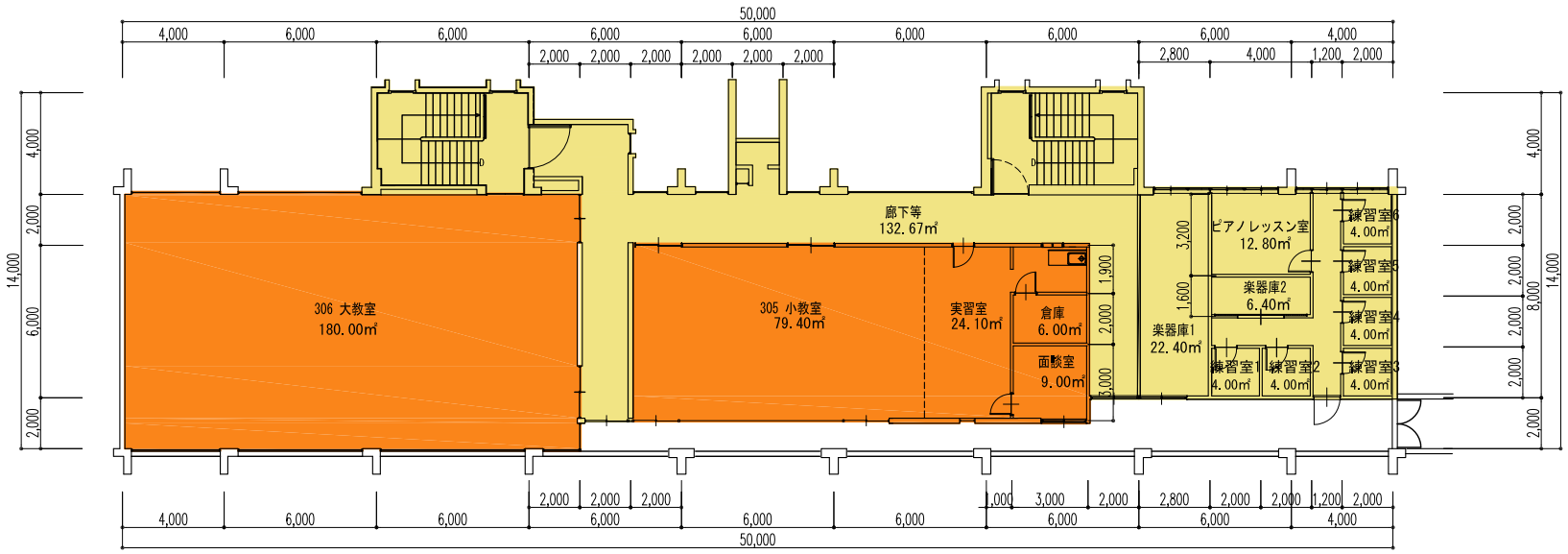

C棟（体育館） 1階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		2,239.00 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

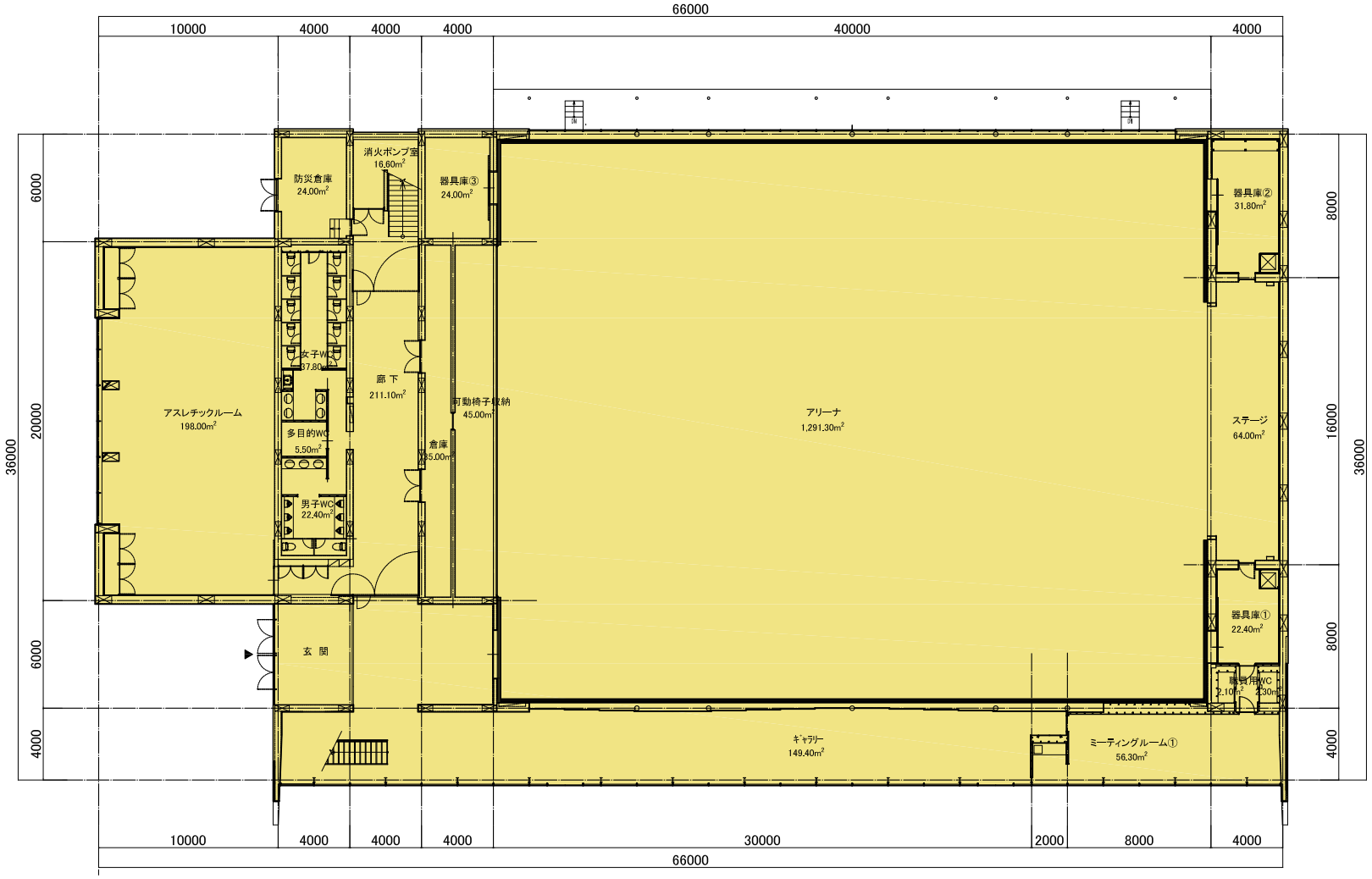

C棟（体育館） 2階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		645.33 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

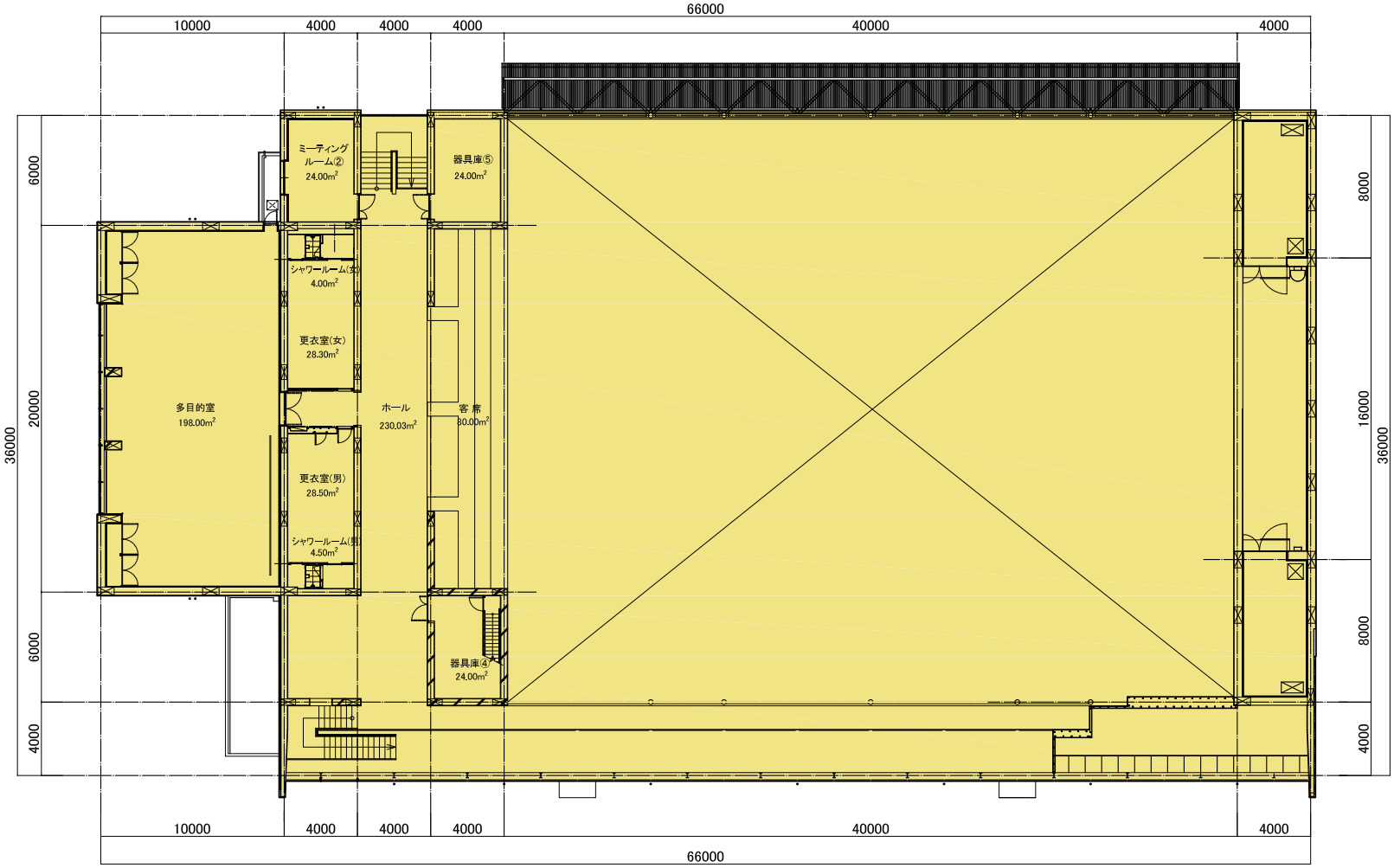

D棟　1階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		0.00 ㎡
大学専用		501.92 ㎡

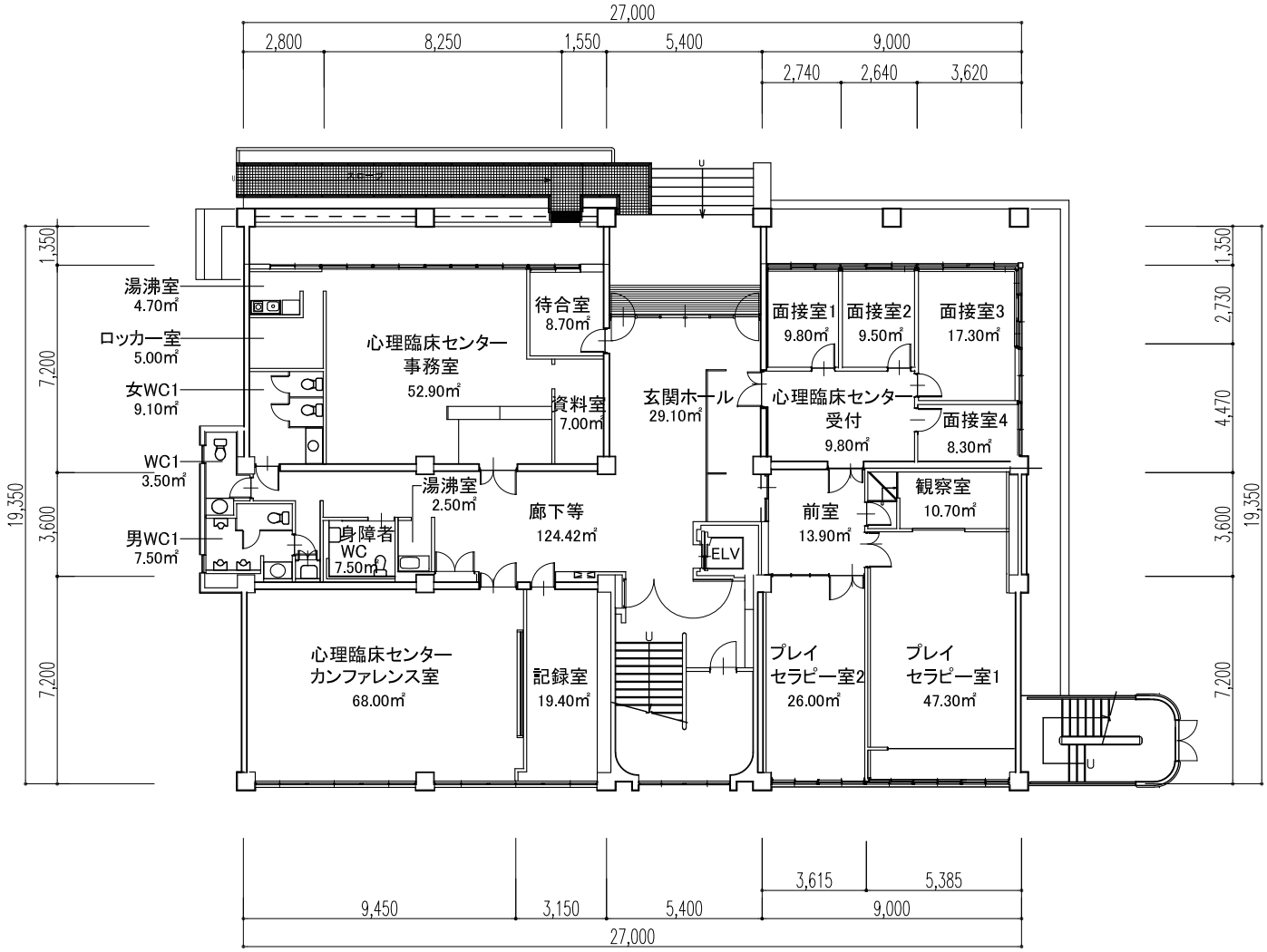

D棟　2階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		0.00 ㎡
大学専用		509.63 ㎡

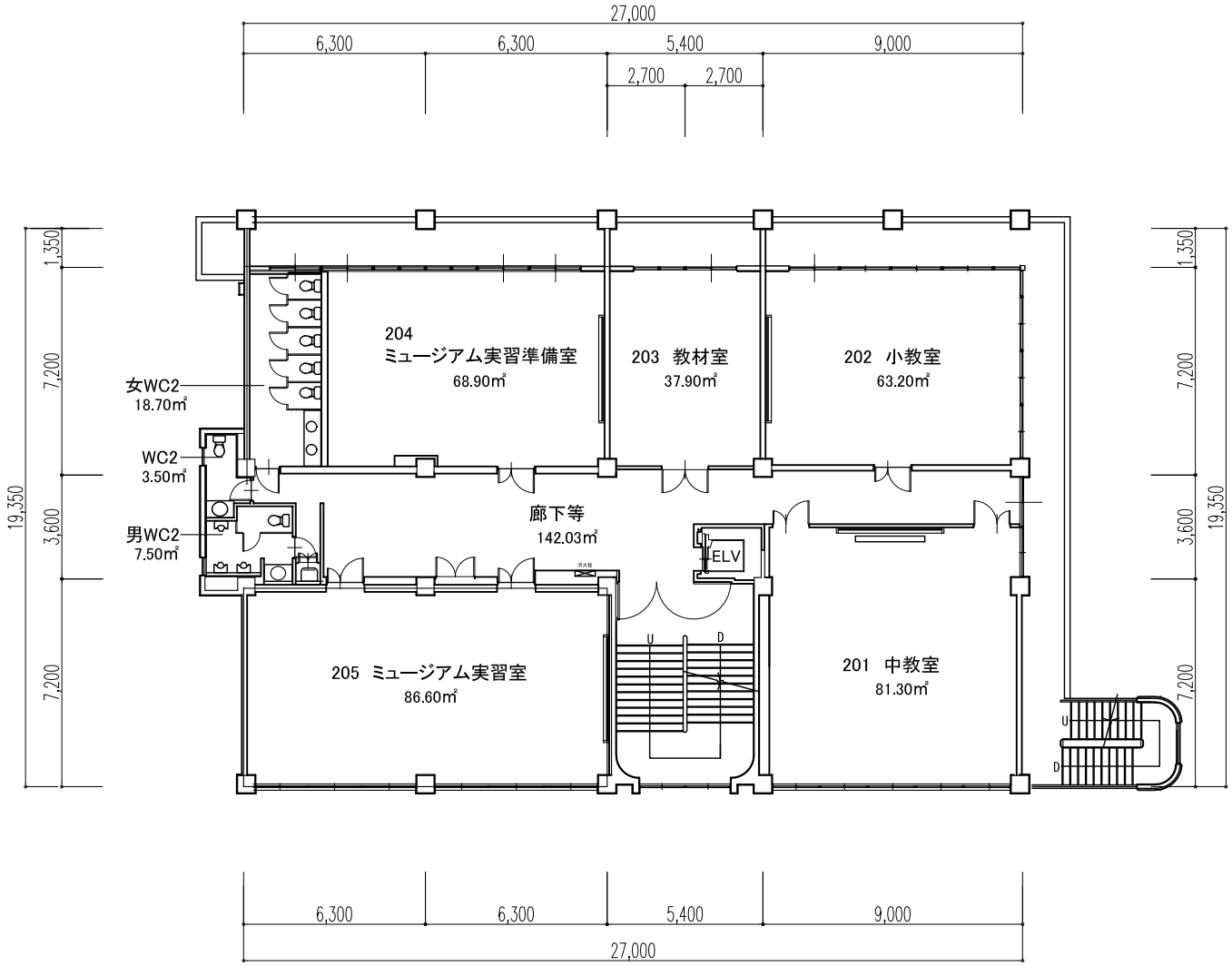

D棟　3階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		0.00 ㎡
大学専用		525.16 ㎡

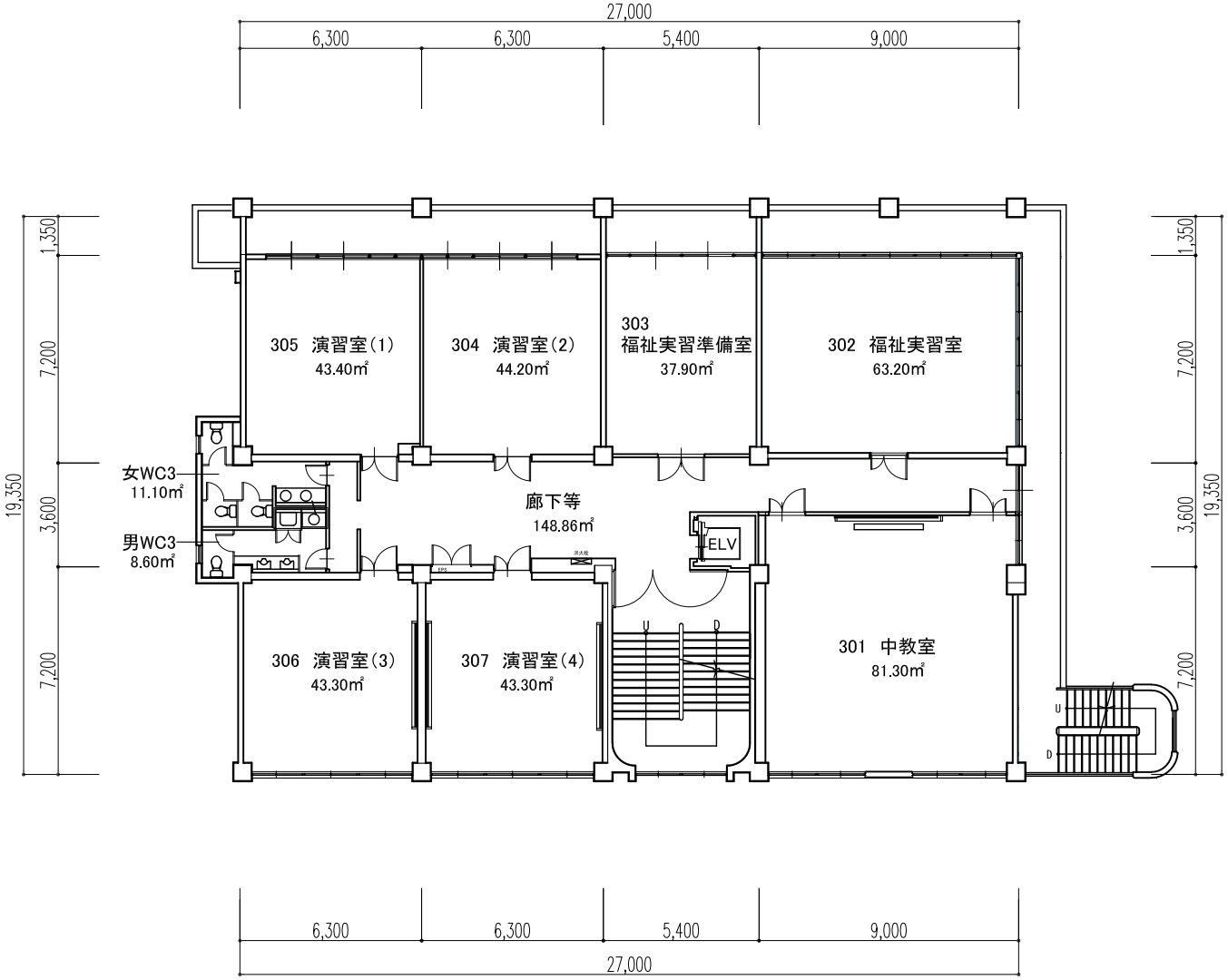

D棟　4階平面図

専用・共用区分

短大専用		490.93 ㎡
大学と共用		0.00 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

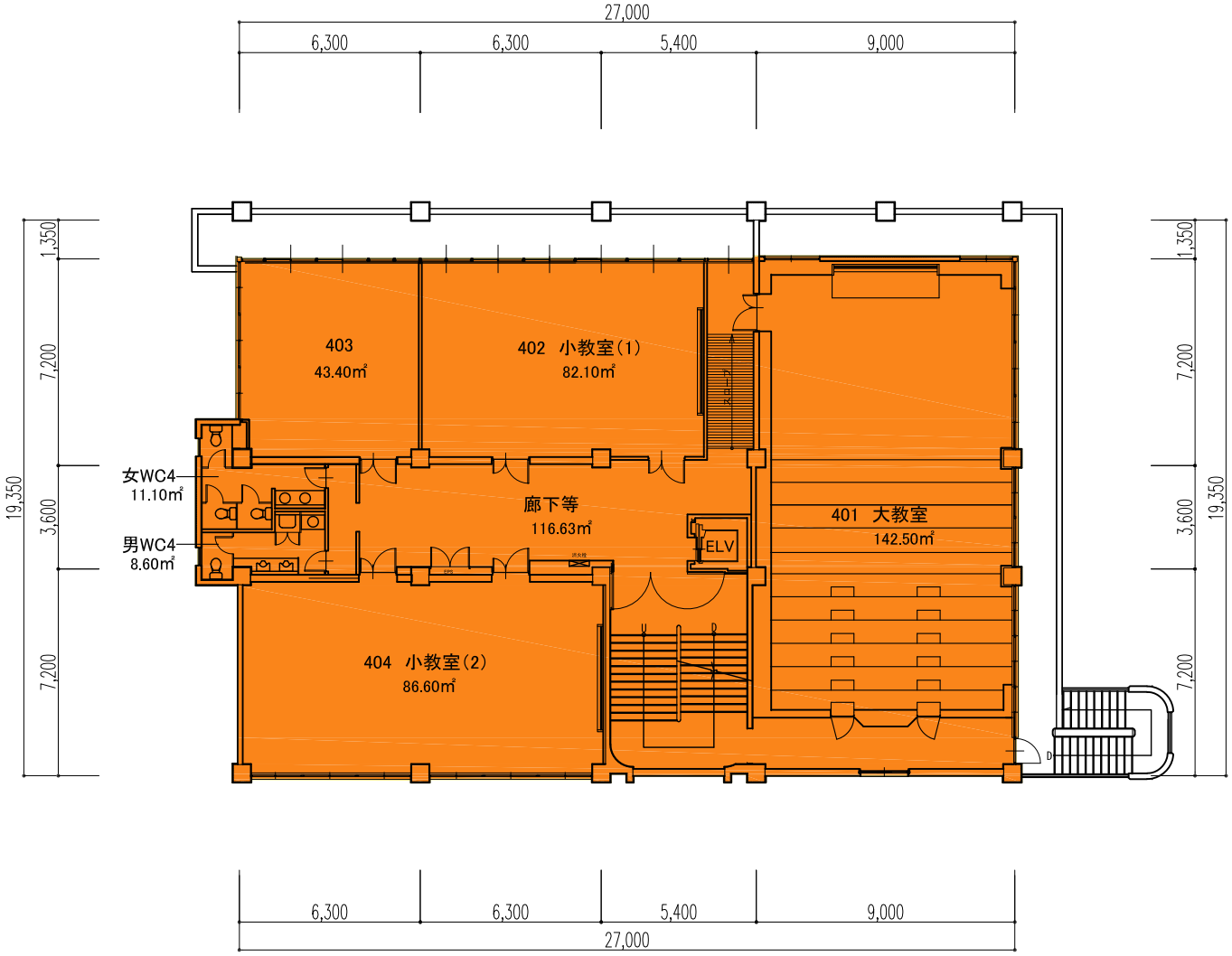

E棟　1階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		392.50 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

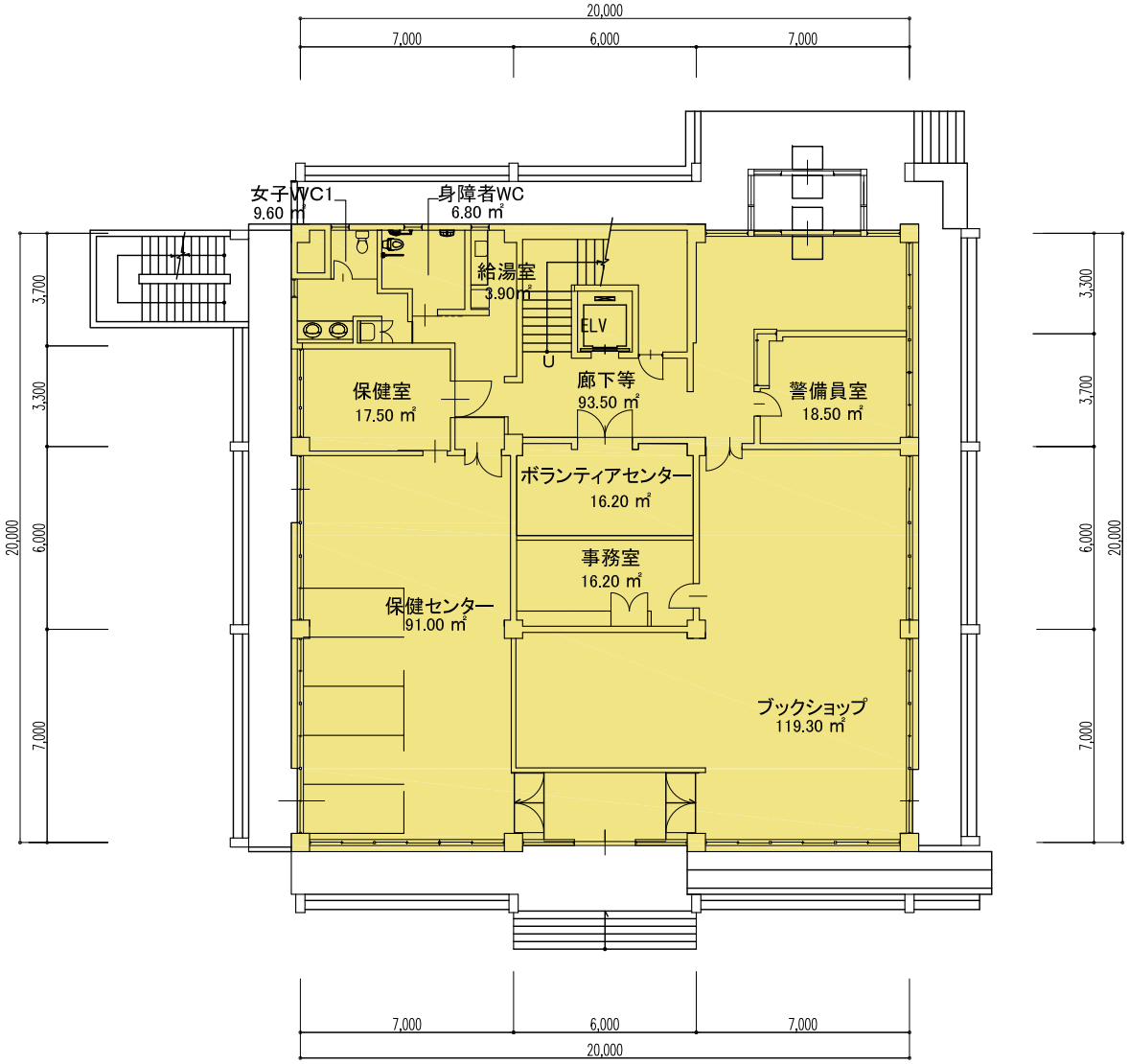

E棟　2階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		383.54 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

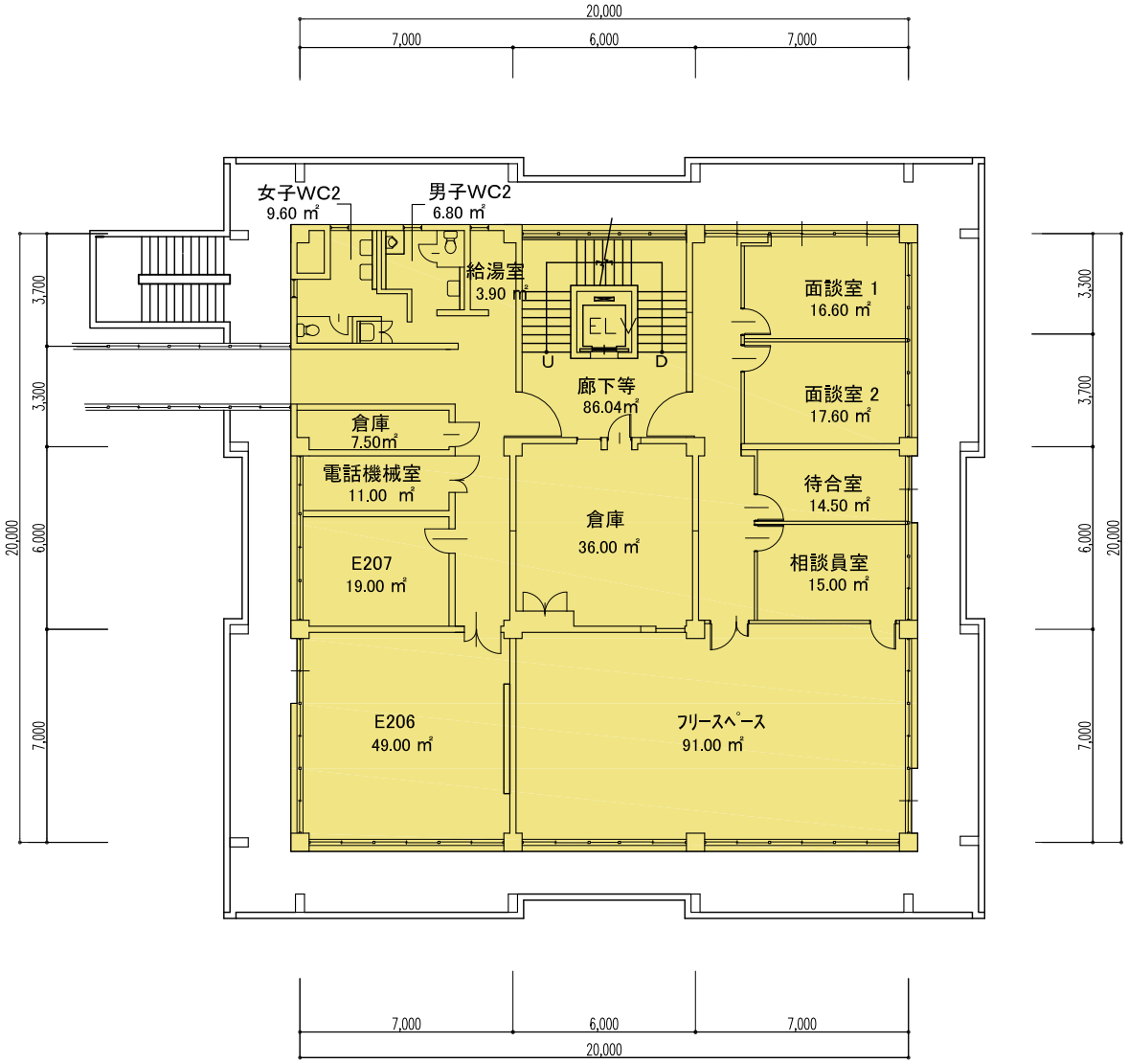

E棟　3階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		383.54 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

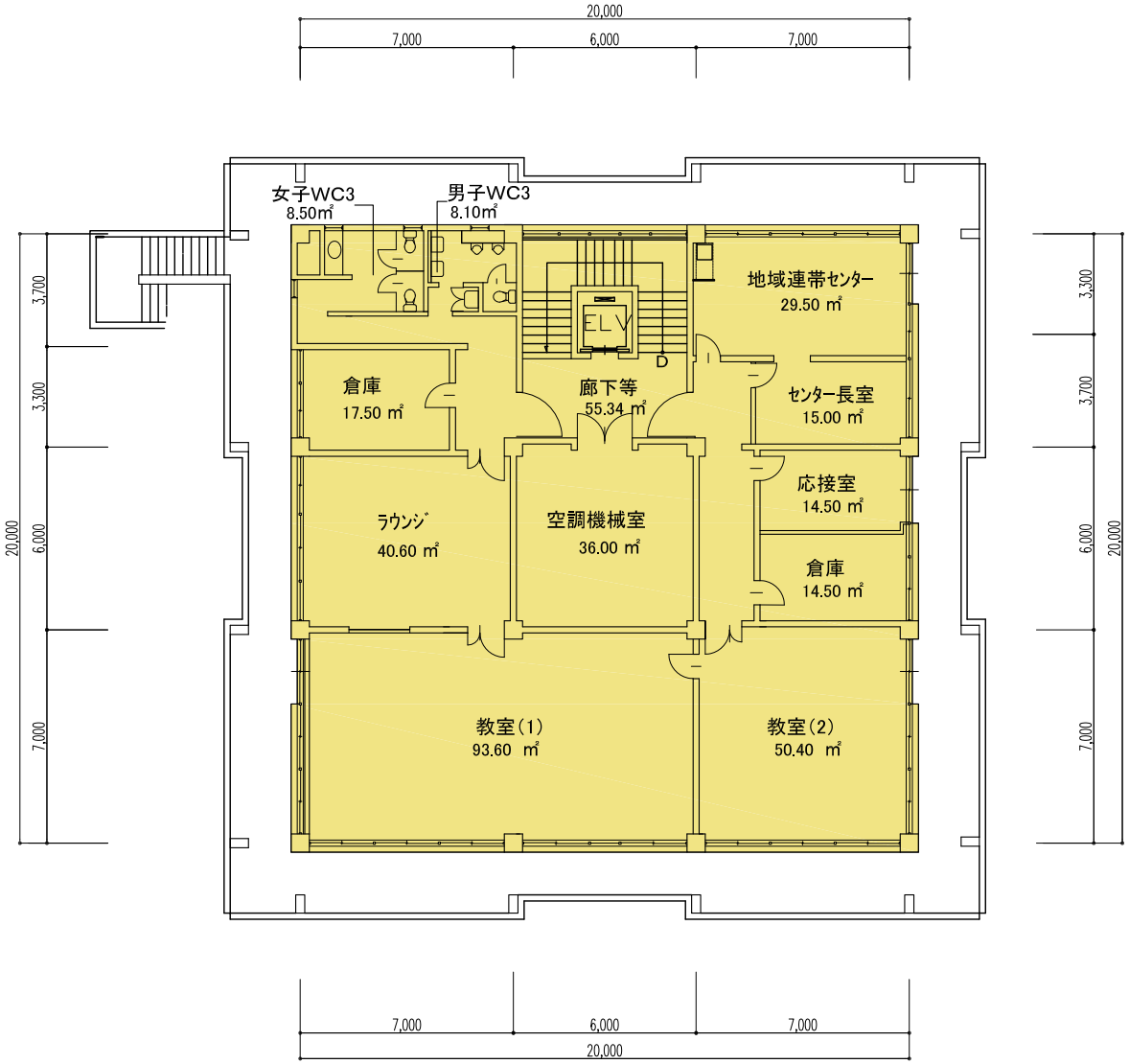

F棟　B1階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		592.50 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

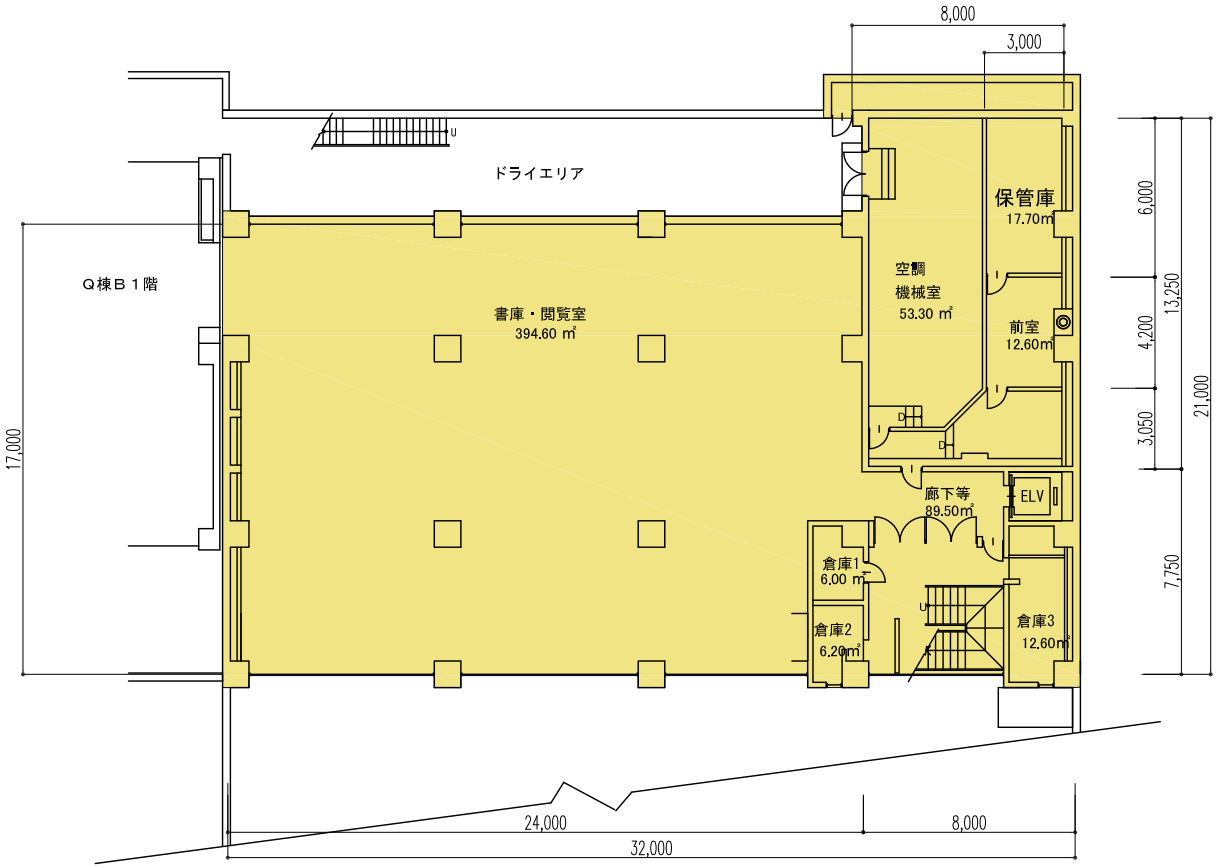

F棟　1階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		464.83 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

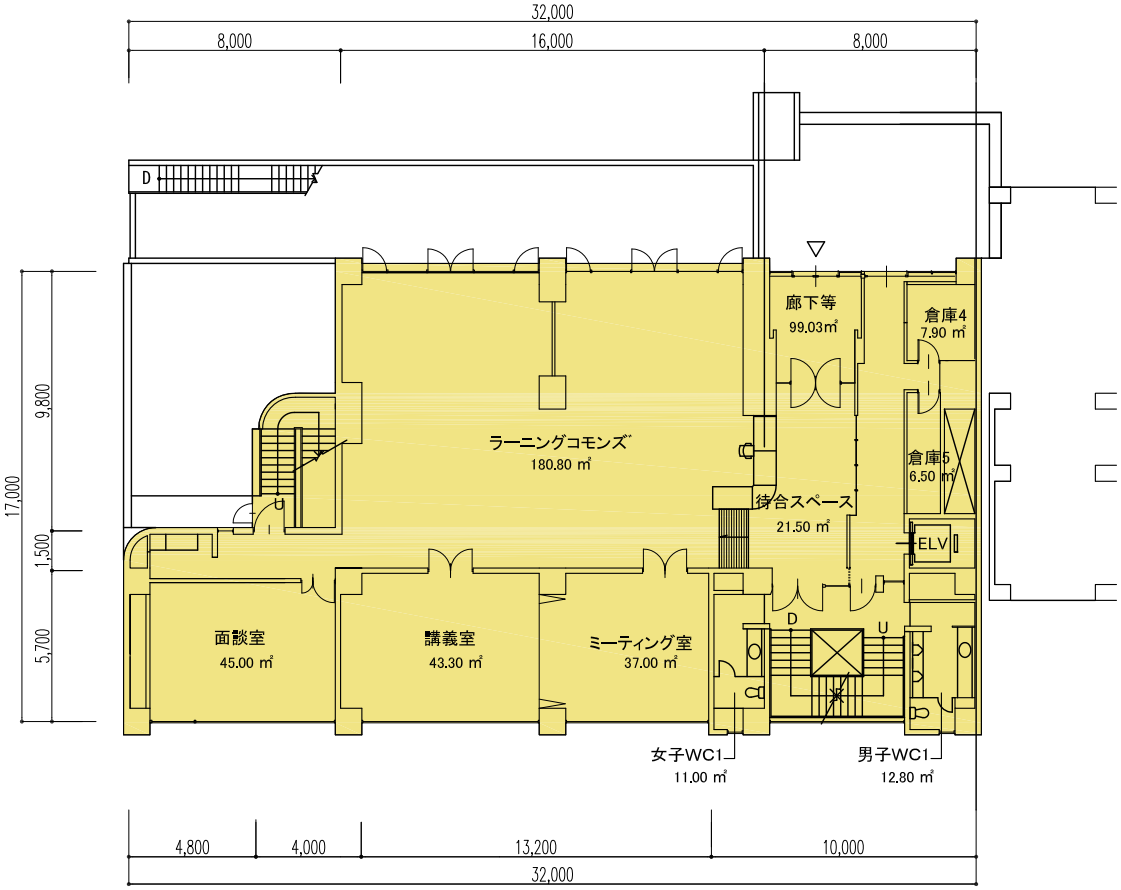

F棟　2階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		0.00 ㎡
大学専用		454.80 ㎡

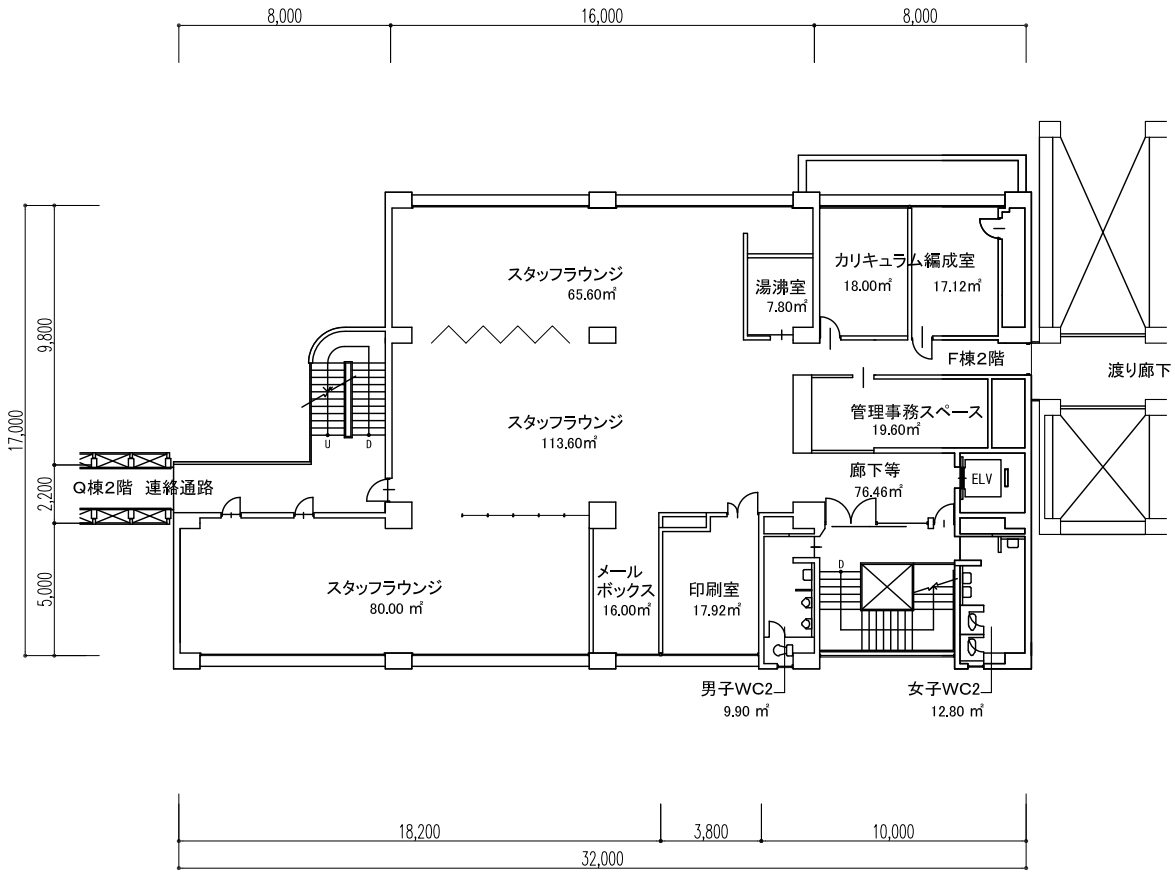

F棟　3階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		0.00 ㎡
大学専用		409.40 ㎡

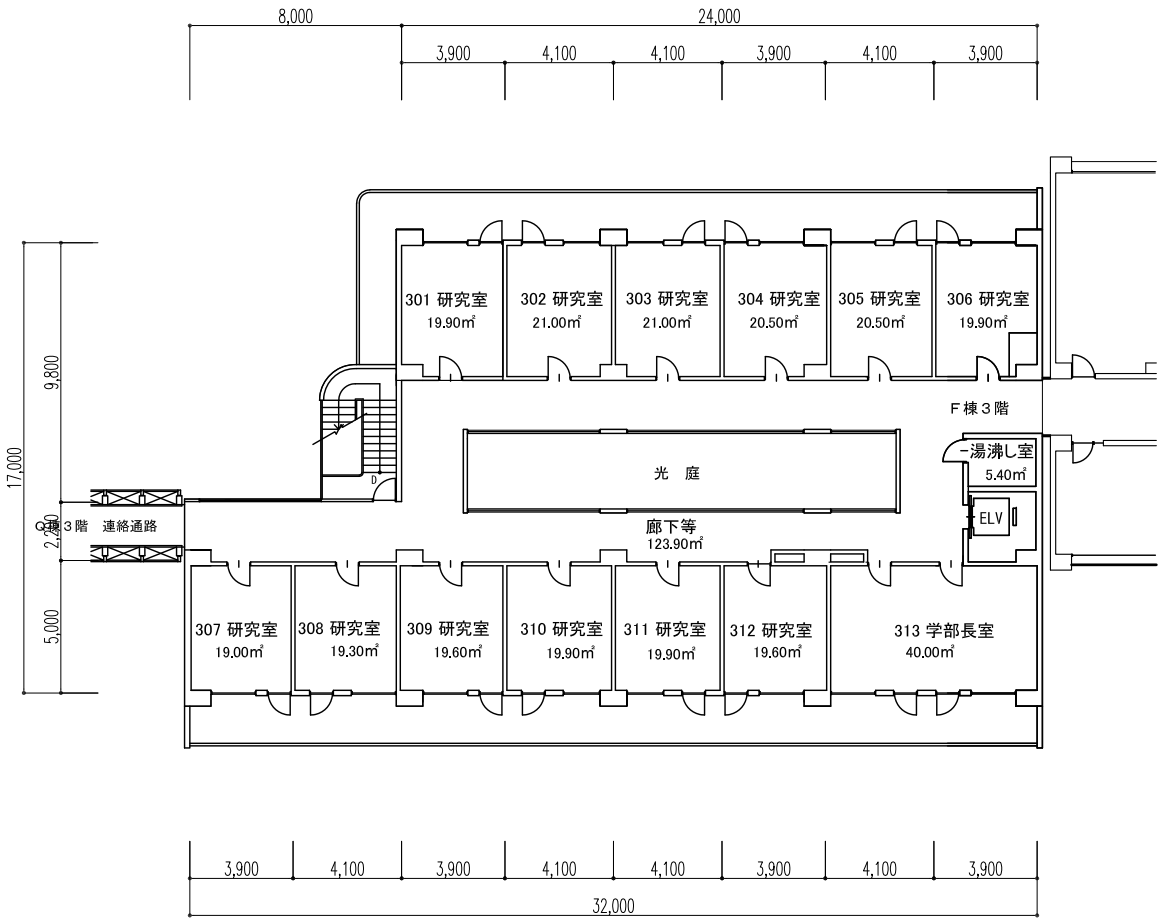

J棟　1階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		0.00 ㎡
大学専用		364.77 ㎡

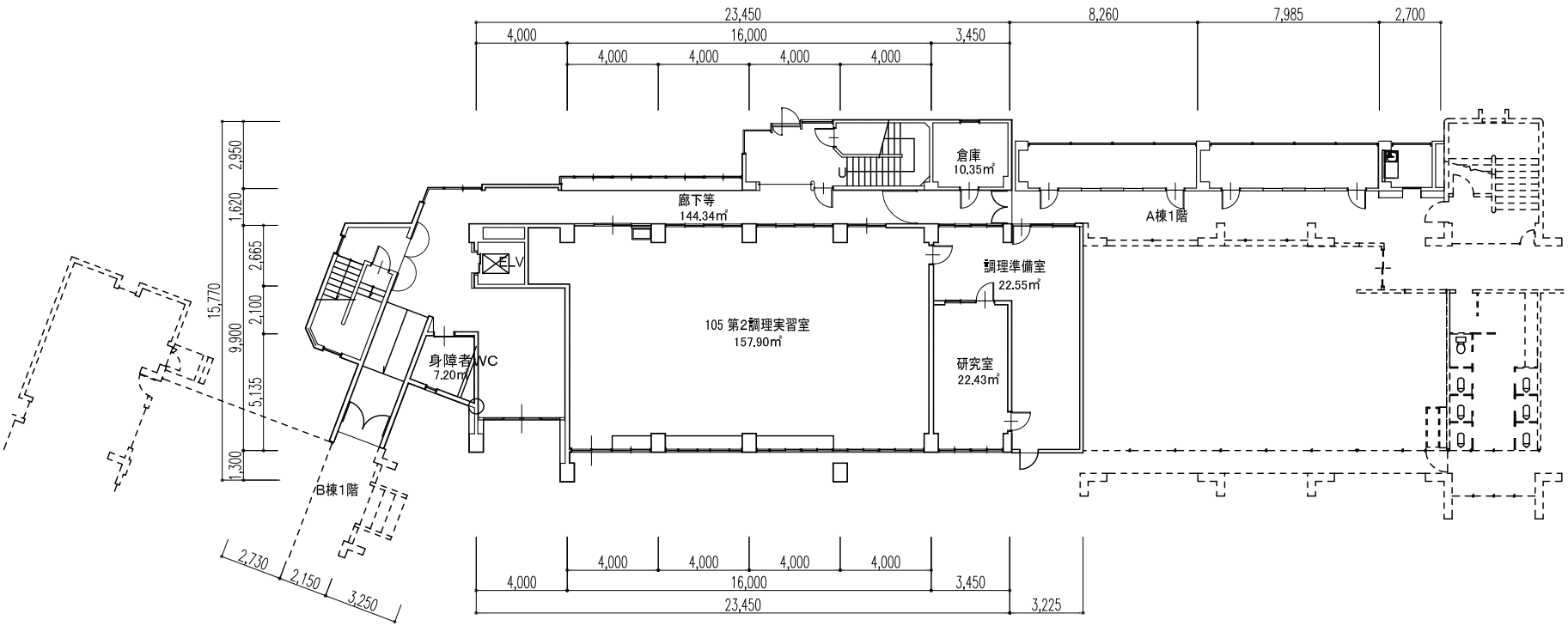

J棟　2階平面図

専用・共用区分

短大専用		14.60 ㎡
大学と共用		372.64 ㎡
大学専用		19.32 ㎡

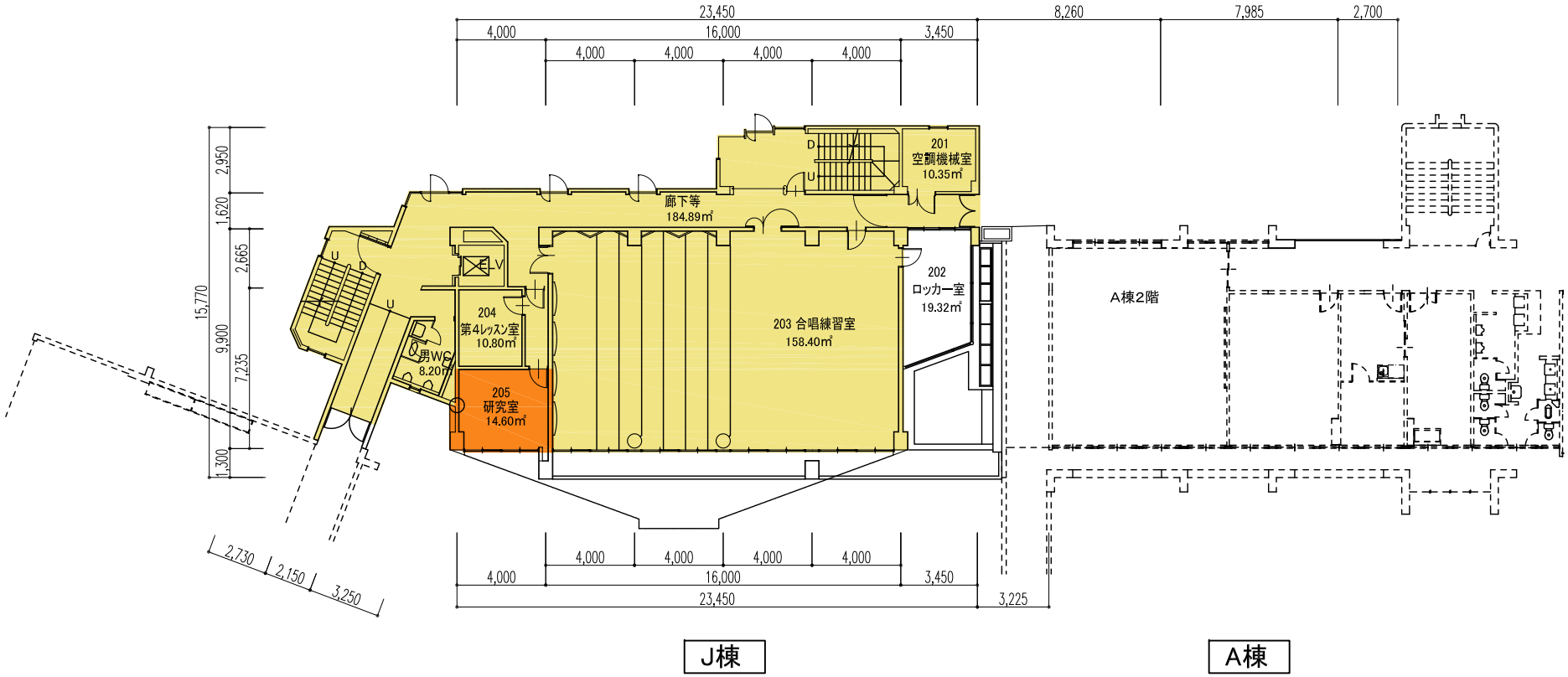

J棟　3階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		370.21 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

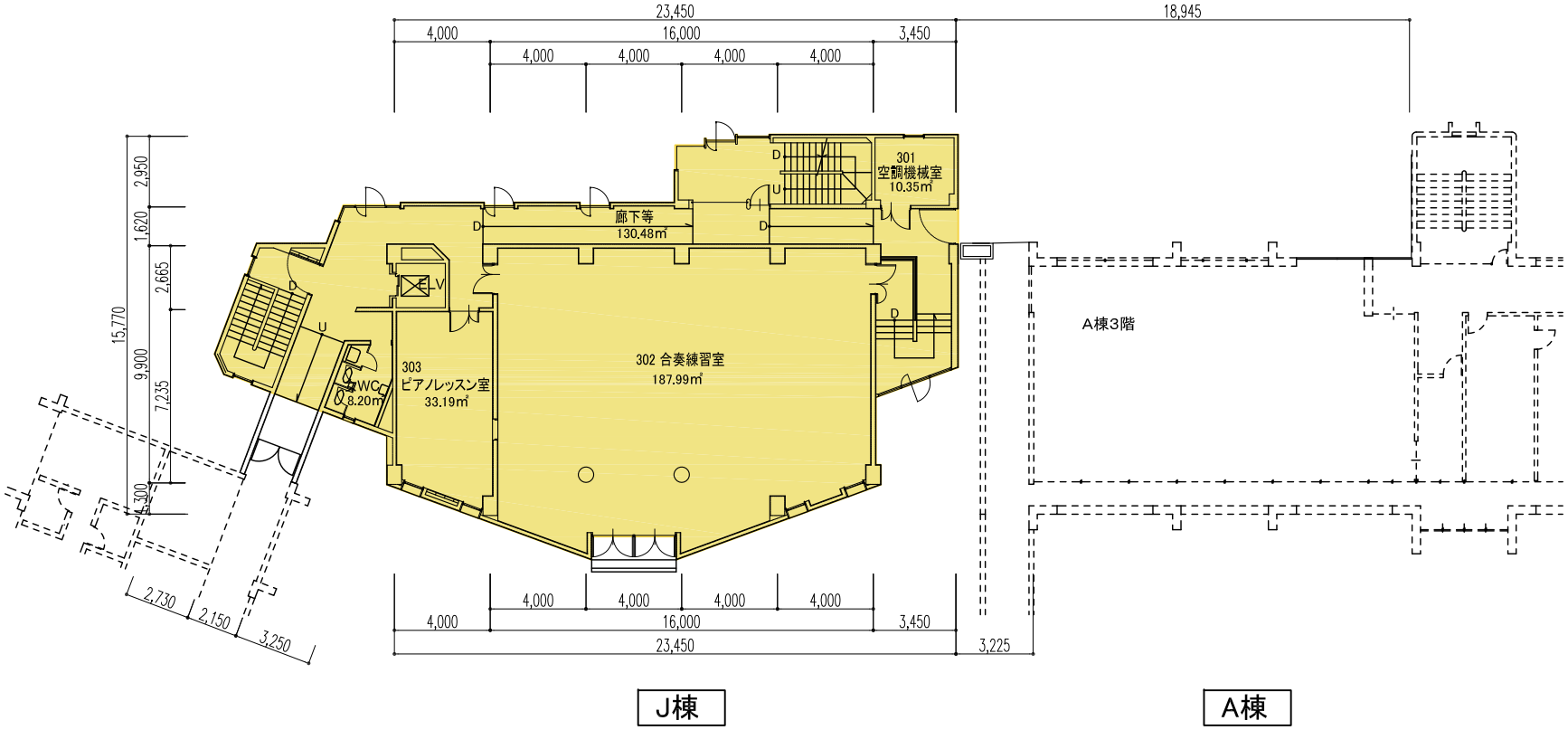

L棟　1階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		1,204.12 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

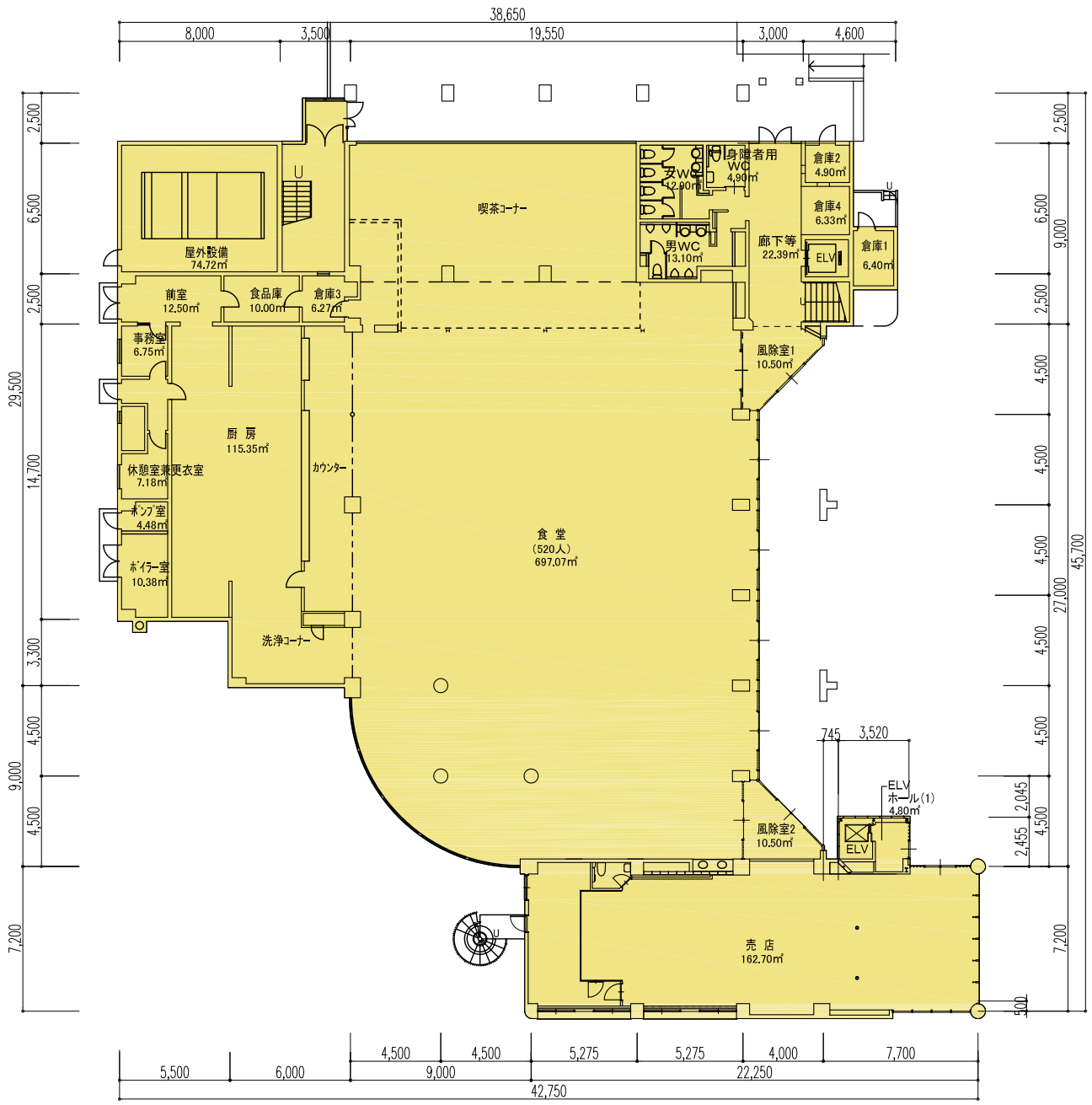

L棟　2階平面図

専用・共用区分

短大専用		170.43 ㎡
大学と共用		324.37 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

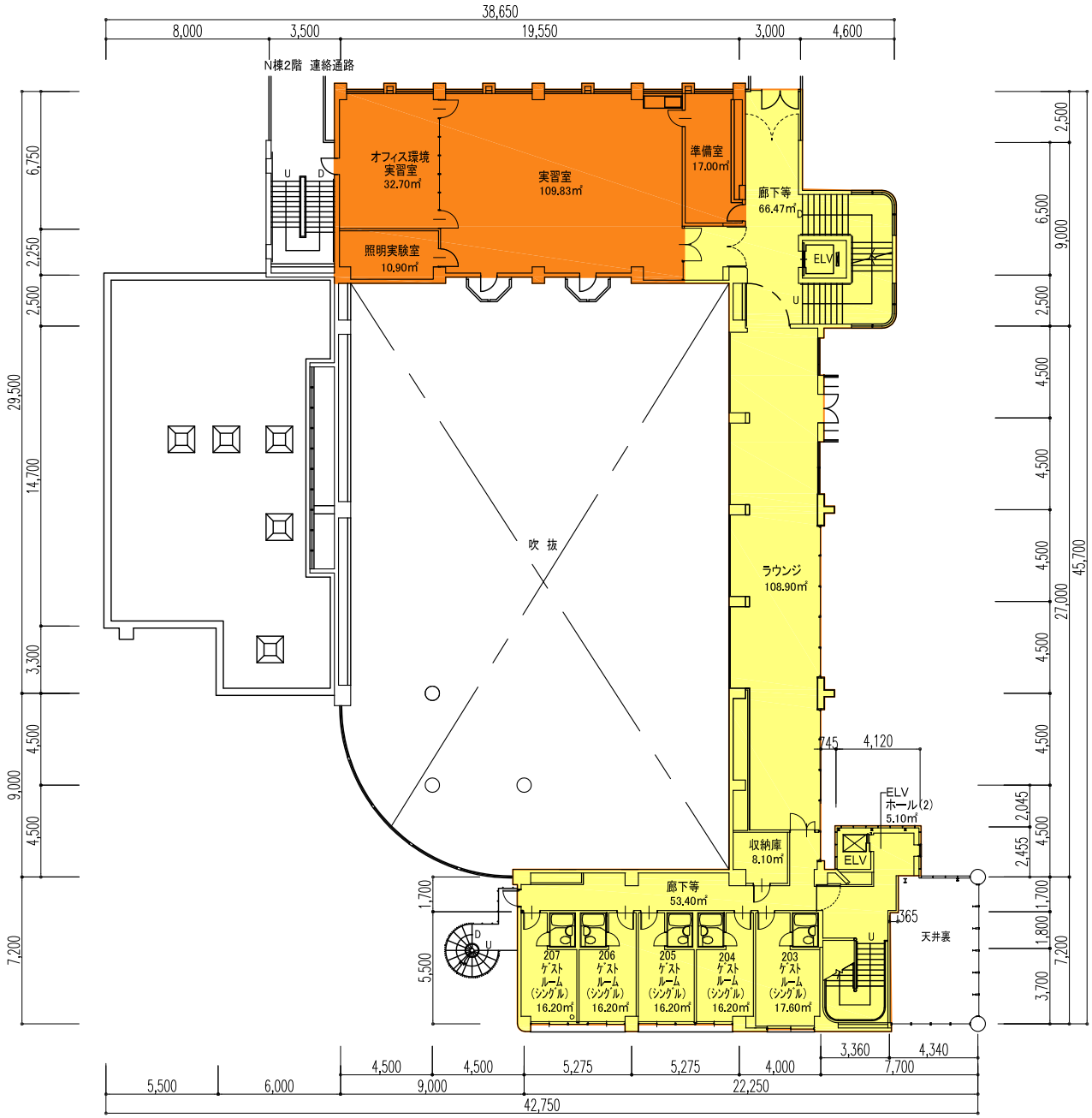

L棟　3階平面図

専用・共用区分

短大専用		236.79 ㎡
大学と共用		166.81 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

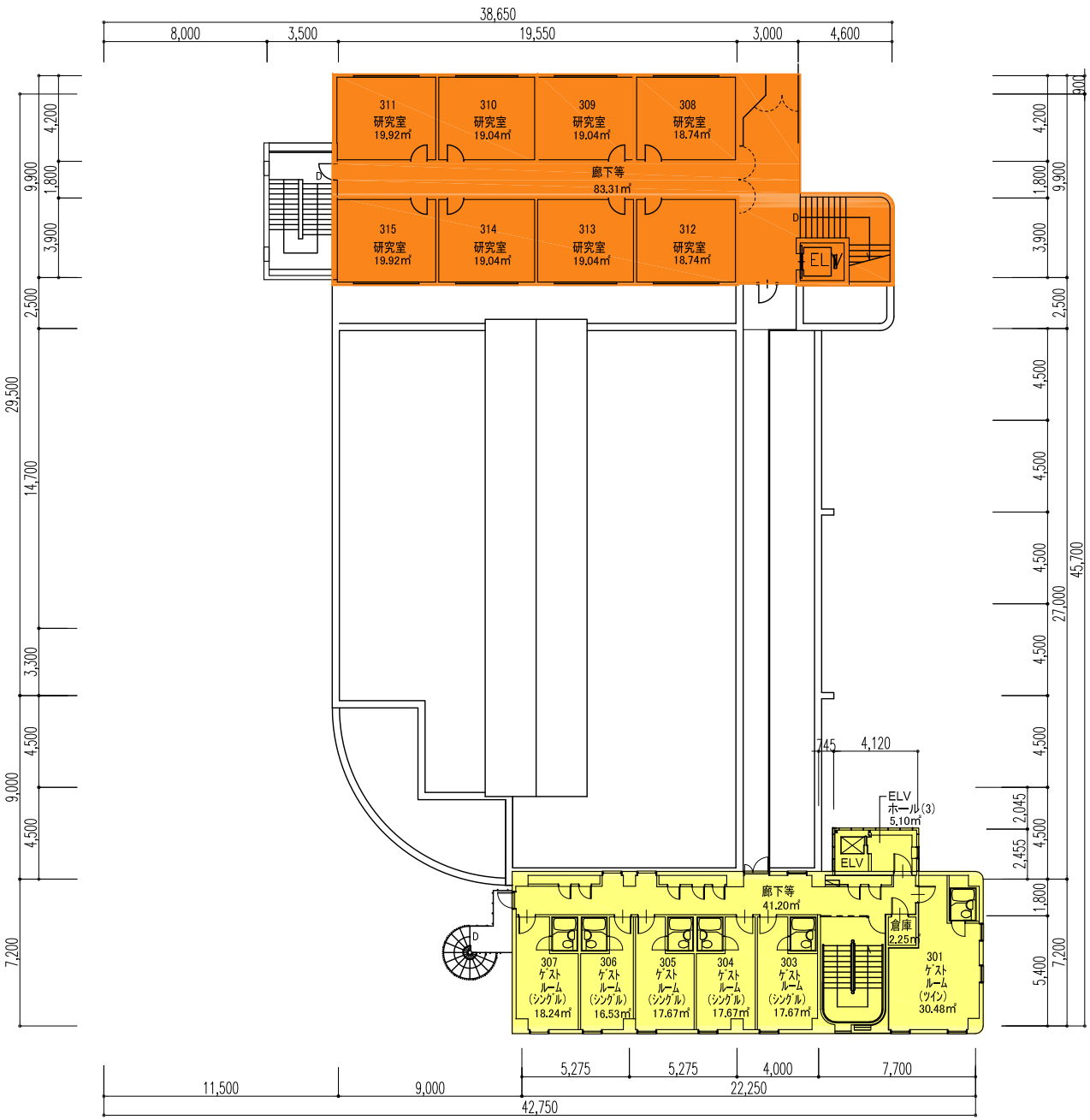

N棟　B1階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		283.73 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

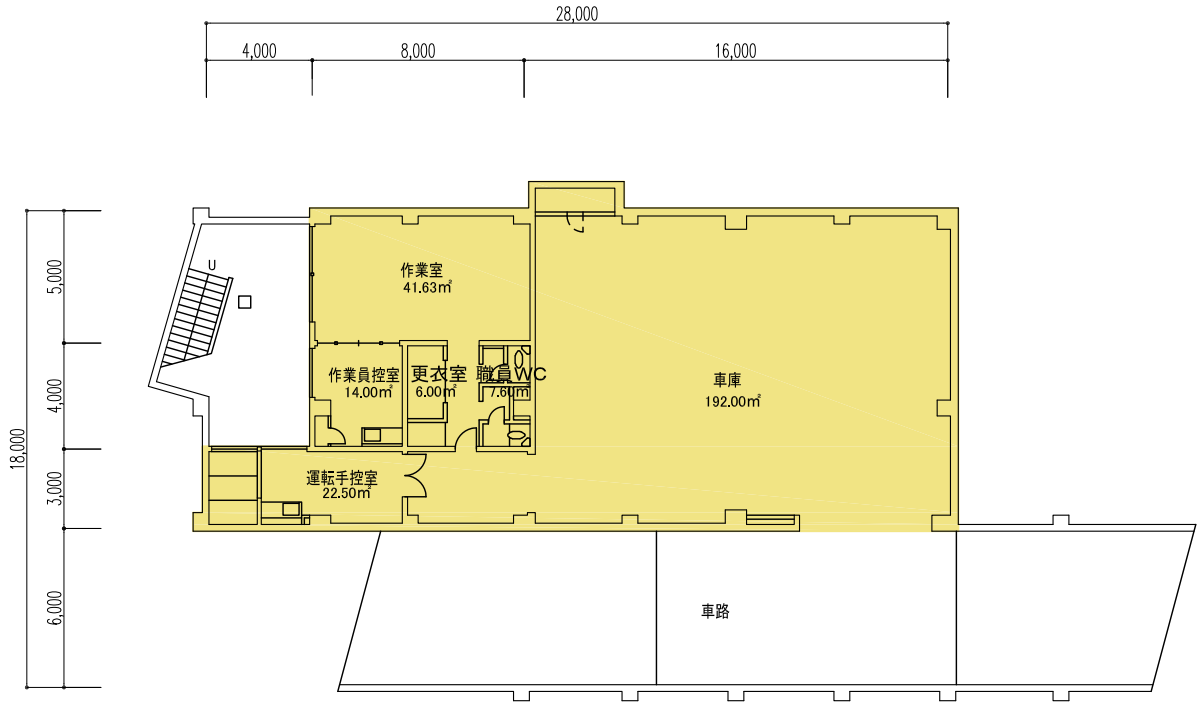

N棟　1階平面図

専用・共用区分

短大専用		122.50 ㎡
大学と共用		282.28 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

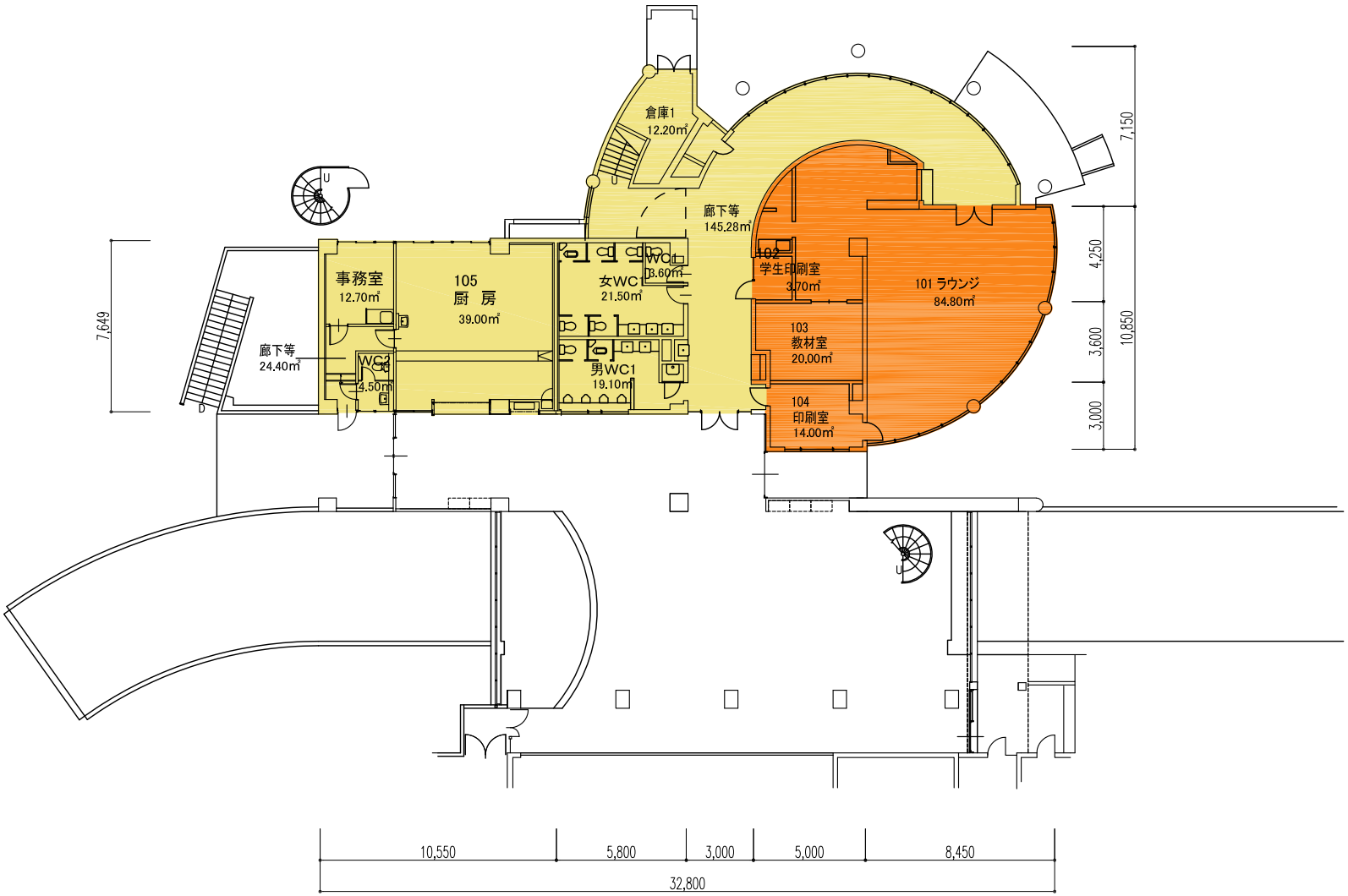

N棟　2階平面図

専用・共用区分

短大専用		133.90 ㎡
大学と共用		388.80 ㎡
大学専用		15.20 ㎡

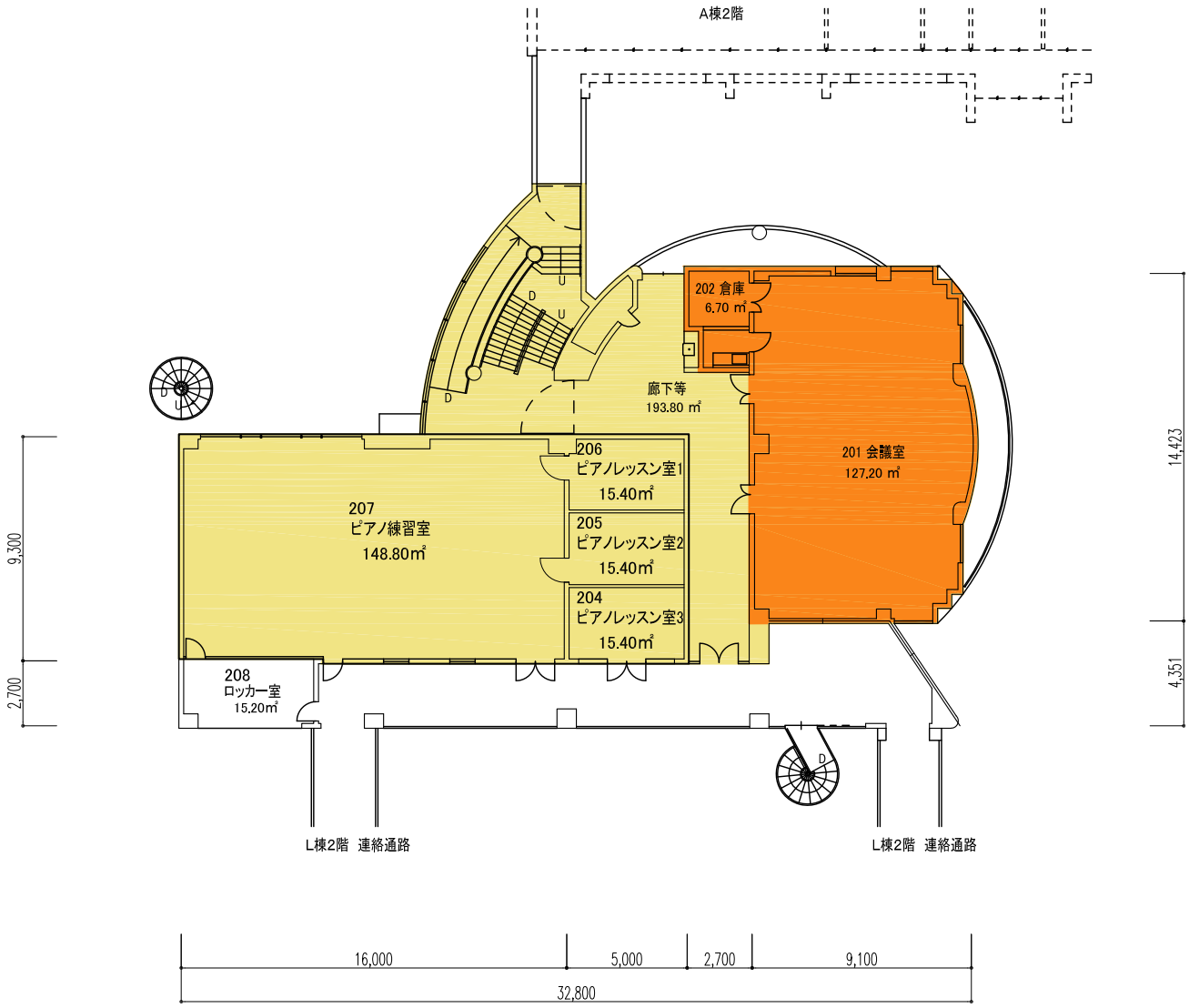

N棟　3階平面図

専用・共用区分

短大専用		531.42 ㎡
大学と共用		0.00 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

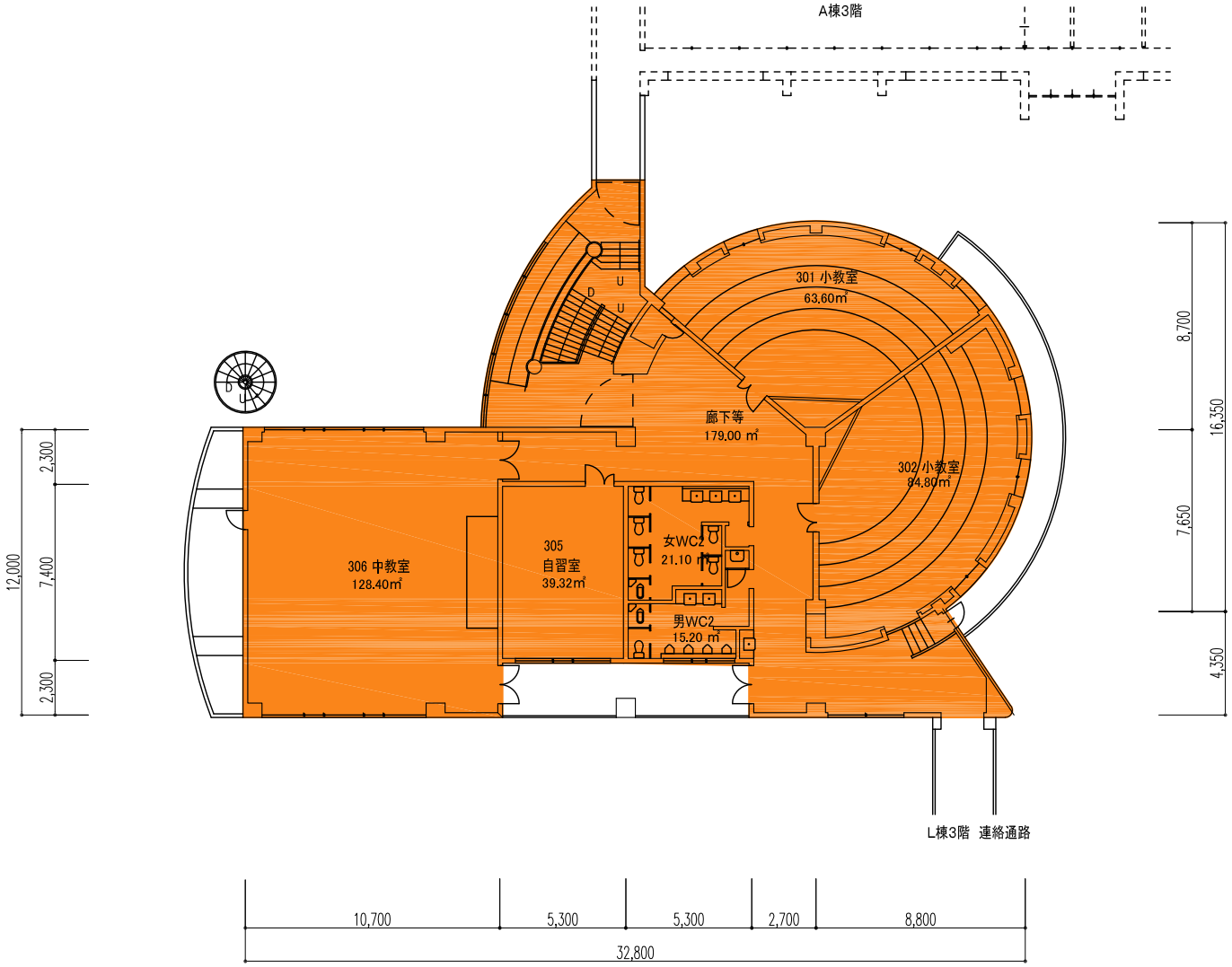

N棟　4階平面図

専用・共用区分

短大専用		300.70 ㎡
大学と共用		0.00 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

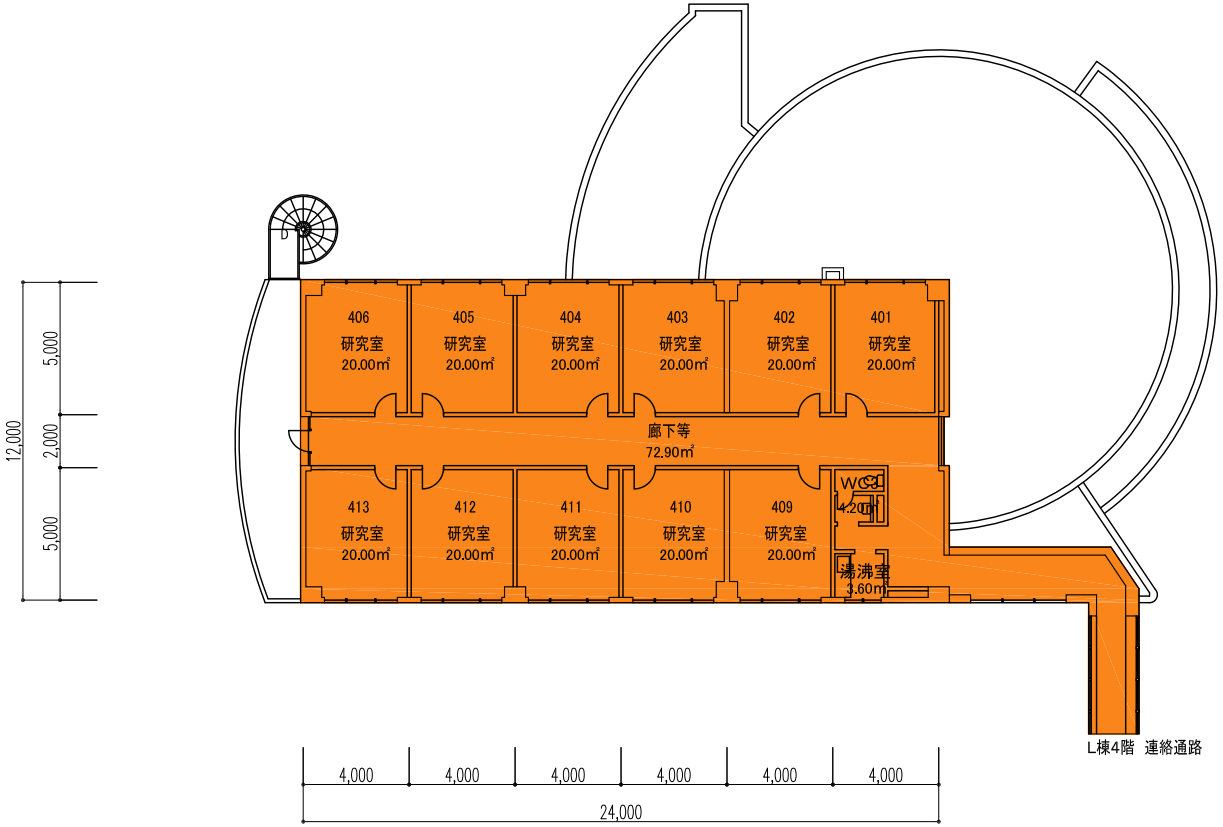

Q棟　B1階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		843.00 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

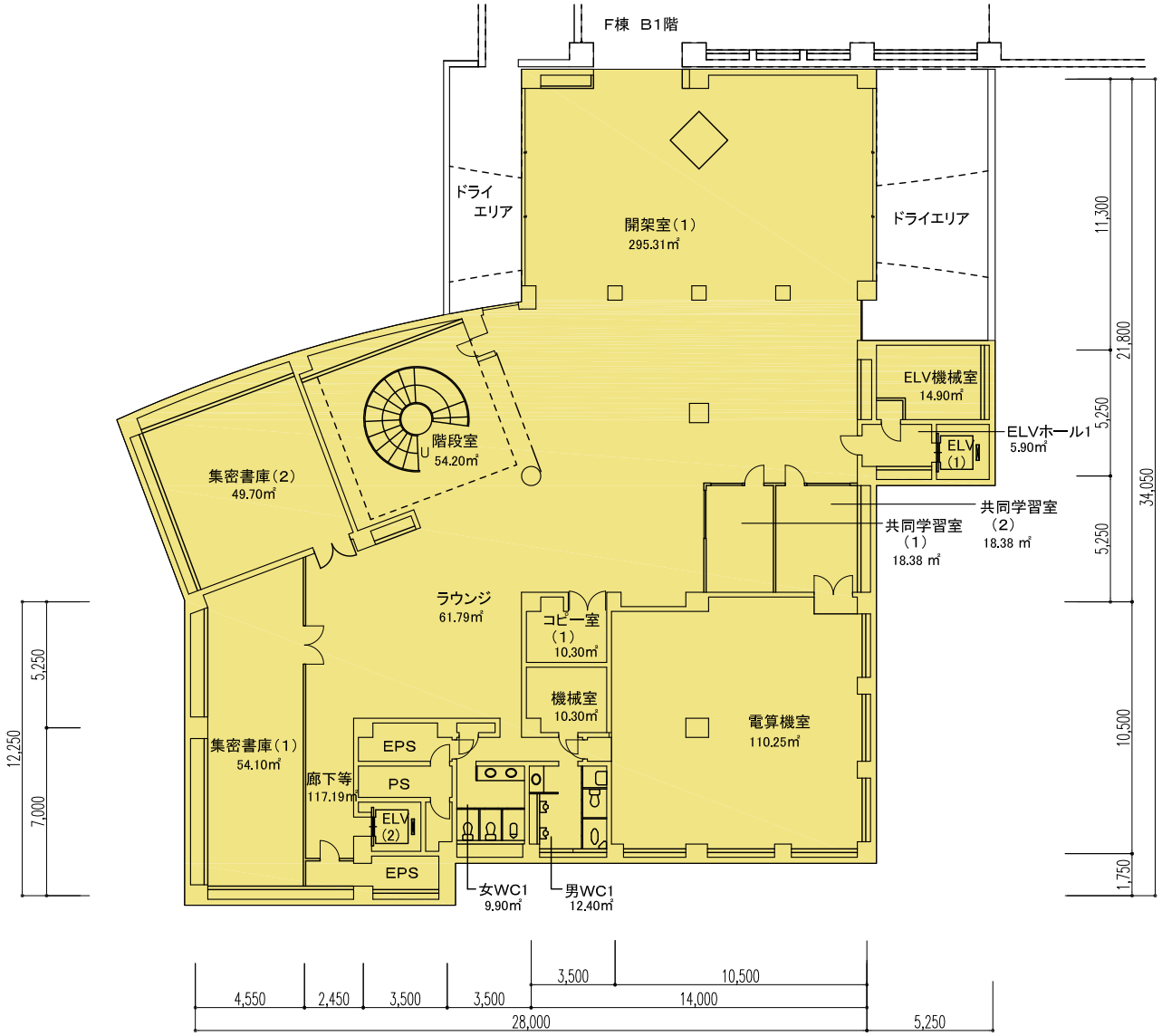

Q棟　1階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		1,340.44 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

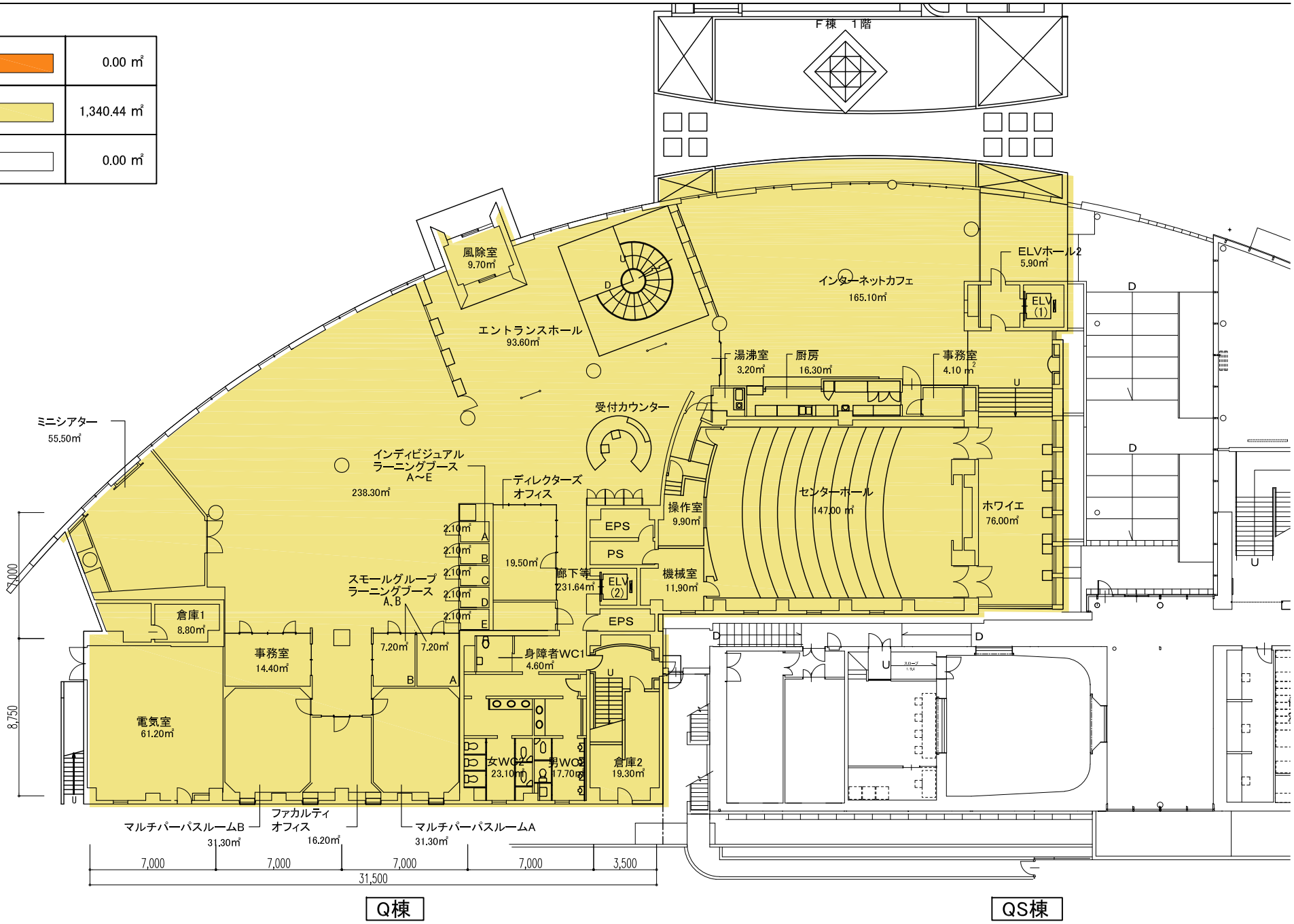

Q棟　2階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		1,211.13 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

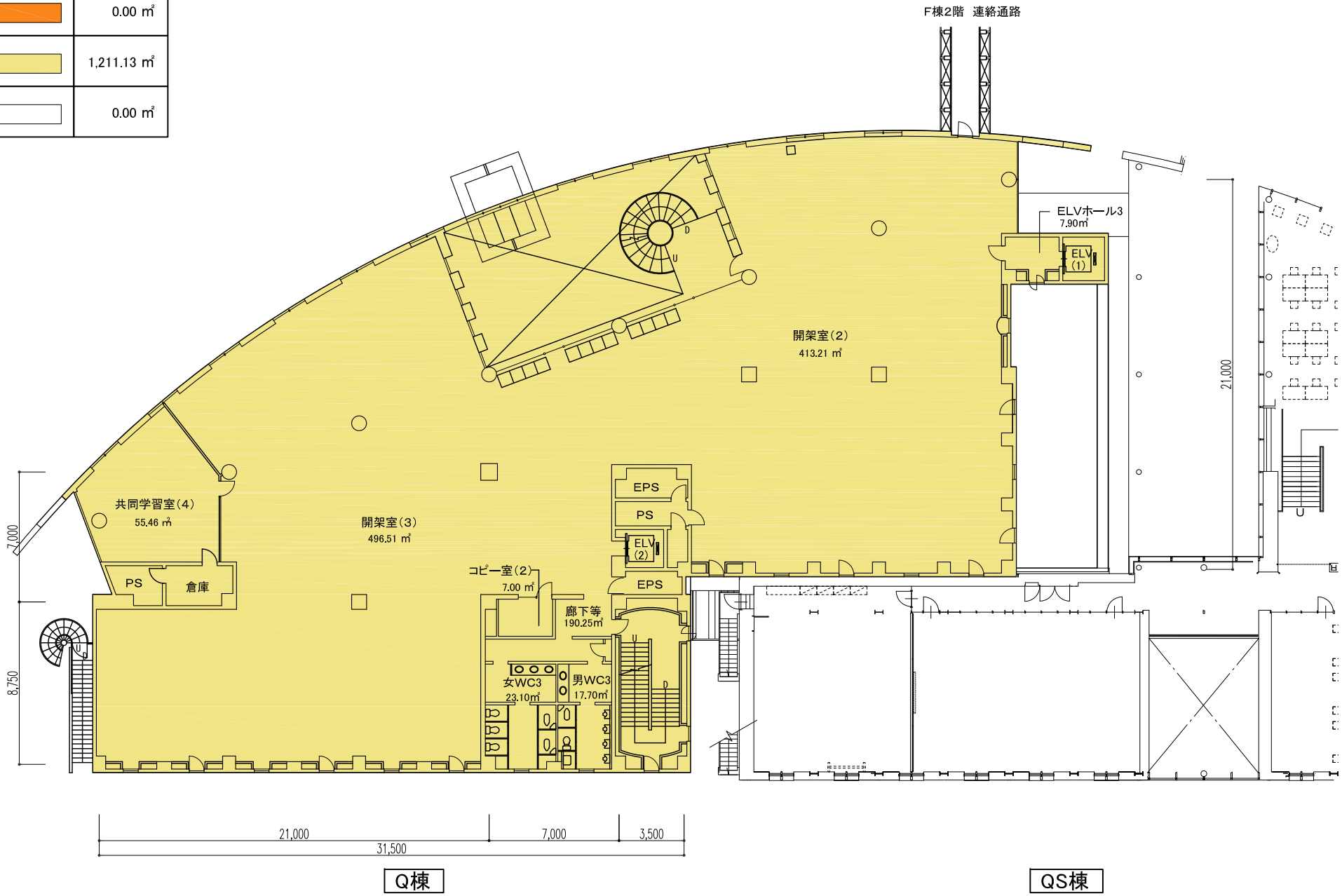

Q棟　3階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		1,335.39 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

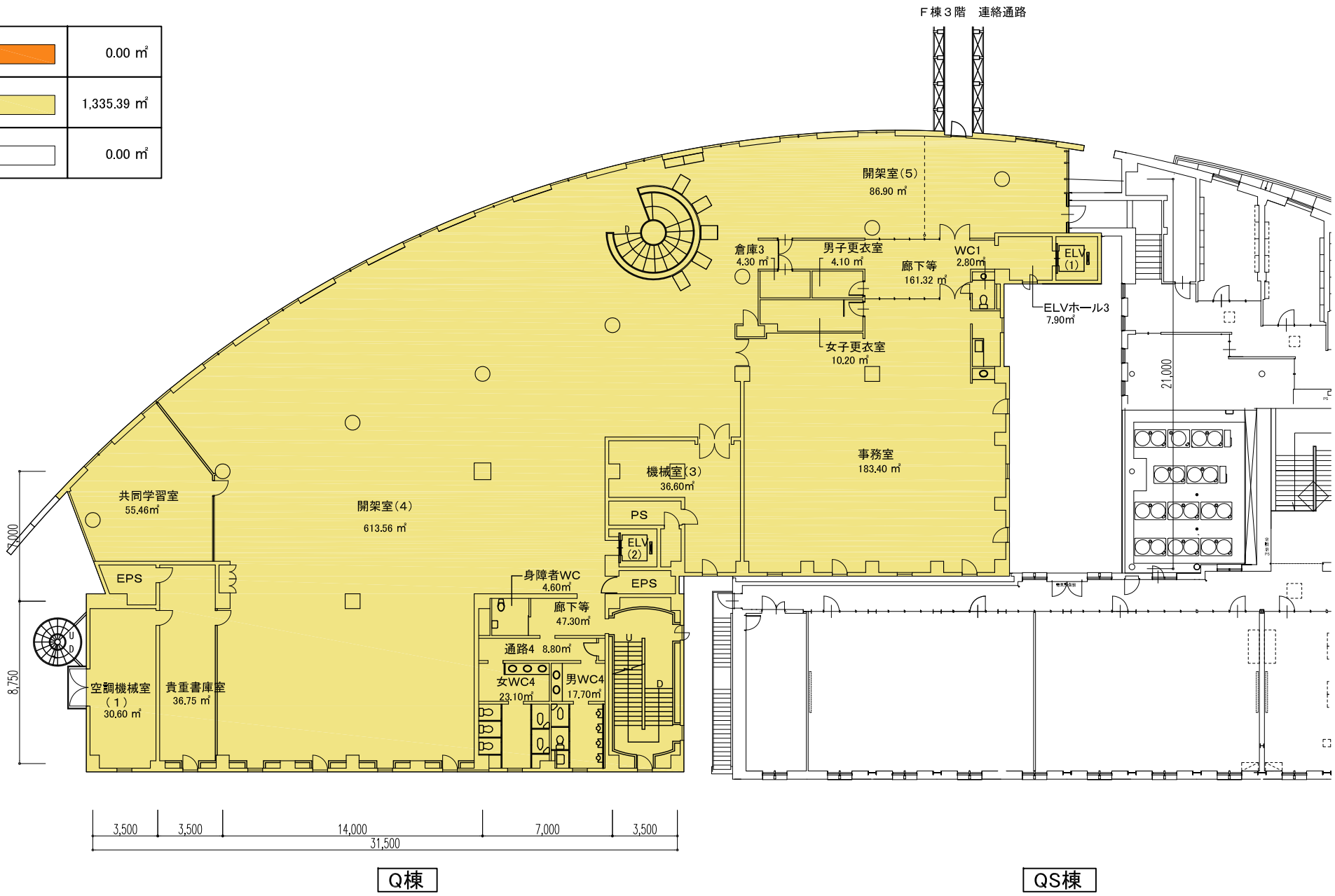

Q棟　4階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		0.00 ㎡
大学専用		590.95 ㎡

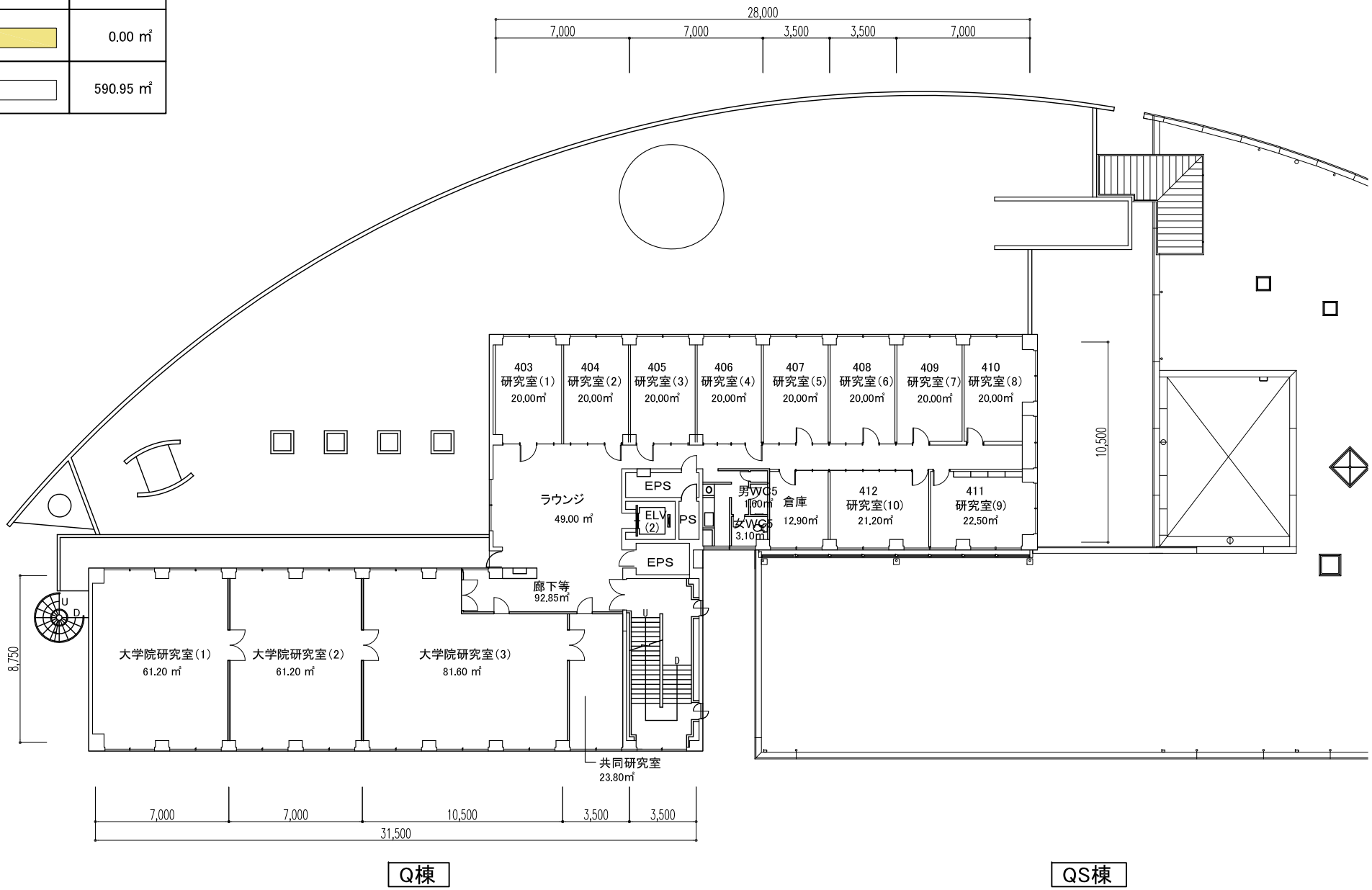

Q棟　5階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		0.00 ㎡
大学専用		419.71㎡

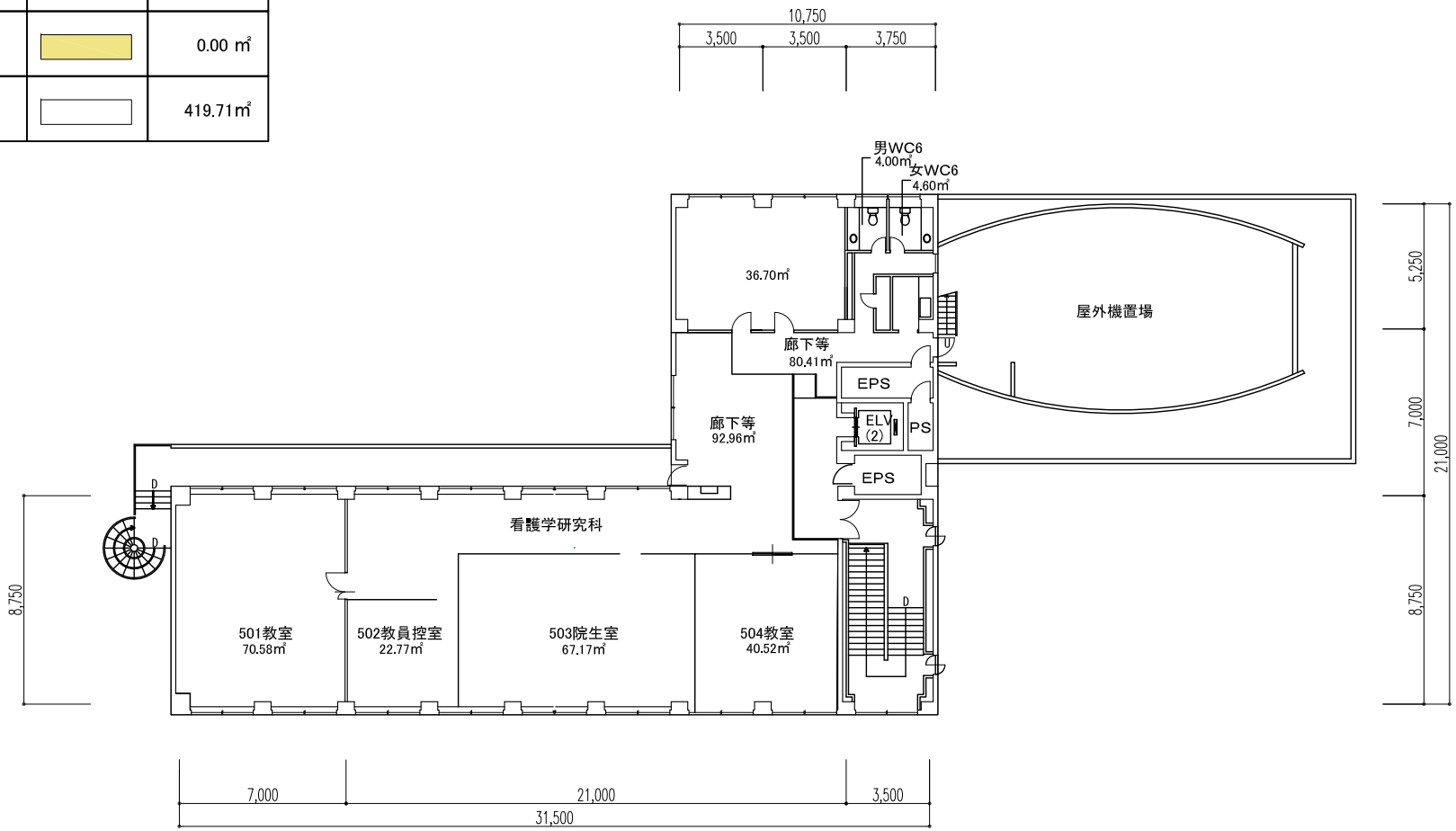

Qs棟　1階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		1,106.04 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

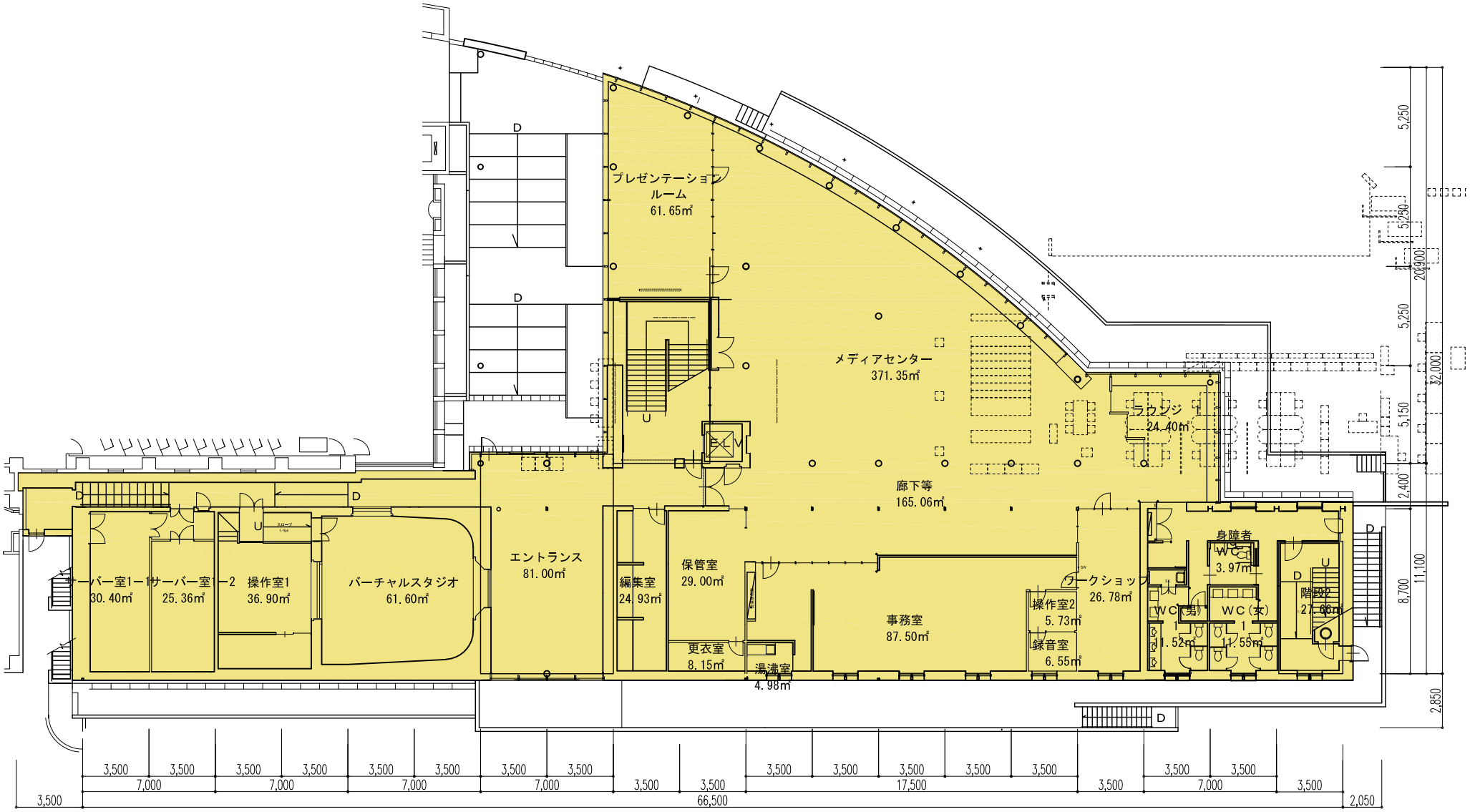

Qs棟　2階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		1,073.85 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

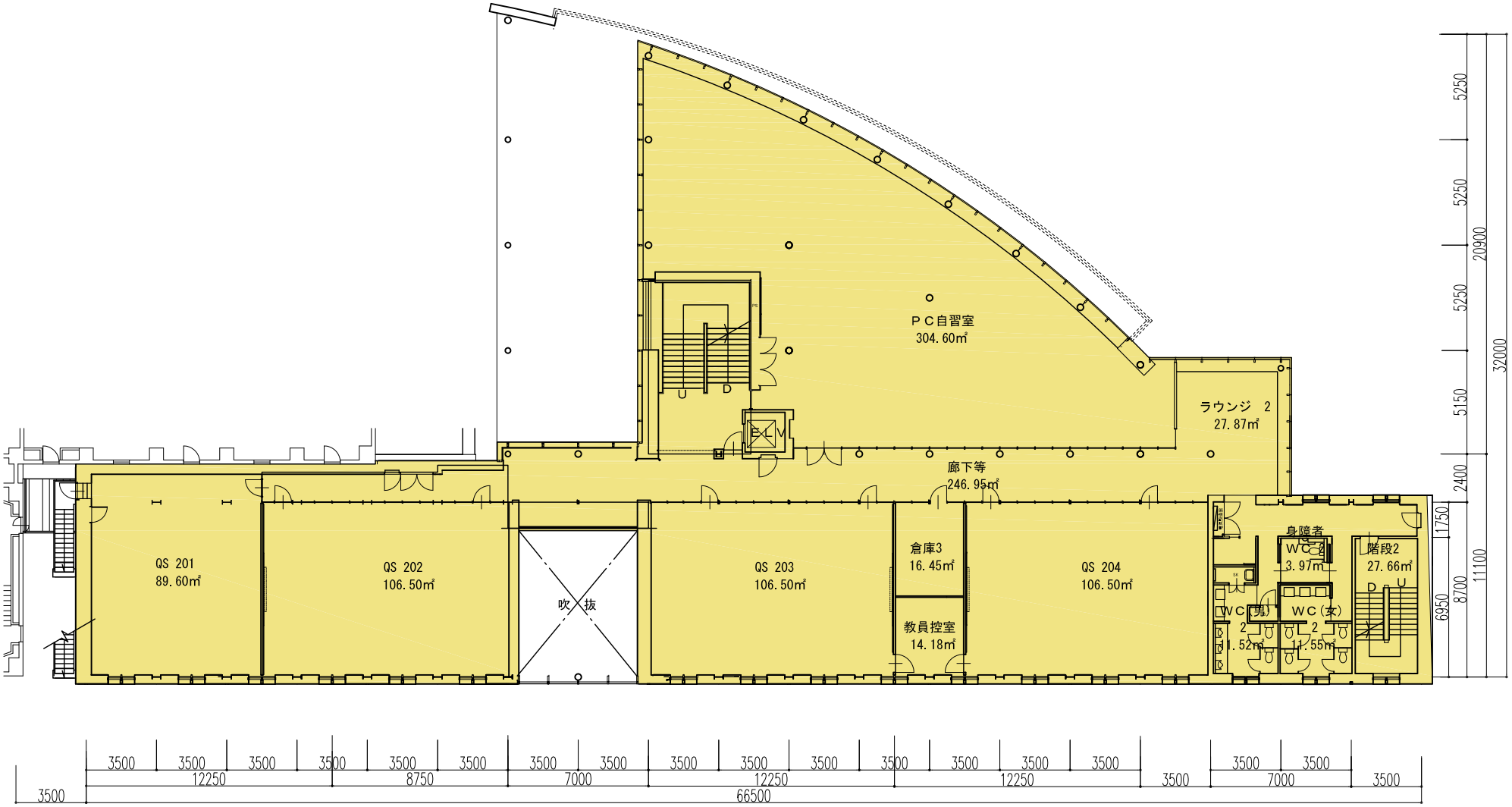

Qs棟　3階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		0.00 ㎡
大学専用		1,248.77 ㎡

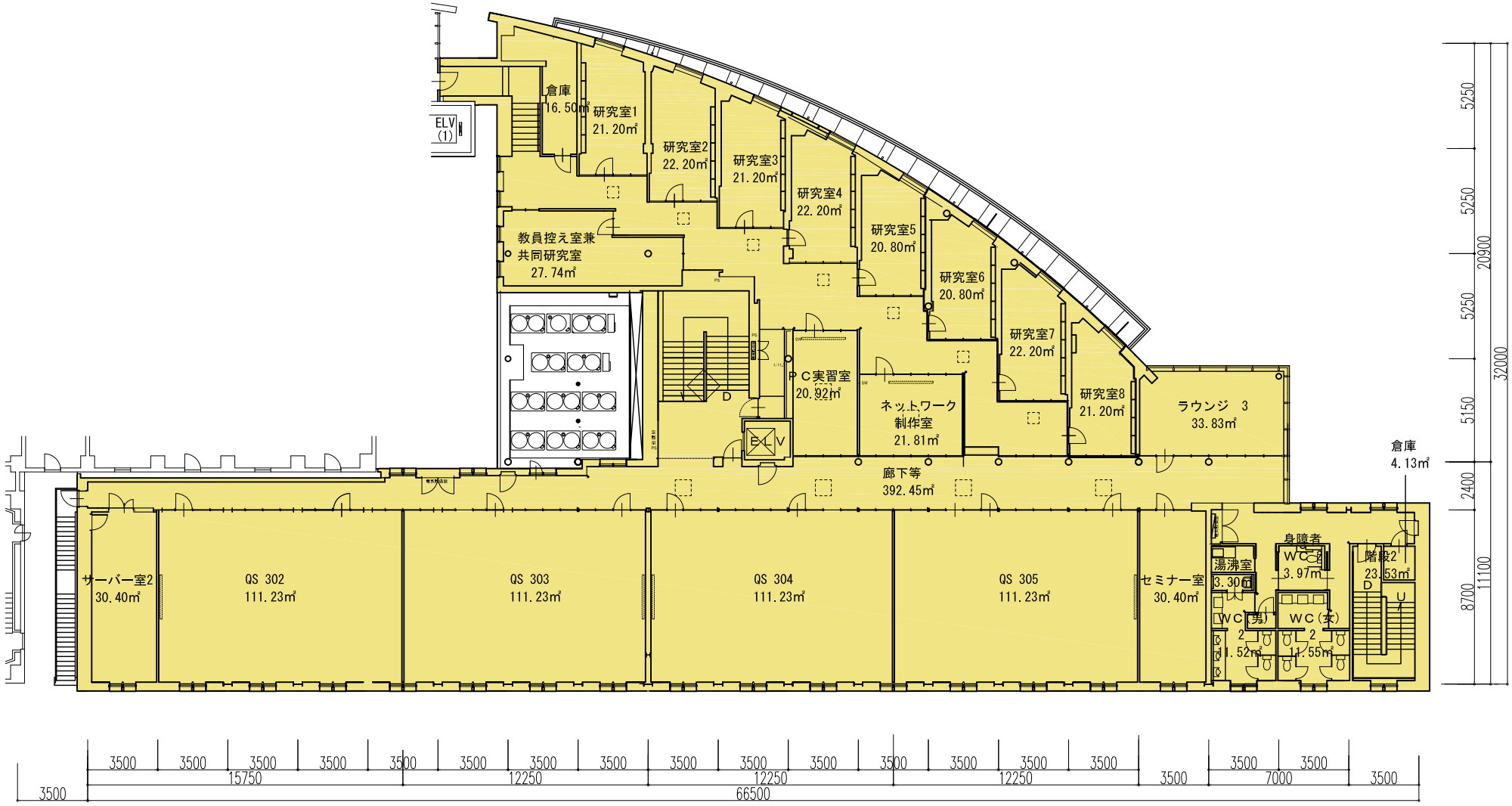

ST棟　B2階平面図

専用・共用区分(S棟)

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		0.00 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

専用・共用区分(T棟)

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		645.36 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

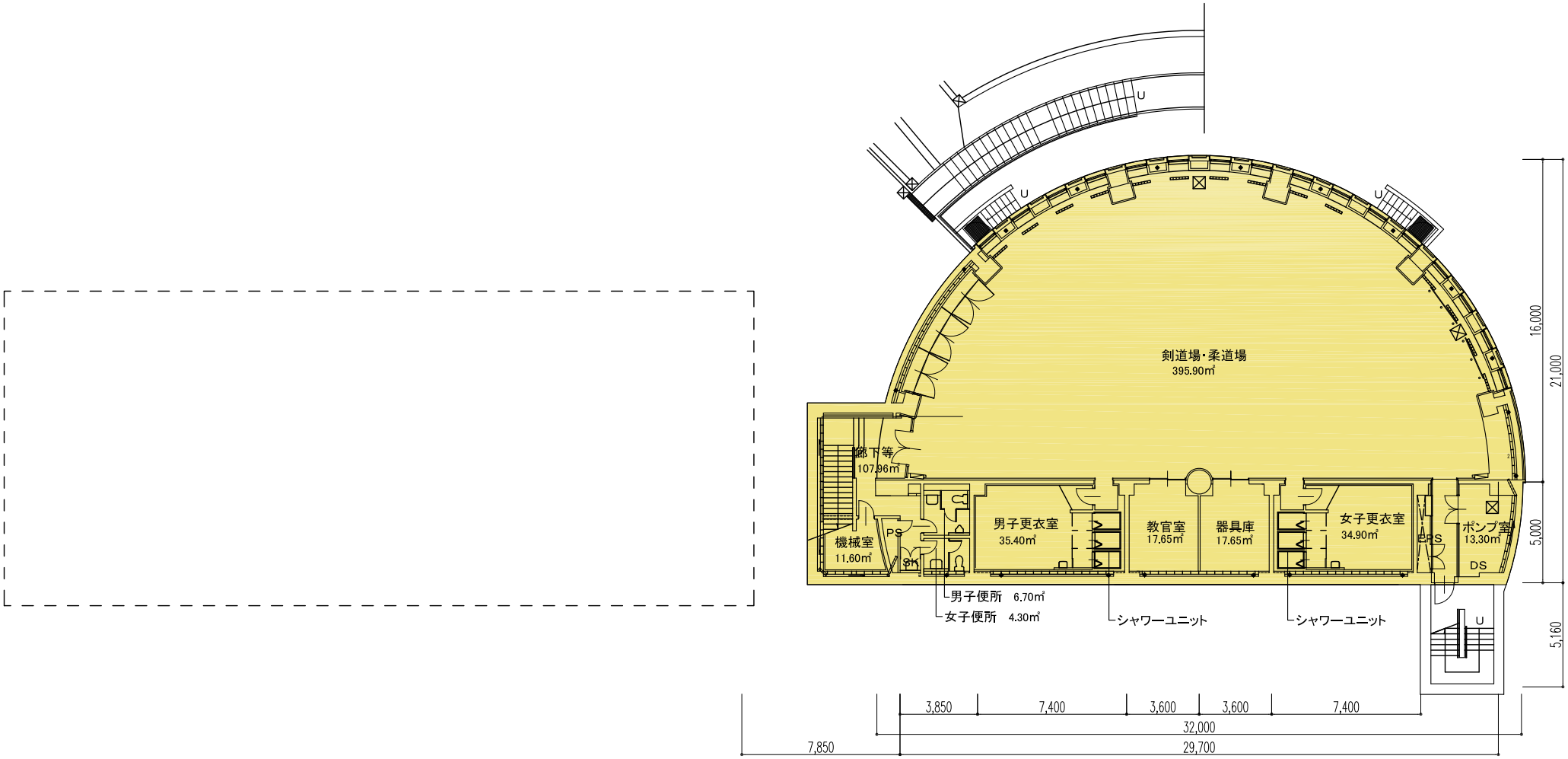

S棟

T棟

ST棟　B1階平面図

専用・共用区分(S棟)

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		580.53 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

専用・共用区分(T棟)

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		593.88 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

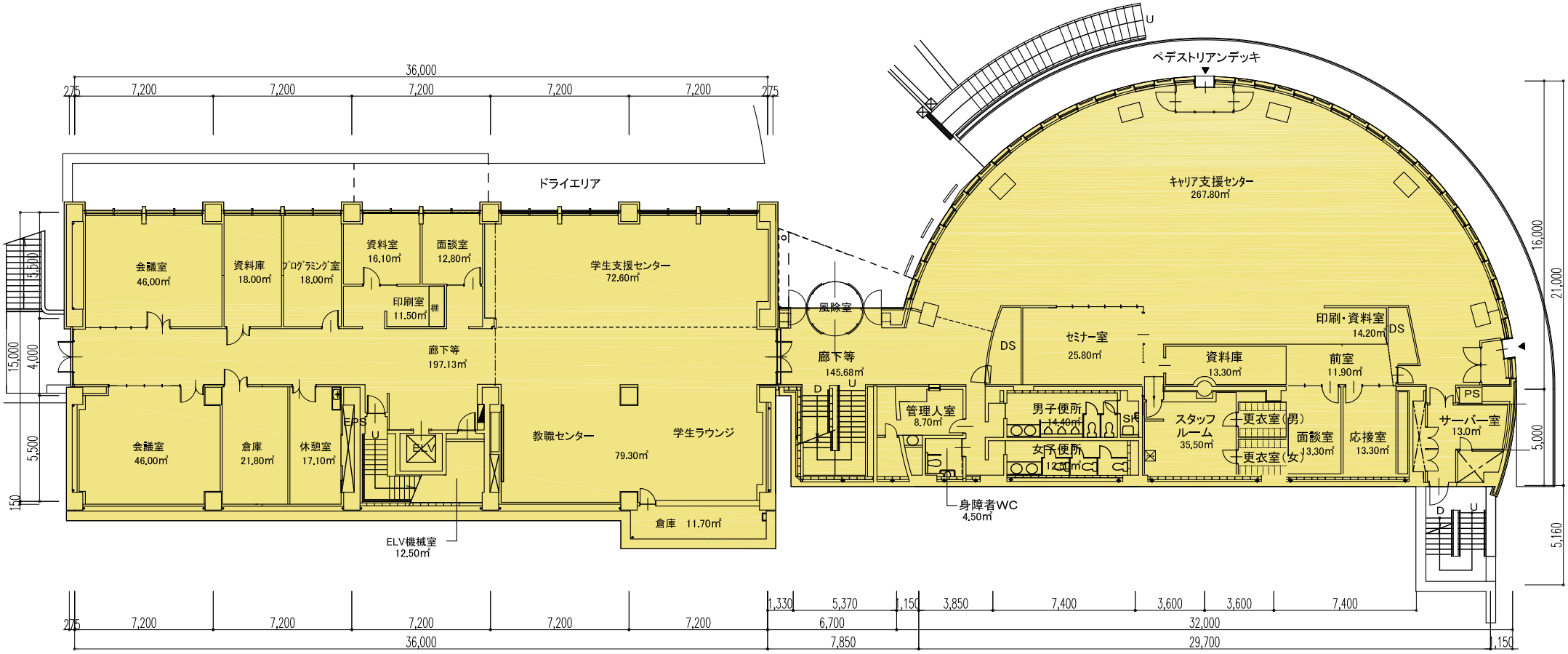

S棟

T棟

ST棟　1階平面図

専用・共用区分(S棟)

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		527.53 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

専用・共用区分(T棟)

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		600.44 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

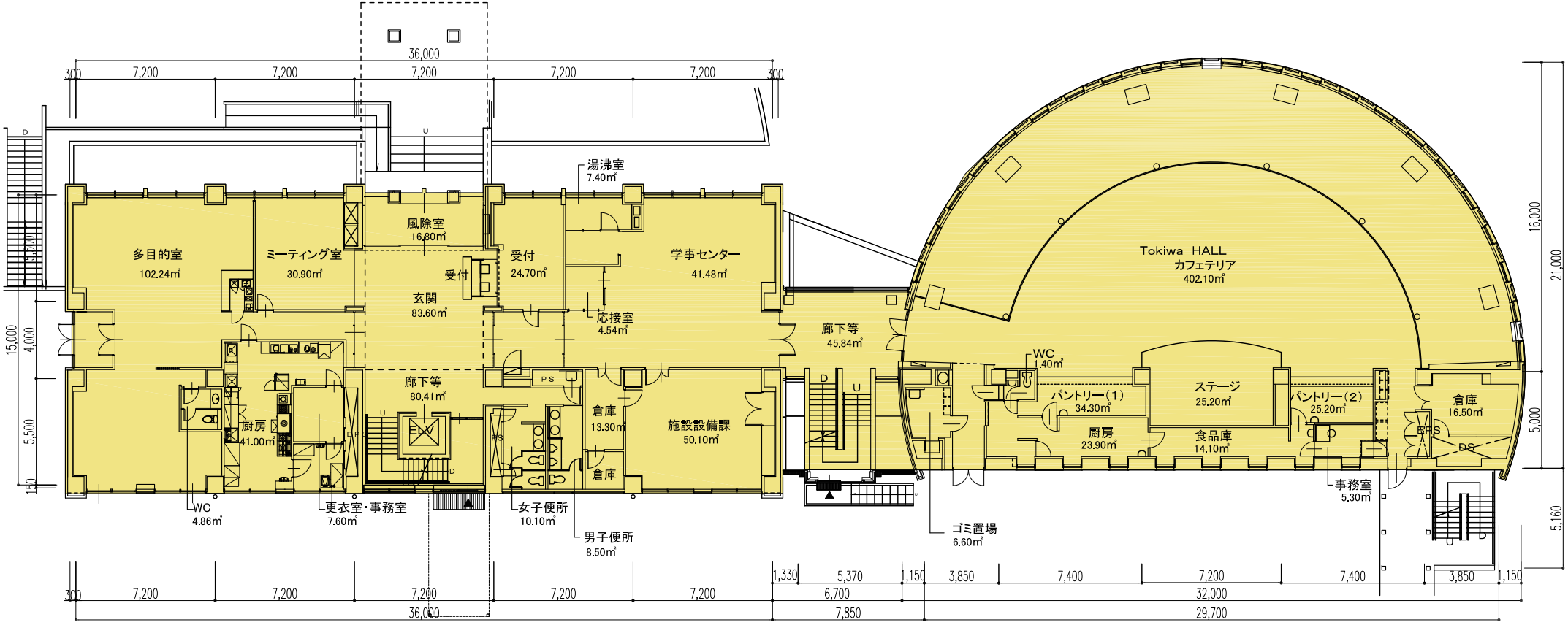

S棟

T棟

ST棟　2階平面図

専用・共用区分(S棟)

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		508.92 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

専用・共用区分(T棟)

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		378.06 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

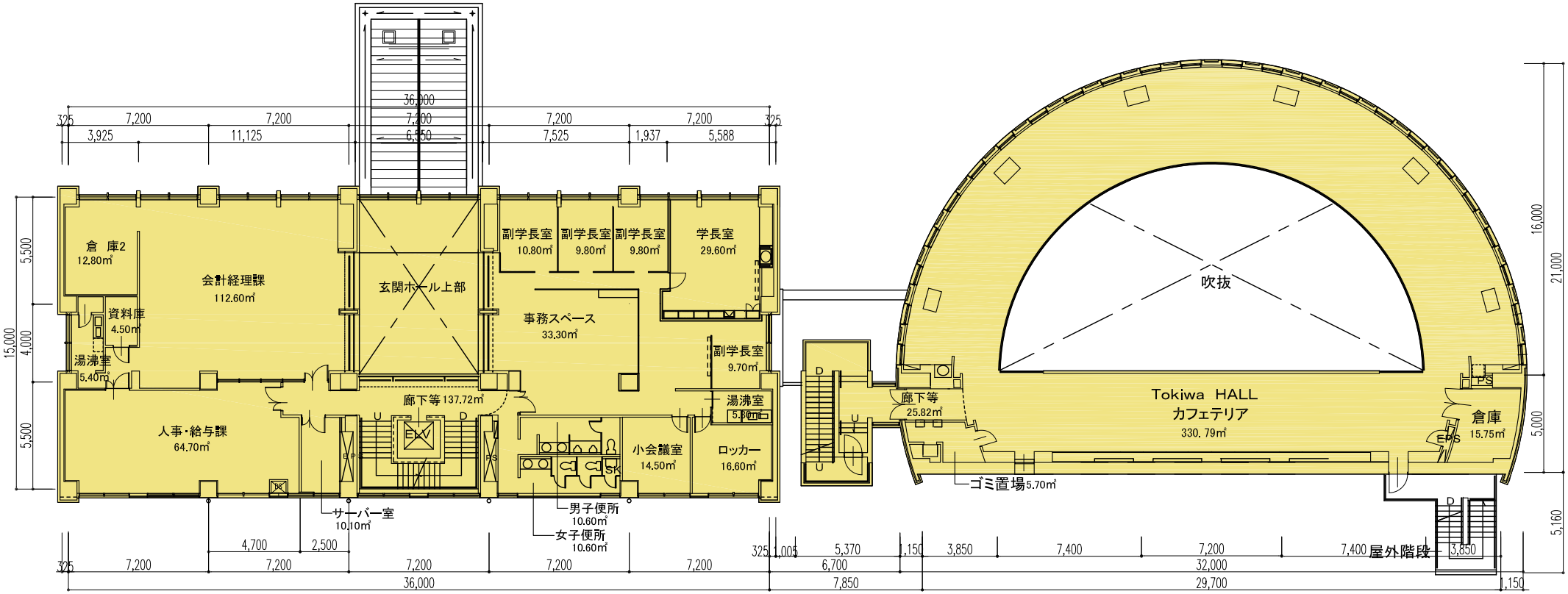

S棟

T棟

ST棟　3階平面図

専用・共用区分(S棟)

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		573.57 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

専用・共用区分(T棟)

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		0.00 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

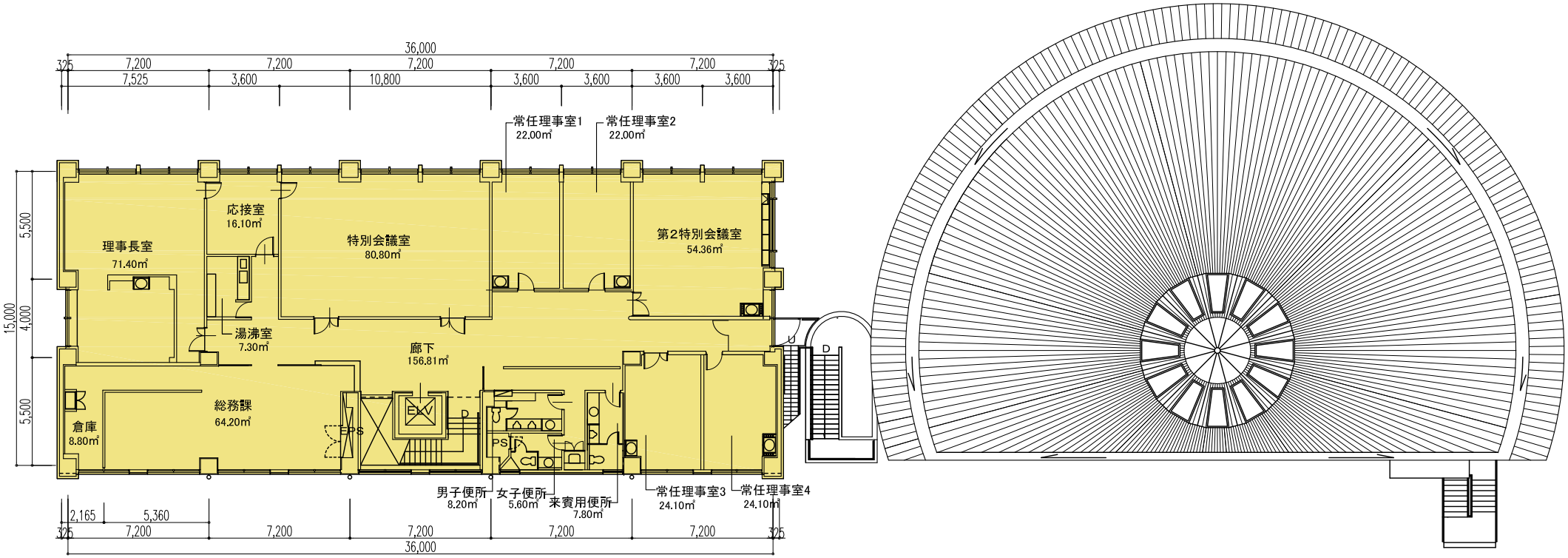

S棟

T棟

UV棟　1階平面図

専用・共用区分(U棟)

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		0.00 ㎡
大学専用		420.19 ㎡

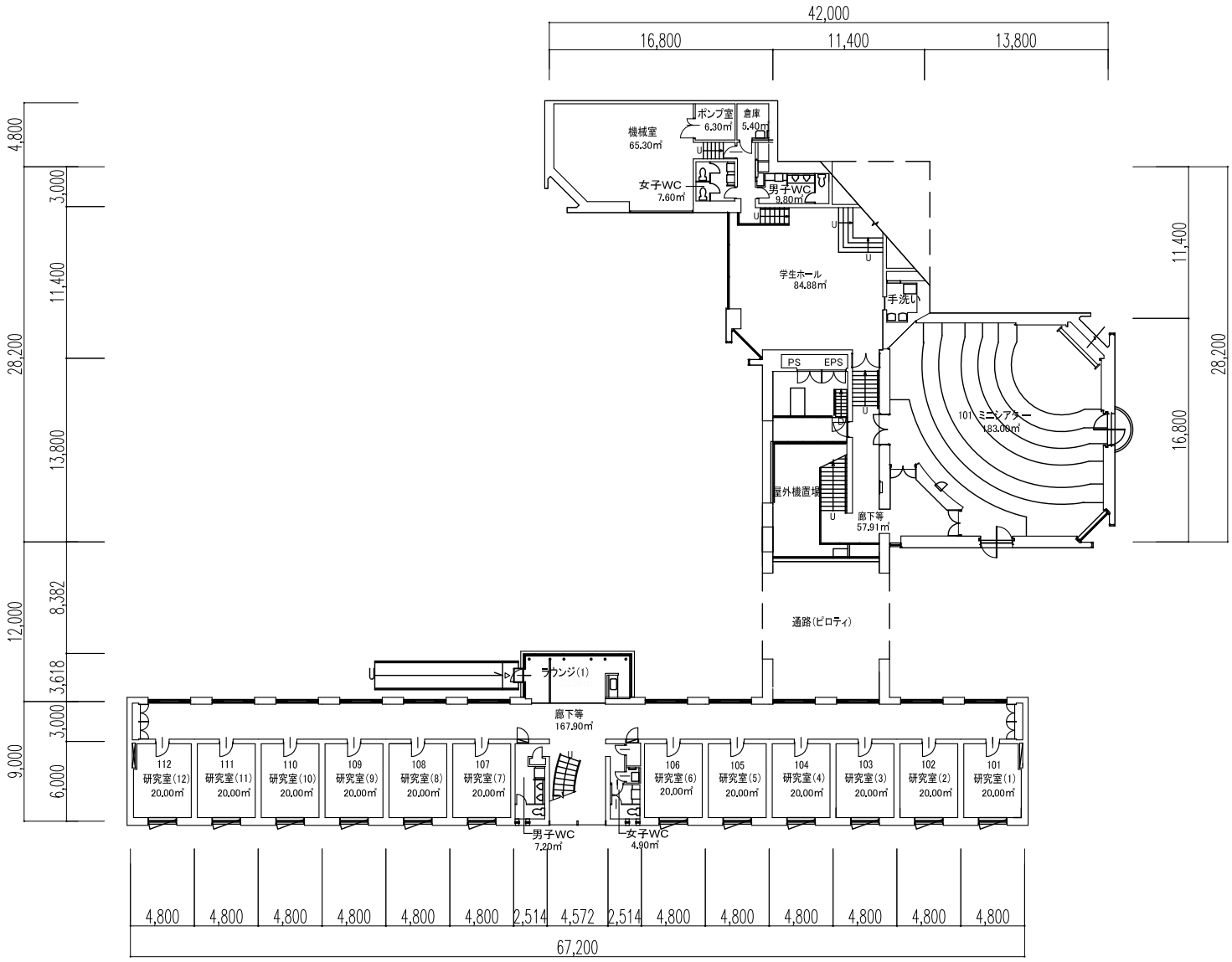

専用・共用区分(V棟)

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		0.00 ㎡
大学専用		440.50 ㎡

UV棟　2階平面図

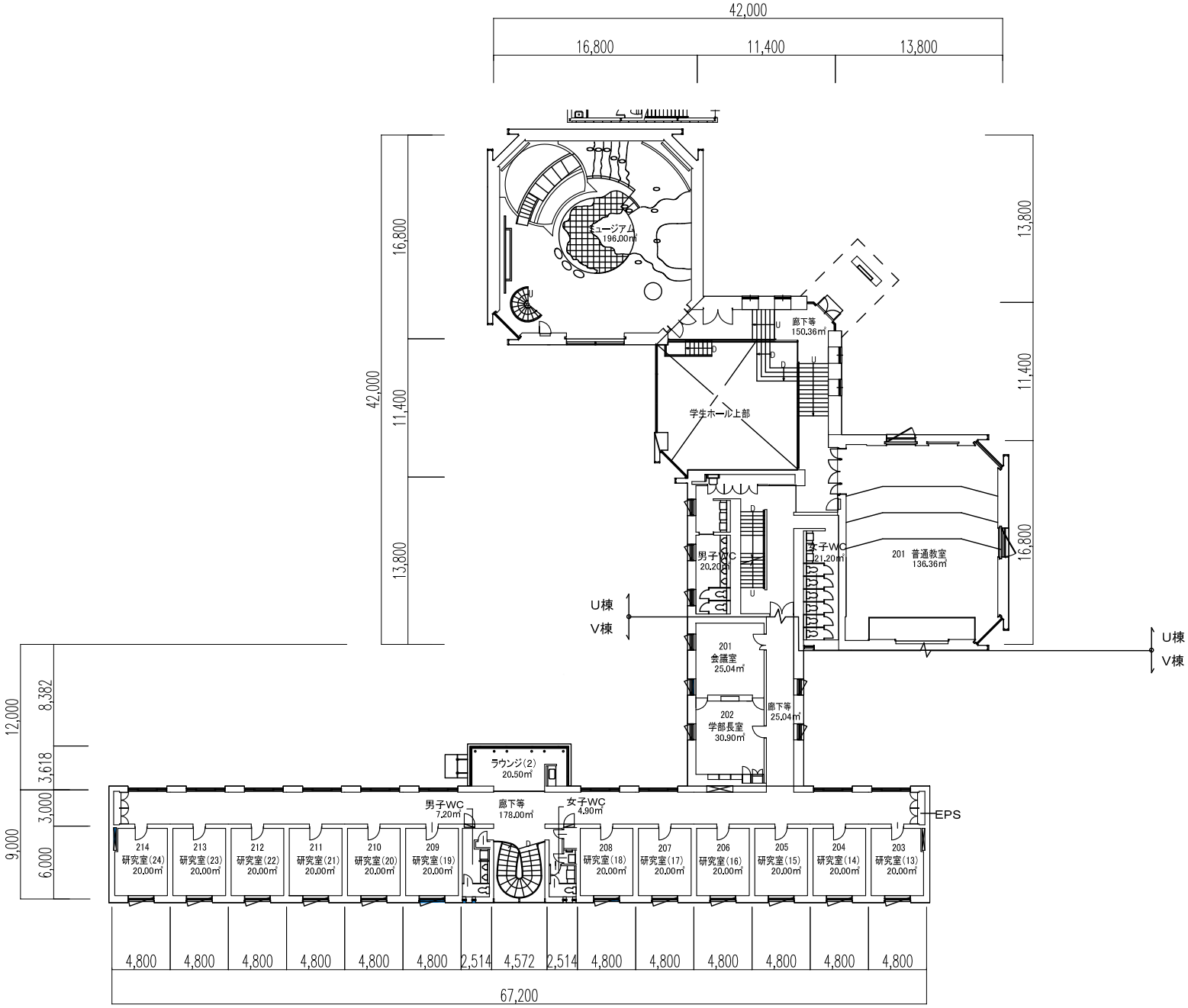

専用・共用区分(U棟)

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		0.00 ㎡
大学専用		524.12 ㎡

専用・共用区分(V棟)

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		0.00 ㎡
大学専用		531.58 ㎡

UV棟　3階平面図

専用・共用区分(U棟)

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		196.00 ㎡
大学専用		306.76 ㎡

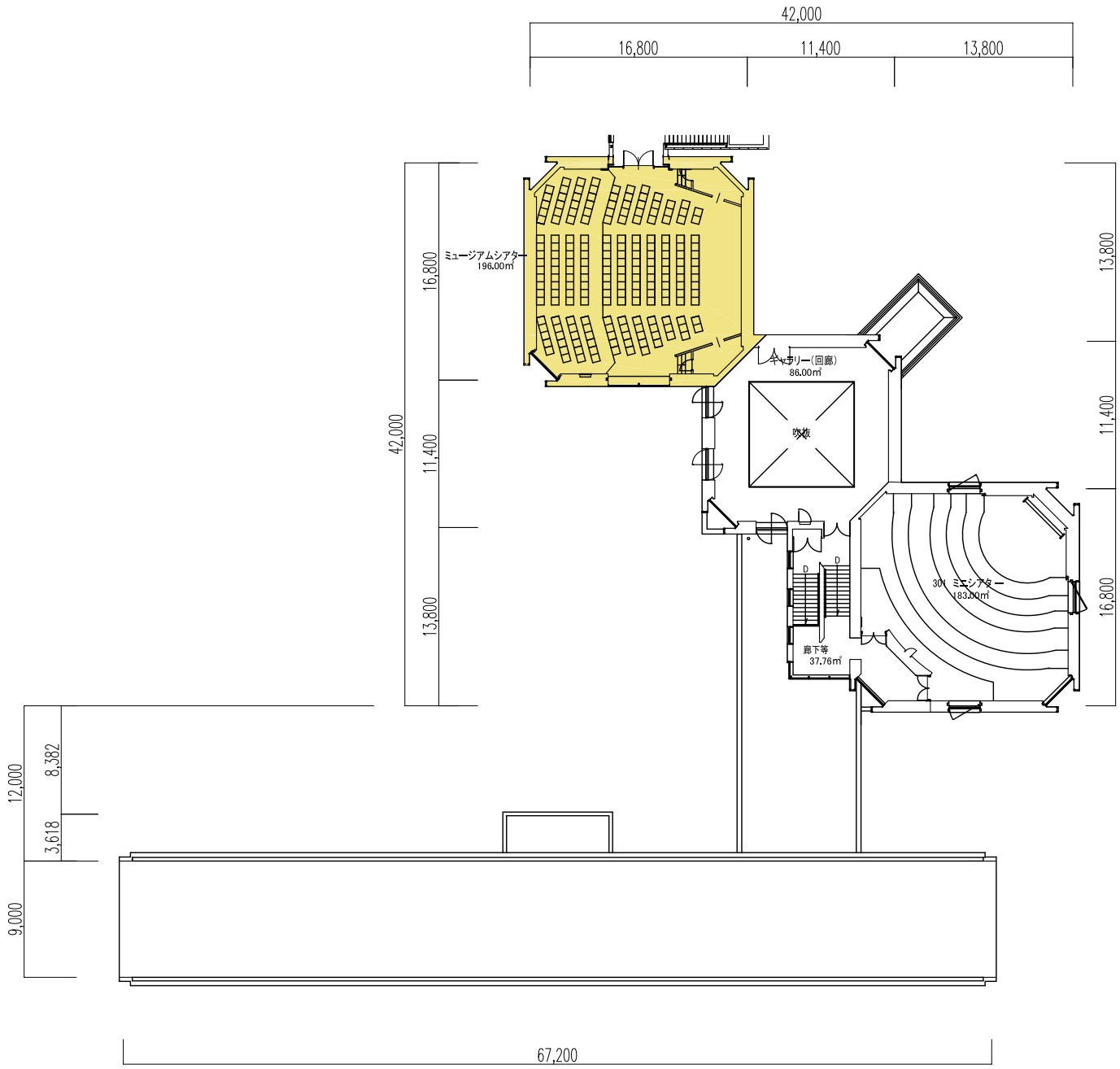

U棟（アドミッションセンター） 1階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		169.11 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

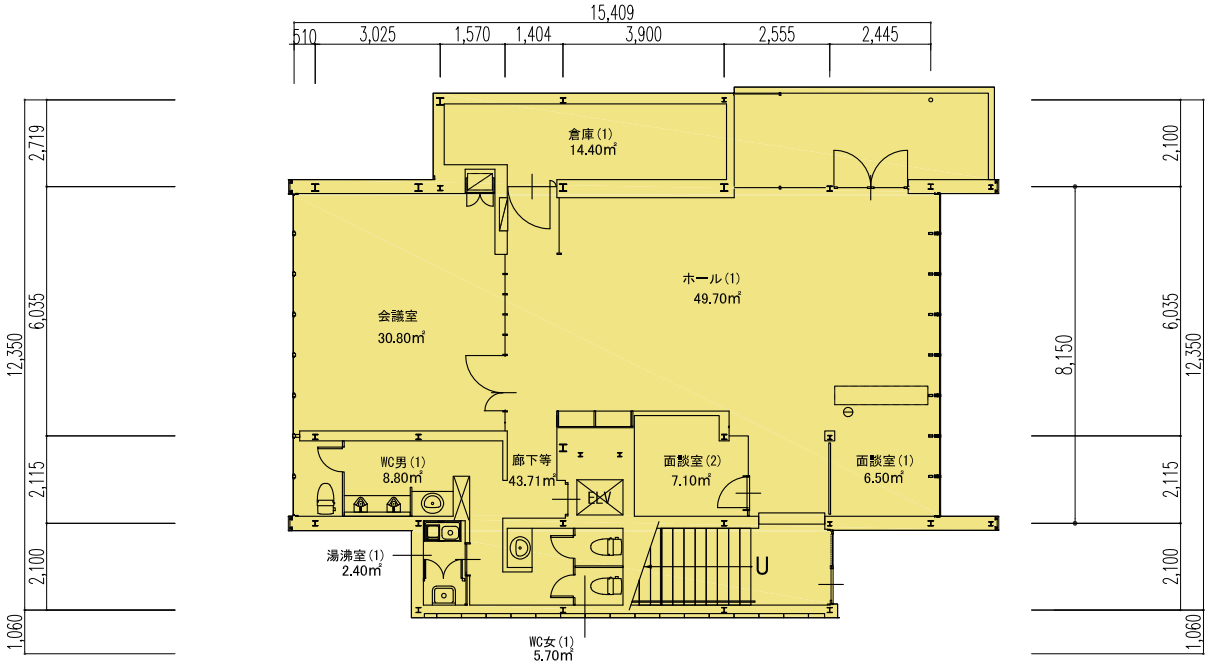

U棟（ｱﾄﾞﾐｯｼｮﾝｾﾝﾀｰ） 2階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		136.41 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

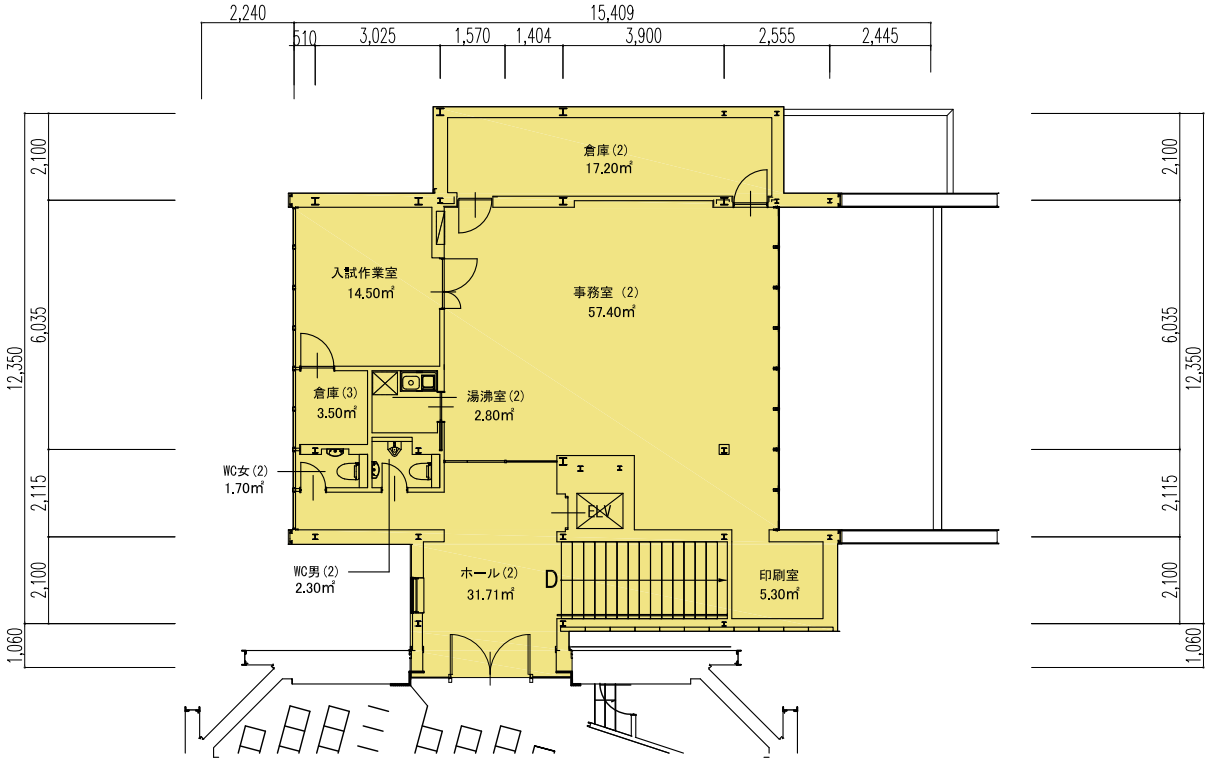

器楽練習館　平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 ㎡
大学と共用		58.42 ㎡
大学専用		0.00 ㎡

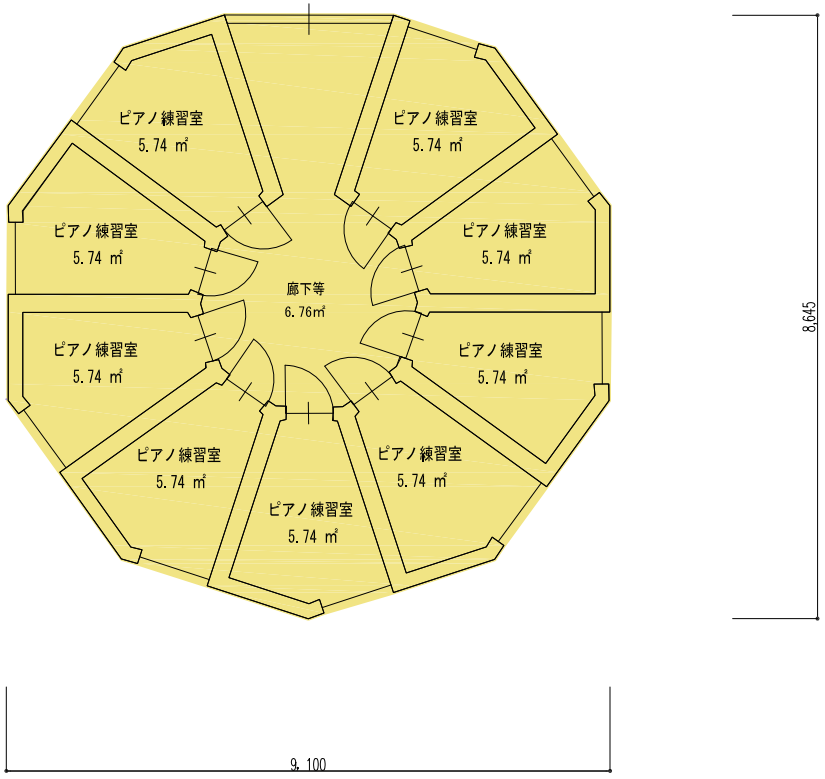

常磐短期大学学則

制　　定　1966年１月25日　認可日
最近改正　2022年３月24日　理事会

目次

第１章　総則（第１条・第１条の２）
第２章　学科、学生定員および修業年限（第２条～第３条）
第３章　学年、学期および休業日（第４条～第７条）
第４章　入学、休学、退学および転学（第８条～第23条の２）
第５章　授業科目、履修方法および卒業（第24条～第39条）
第６章　授業料その他の費用（第40条～第46条）
第７章　職員組織（第47条・第48条）
第８章　教授会（第49条～第54条）
第９章　科目等履修生、特別聴講学生、委託生および外国人学生（第55条～第57条）
第10章　賞罰（第58条・第59条）
第11章　公開講座（第60条）
第12章　研究および教育施設（第61条）
第13章　厚生および補導施設（第62条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　常磐短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）および学校教育法（昭和22年法律第26号）に則り、高等学校教育の基礎の上に、高度の知識と学理に基づく技能とを授け、合理的にして、かつ、環境に順応しうる人材を育成し、日本社会の進展に貢献しようとするものである。

（自己点検および評価）

第１条の２　本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行うものとする。

②　前項の点検および評価の方法等については、別に定める。

第２章　学科、学生定員および修業年限

（学科および学生定員）

第２条　本学において設置する学科および学生定員は、次表のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
幼児教育保育学科	120名	240名

（学科の教育研究上の目的）

第２条の２　幼児教育保育学科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

１　幼児教育および保育に携わる者として必要な豊かな人間性を育み、さらに高度な専門的知識および技術を身につけさせるために、これに係る教育研究を行う。

２　１の目的を達成するために、幼児教育および保育を通して人間関係の基礎を教授し、保育の技術を実践的に教授する。そして、保育を通して自己の成長を図るように教育する。

３　１の教育研究を通じて、質の高い実践力を持ち、自覚または責任を兼ね備え、子どもたちと心を通い合わせることのできる豊かな人間性を持った保育者を社会に送り出す。

（修業年限および在学年限）

第３条　本学の修業年限は２年とし、４年を超えて在学することはできない。

第３章　学年、学期および休業日

（学年）

第４条　本学の学年は４月１日に始まり、翌年３月31日に終る。

（学期）

第５条　学年を分けて、次の２学期とする。

１　春セメスター　４月１日から９月23日まで

２　秋セメスター　９月24日から翌年３月31日まで
②　前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、春セメスターの終期および秋セメスターの始期を変更することができる。
（休業日）
第６条　学年中の休業日を次のとおり定める。
１　日曜日
２　土曜日
３　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
４　創立記念日（１月25日）
５　功労者諸澤幸雄先生命日（９月８日）
６　春季休業日（３月１日から３月31日まで）
７　夏季休業日（８月１日から９月23日まで）
８　冬季休業日（12月23日から翌年１月７日まで）
②　前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、臨時に休業日を設け、または休業日を変更し、もしくは休業日としないことができる。
③　第１項の規定にかかわらず、休業日中でも校外実習等の授業を行うことがある。
（授業日時数）
第７条　授業日時数は、定期試験等の日時を含め、年間35週を下らないものとする。

第４章　入学、休学、退学および転学

（入学の時期）
第８条　本学の入学は、毎学年の初めとする。ただし、再入学および復籍は、各セメスターの初めとする。
（入学することのできる者）
第９条　本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
１　高等学校または中等教育学校を卒業した者
２　通常の課程による12年の学校教育を修了した者
３　外国において、学校教育による12年の課程を修了した者
４　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
５　文部科学大臣の指定した者
６　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定に合格した者を含む。）
７　学校教育法第90条第２項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
８　本学における個別の入学資格審査を経て学長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
（入学志願手続）
第10条　本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、提出しなければならない。
②　入学志願手続の時期、方法、書類等については、別に定める。
（入学者選抜試験）
第11条　本学は、入学志願者に対し試験を行い、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。
②　入学者の選抜方法については、別に定める。
（入学手続）
第12条　入学者選抜試験に合格した者は、指定の期日までに、所定の費用を添えて、誓約書、保証書その他所定の書類を提出しなければならない。
②　入学手続の時期、方法、書類等については、別に定める。
（入学の許可）
第13条　入学手続完了者に対し、学長は入学を許可する。
②　指定の期日までに入学手続を完了しない者に対しては、合格を取り消すことがある。

（保証人）
第14条　保証人は、父母または独立の生計を営む成人の者で、学生の在学中、その一身に関する事項について、一切の責めに任ずる者でなければならない。
②　保証人が、死亡その他の理由により資格を失ったときは、直ちに新保証人を立て、学長に届け出なければならない。
（住所等の変更）
第15条　学生または保証人が、住所または氏名を変更したときは、その旨を学長に届け出なければならない。
（再入学）
第16条　本学を願い出により退学した者が再入学を願い出たときは、教授会の議を経て、学長がこれを決定し、所定の手続を済ませたのち許可する。
②　再入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。
③　再入学に必要な事項は、別に定める。
（転入学）
第17条　本学に転入学を希望する者が、所定の書類を添えて志願したときは、欠員のある場合に限り、教授会の議を経て、学長がこれを許可する。
②　前項の場合、他大学において修得した単位の認定は、教授会の議を経て学長が行う。
③　転入学を許可された者の取扱いは、第13条によって入学を許可された者に準ずる。ただし、本学則に別段の定めがある場合は、この限りでない。
④　転入学に必要な事項は、別に定める。
（休学）
第18条　病気またはやむを得ない事由により、引続き３ヵ月以上就学困難な者は、学長に休学を願い出ることができる。
②　休学に必要な事項は、別に定める。
（休学の期間）
第19条　休学の期間は、１年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、願い出により、更に１年以内に限り、期間を延長することができる。
②　休学期間は、在学期間に算入しない。
（復学）
第20条　休学期間が満了し、または休学期間中に休学事由が消滅した者が復学しようとするときは、所定の書類を添えて学長に復学を願い出なければならない。
②　復学に必要な事項は、別に定める。
（退学）
第21条　退学しようとする者は、その理由を記して、学長に退学を願い出なければならない。
②　退学に必要な事項は、別に定める。
（転学）
第22条　他の大学に転学しようとする者は、その理由を記して、学長に転学を願い出なければならない。
②　転学に必要な事項は、別に定める。
（除籍）
第23条　次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。
１　第３条に定める在学年限を超えた者
２　第19条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
３　死亡または行方不明の者
４　指定の期日までに所定の費用の納付を怠り、その督促を受けてもなおこれを納入しない者
（復籍）
第23条の２　前条第１項第４号の定めによって除籍された者が、復籍を願い出たときは、教授会の議を経て、学長がこれを許可する。
②　復籍を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。
③　復籍に必要な事項は、別に定める。

第５章　授業科目、履修方法および卒業

（授業科目および単位数）

第24条　本学において開設する授業科目および単位数は、次のとおりとする。

１　別表１　削除

２　幼児教育保育学科における授業科目は、別表２

（授業の方法）

第24条の２　授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。

②　前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

③　第１項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

（卒業の要件）

第25条　本学を卒業するためには、学生は、２年以上在学し、前条に定める所属学科の授業科目を68単位以上修得しなければならない。

②　前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、前条第２項の授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

（資格の取得）

第26条　本学において幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、前条に定めるもののほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第１および教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第２条、第６条および第66条の６に基づき本学で定めた科目ならびに単位を修得しなければならない。

②　削除

③　本学において保育士の資格を得ようとする者は、前条に定めるもののほか、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第６条の２第１項第３号の規定により厚生労働大臣の定める科目および単位（平成30年厚生労働省告示第216号）に基づき、本学で定めた科目および単位を修得しなければならない。

④　本学において取得できる資格および免許の種類は、幼稚園教諭二種免許状および保育士資格とする。

第27条　別表３　削除

（単位の計算方法）

第28条　授業科目に関する単位数は、１単位当たり45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準によって計算する。

１　講義については、15時間の授業をもって１単位とする。

２　演習については、15時間で行う演習をもって１単位とするものを演習Ａとし、30時間で行う授業をもって１単位とするものを演習Ｂとする。

３　実験および実習については、30時間で行う授業をもって１単位とするものを実験Ａおよび実習Ａとし、45時間で行う授業をもって１単位とするものを実験Ｂおよび実習Ｂとする。

４　実技については、30時間で行う授業をもって１単位とする。

（履修の方法）

第29条　第24条に定める授業科目は、必修および選択科目とし、履修方法については、本学則に定めるもののほか、別に定める。

②　削除

（履修すべき科目の登録）

第30条　学生は、毎学年度および毎学期の当初に、当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

②　学生は、前項により登録した授業科目以外の科目を履修し、単位を修得することはできない。

（履修登録単位の上限）

第30条の２　１年間に履修登録できる授業科目の単位数は、49単位を超えることはできない。

②　教授会が必要と認めたとき、前項に定める上限を超えて履修単位の登録を認めることができる。

（単位修得の認定）

第30条の３　各授業科目の履修を修了した者には、認定の上、単位を与える。

②　単位の認定は、定期試験によって行う。

③　単位修得のための定期試験および単位修得認定の方法については、本学則に定めるもののほか、別に定める。

（他の短期大学または大学における授業科目の履修等）

第31条　本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

②　前項に規定する本学の定めるところとは、次のものをいう。

１　他の短期大学または大学との協議に基づくもの

２　学生が行う他の短期大学または大学における科目等履修生

③　前２項の規定は、学生が外国の短期大学または大学に留学する場合に準用する。この場合において、本学において修得したものとみなすことのできる単位数は、前２項および次条第２項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

④　前３項に規定するもののほか、他の短期大学または大学との協議に基づく授業科目を履修する学生に関する規則は、別に定める。

（短期大学または大学以外の教育施設等における学修）

第31条の２　本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

②　前項により与えることができる単位数は、前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

③　前２項に規定するもののほか、短期大学または大学以外の教育施設等における学修に関する規則は、別に定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第31条の３　本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学または大学において修得した授業科目について修得した単位（短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第17条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

②　本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

③　前２項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第31条第１項および前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

④　前３項に規定するもののほか、入学前の既修得単位等の認定に関する規則は、別に定める。

（単位認定の条件）

第32条　当該学期の授業料およびその他の費用を未納の者については、単位の認定を行わないことがある。

（定期試験の時期）

第33条　定期試験は、毎学期の終りに、その学期に授業を行った全科目について行う。ただし、科目により特別の事情ある場合は、他の時期に行うことがある。

（定期試験の受験資格）

第34条　当該授業科目の履修につき年度当初に登録していない者は、定期試験を受けることができない。

②　科目の登録をした者であっても、授業出席時数を満たさない者は、定期試験を受けることができない。

③　定期試験の受験資格について詳しくは、別に定める。

（定期試験の方法）

第35条　定期試験は、筆記試験または口述試験とする。ただし、実験、実習および実技による科目は、その成績によることができる。

（学習の評価）

第36条　成績は、Ｓ、Ａ、Ｂ、ＣまたはＤをもって表し、Ｓ、Ａ、ＢおよびＣを合格とする。

②　成績評価の基準については、別に定める。

（追試験）

第37条　病気その他やむを得ない事由により、定期試験に欠席した学生に対しては、教授会の議を経て、追試験を行うことができる。

（卒業の認定）

第38条　本学に２年以上在学し、第25条に定める単位を修得し、かつ、２年の課程を修了した者に対し、教授会の議を経て、学長は卒業を認定する。

（学位）

第39条　卒業を認定された者に対し、学長は、短期大学士（幼児教育保育学）の学位を授与する。

②　学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本学名を明記するものとする。

第６章　授業料その他の費用

（入学検定料）

第40条　本学に入学を志願する者は、入学検定料を納入しなければならない。

②　再入学、転入学および復籍を志願する者についても、前項による。

③　入学検定料の取扱いは、別に定める。

（入学金）

第41条　本学の入学金は、別表４に規定するとおりとする。

②　再入学者および転入学者の入学金は、別に定める。

③　入学金の取扱いは、別に定める。

（授業料）

第42条　本学の授業料は、別表４に規定するとおりとする。

②　授業料の取扱いは、別に定める。

（その他の費用）

第43条　実験実習費および施設拡充費は、別表4に規定するとおりとする。

②　実験実習費および施設拡充費の取扱いは、別に定める。

（その他の費用）

第43条　実験実習費および施設拡充費は、別表４に規定するとおりとする。

②　実験実習費および施設拡充費の取扱いは、別に定める。

（休学の場合の費用）

第44条　本学の学生であって、第18条および第19条の規定により許可を受けた者は、当該学期の休学在籍料を納入するものとし、休学期間中は授業料および前条に規定する費用を免除する。

②　休学在籍料の取扱いは、別に定める。

（退学、転学等の場合の授業料）

第45条　退学もしくは転学した者、退学を命ぜられた者または停学中の者も、当該学期の授業料を全納しなければならない。

（再入学、復籍等の場合の費用）

第45条の２　再入学または復籍を許可された者の授業料およびその他の費用の取扱いは、別に定める。

（納入金の不還付）

第46条　既に納入した本章に定める費用は、原則として返還しない。ただし、入学手続を完了した者が、やむを得ない理由により、所定の手続に則り、入学辞退届を提出した場合は、入学金を除く授業料その他の納付金を返還するものとする。

第７章　職員組織

（職員）

第47条　本学に次の職員を置く。

１　学長、副学長

２　教授、准教授、専任講師、助教

３　非常勤講師
４　助手、事務職員
５　技術職員
６　運転手、用務員
７　その他の職員
（細則への委任）
第48条　職員の組織および業務分掌については、別に定める。
第８章　教授会
（教授会の構成）
第49条　本学に教授会をおき、学長、副学長ならびに専任の教授、准教授、専任講師および助教をもって組織する。
（教授会の招集）
第50条　学長は、教授会を招集し、その議長となる。
②　学長は、構成員の３分の２以上の要求があった場合、教授会を招集しなければならない。
（教授会の開催および議決）
第51条　教授会は、構成員の３分の２以上の出席がなければ、開催することができない。
②　教授会における議案は、出席者の過半数の賛成をもって成立する。
（審議事項）
第52条　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
１　学生の入学、卒業および課程の修了
２　学位の授与
３　その他前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
②　教授会は前項に規定するもののほか、学長およびその他の教授会が置かれる組織の長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ意見を述べることができる。
（委員会の設置）
第53条　教授会が必要と認めるときは、委員会を設けて、特定の事項を審議することができる。
②　前項に規定する委員会の運営に関し、必要とする事項については別に定める。
（細則への委任）
第54条　教授会および委員会の運営に関し、必要とする事項については別に定める。
第９章　科目等履修生、特別聴講学生、委託生および外国人学生
（科目等履修生）
第55条　本学の学生以外の者で、本学が開設する授業科目のうちのいずれか、または複数の授業科目を選んで履修しようとする者があるときは、学長は本学の教育に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として在籍を許可することがある。
②　科目等履修生が履修した授業科目については、第30条の２の規定を準用し、所定の単位を与える。
③　前２項に規定するもののほか、科目等履修生に関する規則は、別に定める。
（特別聴講学生）
第55条の２　他の短期大学または大学の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長は当該他の短期大学または大学との協議に基づき、特別聴講学生として在籍を許可することがある。
②　特別聴講学生に関する規則は、別に定める。
（委託生）
第56条　官公庁、法人または外国政府から委託された学生を委託生とする。
②　委託生の入学は、本学学生の学習を妨げない限り、教授会の議を経て学長がこれを許可する。
③　委託生には、本学則を準用する。
（外国人学生）
第57条　外国人で本学に入学を希望する者があるときは、教授会の議を経て学長がこれを許可す

る。
② 外国人学生には、本学則を準用する。
第10章 賞罰
（表彰）
第58条 学長は、本学学生にして表彰に価する行為のあったときは、教授会の議を経てこれを表彰することができる。
（懲戒）
第59条 建学の精神および本学教育の趣旨に背き、学生の本分に反する行為のある学生に対して、学長は、教授会の議を経てこれを懲戒することができる。
② 懲戒は、譴責、停学および退学とする。
③ 懲戒に関する規則は、別に定める。
第11章 公開講座
（公開講座の開設）
第60条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることがある。
第12章 研究および教育施設
第61条 本学に研究、教育の充実および発展のために必要な施設を置く。
② 前項の施設に関し、必要な事項は、別に定める。
第13章 厚生および補導施設
第62条 本学に厚生および補導のための施設を置く。
1 学生寮
2 学生相談室
3 保健室
4 ゲストハウス
5 合宿所
6 食堂
② 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。
附 則
1 本学則の改正は、教授会の審議を必要とする。
2 本学則は、1966年４月１日から施行する。
3 本学則第25条第２号別表２および第４号別表４の改正条項は、1989年４月１日から施行する。
4 本学則第２条、第25条第１号別表１注１）・注２）、第41条第１項、第42条および学則第58条の改正条項は、1989年４月１日から施行する。ただし、学則第２条、第41条第１項および第42条は、1989年度入学生から適用する。
5 本学則第27条第６項の改正条項は、1989年度から、第25条第３号別表３の改正条項および第28条別表４の改正条項は、1990年度入学生から適用する。
6 本学則第１条、第２条、第９条、第25条第１号別表１注３）、同第３号別表３、同第４号、同第５号、同第６号、第28条、第28条の２および第28条の３の改正条項は、1990年４月１日から施行する。
7 本学則第40条第１項および第42条の改正条項は、1990年度入学生から適用する。
8 本学則第32条第４項ないし第７項の改正条項は、1990年度入学生から適用する。
9 本学則第39条の改正条項は1991年度から、第24条、第24条別表第１、第24条別表第２、第24条別表第３、第24条別表第４、第24条別表第５、第25条、第26条第１項ないし第３項、同第５項、第27条、第27条別表第７、第29条第２項、第38条第１項、第40条第１項、第43条および第47条は1992年度入学生から、第７条、第70条および第71条の改正条項は、1992年度から適用する。
10 本学則第５条、第６条第１項第５号、第28条、第36条および第70条第１項第３号の改正条項は1993年度から、第24条別表第１、第24条別表第２、第24条別表第２、第24条別表第４、第24条別表第５、第24条第２項、第27条別表第７および第42条の改正条項は、1993年度入学生から適用する。
11 本学則第２条、第23条第１項第４号、第45条および第46条の改正条項は1994年度から、第40条第１項および第42条の改正条項は1994年度入学生から、第28条第３号、第４号、第24条別表

３、同条別表４、同条別表５、第27条別表６および同条別表７の改正条項は、1993年度入学生から適用する。
12　本学則第42条および第43条の改正条項は、1995年度入学生から適用する。
13　本学則第２条、第24条第１項別表１ないし５、同条第２項、第25条、第27条第２項別表７、第41条第１項および第42条の改正条項は、1996年度入学生から適用する。
14　本学則第６条第１項、同条第２項、第30条の２、第31条、第31条の２、第31条の３、第62条、第62条の２および第27条別表７の改正条項は1997年度から、第24条別表１、第41条第１項および第42条の改正条項は、1997年度入学生から適用する。
15　本学則第24条別表２および第42条の改正条項は、1998年度入学生から適用する。
16　本学則第26条第３項および同条第６項ならびに第27条別表８の改正条項は、1999年度から適用する。
17　本学則第１条の改正条項は、1999年４月１日から施行する。
18　本学則第２条、第24条、第25条および第27条ならびに第24条別表１、別表２、別表３、別表４、別表５、別表６および第27条別表７、別表８、別表９の改正条項は、2000年度入学生から適用する。ただし、教育職員免許法（同施行規則）の旧法適用学生には、従前の規程を適用する。
19　本学則第24条別表３および同別表５の改正条項は、2000年度入学生から適用する。
20　本学則第24条別表４、別表５および別表６、第40条および第41条の改正条項は、2001年度入学生から適用する。
21　本学則第９条、第26条および第31条の２の改正条項は、2001年３月26日から施行し、2001年１月６日から適用する。
22　本学則第２条、第24条、第25条および第26条の改正条項は、2002年度入学生から適用する。
23　本学則第24条別表４の改正条項は、2002年度入学生から適用する。
24　本学則第24条別表２、別表３、別表５および別表６ならびに第42条の改正条項は、2002年度入学生から適用する。
25　本学則第26条の改正条項は、2002年度入学生から適用する。
26　本学則第２条、第24条、第25条、第26条、第27条および第43条の改正条項は、2003年度入学生から適用する。
27　本学則第６条および第26条の改正条項は、2003年４月１日から施行する。
28　本学則第９条第１項第６号ないし第８号の改正条項は、2004年度入学生から適用する。
29　本学則第24条別表１、別表２および別表５、第25条、第26条および第27条の改正条項は2005年度入学生から適用し、第６条第１項および第48条第１項の改正条項は、2005年１月１日に遡って施行する。
30　本学則第38条および第39条の改正条項は、2005年度卒業生から適用する。
31　本学則第24条別表４、第31条第１項、第31条の２第２項、第31条の３第３項の改正条項は2006年度入学生から適用し、第８条、第16条、第17条、第23条第１項、第23条の２、第34条第２項、第40条、第41条、第42条、第43条、第45条の２および第69条の改正条項は、2006年度から適用する。
32　本学則第24条別表３、第26条第４項、第47条、第48条、第49条および第52条の改正条項は、2007年４月１日から適用する。
33　本学則第２条、第24条、第24条別表１ないし別表３、第26条１項ないし第４項、第27条、第27条別表４および第39条の改正条項は、2008年度入学生から適用する。ただし、生活科学科生活科学専攻および食物栄養専攻は、在学生の卒業を待って廃止するまでは、従前の規定を適用する。
34　本学則第１条の２、第２条の２、第12条、第14条および第36条の改正条項は、2008年度から適用し、第42条および第43条の別表学費一覧ならびに第46条の改正条項は、2008年度入学生から適用する。
35　本学則全文の表記見直しに伴う改正は、2009年４月１日から適用する。また、第24条別表３は、2008年度入学生に遡って適用し、第９条の改正条項は、2009年度入学生から適用する。
36　本学則第24条別表２および別表３の改正条項は、2010年度入学生から適用する。
37　本学則第24条別表３および第26条の改正条項は、2011年度入学生から適用する。
38　本学則第27条別表４および第26条第２項の改正条項は、2012年度入学生から適用する。

39　本学則第30条の２および第36条の改正条項は、2013年度入学生から適用する。
40　本学則第24条別表２および別表３の改正条項は、2014年度入学生から適用する。
41　本学学則第９条、第16条、第17条、第18条、第20条、第21条、第22条、第23条の２、第52条、第53条、第55条、第55条の２、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条および附則第１号の変更は、2015年４月１日から適用する。
42　本学学則第２条および第24条別表１の変更は、2016年度入学生から適用する。
43　本学則第24条別表３の改正条項は、2018年度入学生から適用し、第62条の改正条項は、2018年４月１日から適用する。
44　本学則第24条別表３の改正条項は、2019年度入学生から適用する。
45　本学則第24条別表３の改正条項は、2019年度入学生から適用する。
46　本学則第26条第１項、第３項および第４項ならびに第30条の２の改正条項は、2019年度入学生から適用する。
47　本学則第24条、第24条別表１、別表２および別表３ならびに第25条、第27条、第41条、第42条および第43条の改正条項は、2020年度入学生から適用する。
48　本学則第24条別表１の改正条項は、2020年度入学生から適用する。
49　本学則第23条の改正条項は、2020年４月１日に遡って適用する。また、第５条の改正条項は、2021年度から適用し、第12条の改正条項は、2021年度入学生から適用する。
50　本学則第24条の２および第25条の改正条項は、2021年度から適用する。
51　本学則第44条の改正条項は、2022年４月１日から施行する。
52　本学則第２条、第２条の２、第24条、第24条別表１および別表２、第26条、第27条、第27条別表３、第29条ならびに第39条の改正条項は、2023年４月１日から施行し、2023年度入学生から適用する。
　なお、第２条に規定する学生定員は、2022年度から2024年度までは、次のとおりとする。

学科	2022年度		2023年度		2024年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
キャリア教養学科	100名	200名	－	100名	－	－
幼児教育保育学科	140名	280名	120名	260名	120名	240名
計	240名	480名	120名	360名	120名	240名

別表１（第24条関係）　削除

別表２（第24条関係）
幼児教育保育学科

授業科目の区分		授業科目	授業の方法	単位数		備考
科目群	区分			必修	選択	
基礎科目群	教養	心の充実Ⅰ	講義	2		
		心の充実Ⅱ	演習Ｂ	1		
		歴史と文化	講義	2		
		社会と人間	講義	2		
		情報と科学	講義	2		
		国際文化研修	演習Ａ		2	
	基礎	日本国憲法	講義		2	
		日本語表現	講義	2		
		コンピュータ演習Ⅰ	演習Ｂ	1		
		コンピュータ演習Ⅱ	演習Ｂ		1	
		英会話Ⅰ	演習Ｂ	1		
		英会話Ⅱ	演習Ｂ		1	
		身体活動論	講義		2	
		総合体育	実技	1		
専門科目群	教育・保育の本質	教育原理	講義	2		
		保育原理	講義		2	

		教育課程論	講義	2	
		教育制度・学校経営論	講義		2
		保育内容総論	演習Ａ	2	
	保育内容	子どもと健康Ⅰ	演習Ｂ	1	
		子どもと環境Ⅰ	演習Ａ		2
		子どもと言葉Ⅰ	演習Ａ		2
		子どもと表現Ⅰ	演習Ｂ	1	
	子どもの理解と支援	教育心理学	講義	2	
		発達心理学	講義	2	
		子ども家庭支援の心理学	講義	2	
		乳児保育Ⅰ	講義		2
		子どもの食と栄養	演習Ａ		2
		子どもの保健	講義		2
		社会福祉論	講義		2
		子ども家庭福祉論	講義	2	
		社会的養護Ⅰ	講義		2
		特別支援教育の基礎	講義	2	
		子ども家庭支援論	講義	2	
	保育技能	基礎音楽ＡⅠ	演習Ｂ		1
		基礎音楽ＡⅡ	演習Ｂ		1
		ピアノフォローアップ	演習Ｂ		1
		基礎音楽Ｂ	演習Ｂ		1
		基礎造形	演習Ｂ	1	
		基礎体育	演習Ｂ		1
展開科目群	教育・保育の本質	保育者論	講義	2	
		教育方法論	講義		2
	保育内容	子どもと健康Ⅱ	演習Ｂ		1
		子どもと環境Ⅱ（人間関係を含む）	演習Ｂ	1	
		子どもと言葉Ⅱ	演習Ｂ	1	
		子どもと表現Ⅱ（音楽）	演習Ｂ		1
		子どもと表現Ⅱ（造形）	演習Ｂ		1
		保育特講Ⅰ	演習Ｂ		1
		保育特講Ⅱ	演習Ｂ		1
	子どもの理解と支援	子どもの理解と援助	演習Ｂ	1	
		教育相談	演習Ｂ		1
		特別支援教育・保育演習	演習Ａ		2
		乳児保育Ⅱ	演習Ｂ		1
		子どもの健康と安全	演習Ｂ		1
		社会的養護Ⅱ	演習Ａ		2
		子育て支援	演習Ａ		2
		在宅保育	講義		2
	保育技能	児童文化（言語表現）	演習Ｂ		1
		絵本の世界Ⅰ	演習Ｂ		1
		絵本の世界Ⅱ	演習Ｂ		1
	実習	保育実習Ⅰ	実習Ａ		4
		保育実習指導Ⅰ	演習Ｂ		2
		保育実習Ⅱ	実習Ａ		2
		保育実習指導Ⅱ	演習Ａ		1
		保育実習Ⅲ	実習Ａ		2
		保育実習指導Ⅲ	演習Ａ		1

		教育実習（事前事後の指導を含む）	実習Ａ		5	
総合科目	実践と応用	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習Ａ		2	
		課題研究	演習Ｂ	2		
計				42	71	

別表３（第27条関係）　削除

別表４（第41条、第42条、第43条関係）

学費一覧　（単位：円）

入学金	250,000
授業料（年額）	660,000
実験実習費（年額）	30,000
施設拡充費（年額）	320,000

変更事項を記載した書類

1　休学の場合の費用の変更

（1）変更事由

令和３年３月23日付文部科学省高等教育局私学部私学行政課長通知「学生の休学中の在籍料等に関する留意事項について」（２高私行第23号）の内容等を踏まえて、休学の場合の費用に関する規定を変更する。

（2）変更条項

第44条

（3）変更の時期

2022年４月１日から施行する。

2　キャリア教養学科の募集停止および幼児教育保育学科の入学定員の見直しに伴う変更

（1）変更事由

2021年度第２回理事会（2021年５月27日開催）議事第６号「学校法人常磐大学の将来計画に関する件」に基づき、2023年度よりキャリア教養学科の学生募集を停止するとともに、幼児教育保育学科の入学定員を140人から120人に変更することに伴い、関係条項を変更する。

（2）変更条項

第２条、第２条の２、第24条、第24条別表１、第26条、第27条、第27条別表３、第29条、第39条

（3）変更の時期

2023年度入学生から適用する。

3　幼児教育保育学科のカリキュラムの変更

（1）変更事由

①　一部の授業科目の教育内容を見直すとともに、授業科目間の教育内容の重複を解消すること等により、学生の効率的な学修を考慮した教育課程を編成するため、幼児教育保育学科のカリキュラムの一部を変更（授業科目の新設、名称変更および廃止等）する。

②　国立青少年教育振興機構が認定する「認定絵本士」および公益社団法人全国保育サービス協会が認定する「認定ベビーシッター」の資格の取得を可能とする環境を整備するため、幼児教育保育学科のカリキュラムの一部を変更（授業科目の新設）する。

（2）変更条項

第24条別表２

（3）変更の時期

2023年度入学生から適用する。

4　附則の追加

上記の学則変更に伴い、附則に次のとおり加える。

『51　本学則第44条の改正条項は、2022年４月１日から施行する。』

『52　本学則第２条、第２条の２、第24条、第24条別表１および別表２、第26条、第27条、第27条別表３、第29条ならびに第39条の改正条項は、2023年４月１日から施行し、2023年度入学生から適用する。

なお、第２条に規定する学生定員は、2022年度から2024年度までは、次のとおりと

する。

学科	2022年度		2023年度		2024年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
キャリア教養学科	100名	200名	―	100名	―	―
幼児教育保育学科	140名	280名	120名	260名	120名	240名
計	240名	480名	120名	360名	120名	240名

』

以上

新　旧　の　比　較　対　照　表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
常磐短期大学学則
制　　定　1966年１月25日　認可日
最近改正　<u>2022年３月24日</u>　理事会

目次　（略）

第１条・第１条の２　（略）

（学科および学生定員）
第２条　本学において設置する学科および学生定員は、次表のとおりとする。
<table>
<tr><th>学科</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr>
<tr><td>（削る）</td><td>（削る）</td><td>（削る）</td></tr>
<tr><td>幼児教育保育学科</td><td><u>120</u>名</td><td><u>240</u>名</td></tr>
<tr><td>（削る）</td><td>（削る）</td><td>（削る）</td></tr>
</table>
（学科の教育研究上の目的）
第２条の２　<u>幼児教育保育</u>学科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。
（削る）
（削る）

（削る）

（削る）

かな人間性を持った保育者を社会に送り出す。

第３条～第23条　（略）

（授業科目および単位数）

第24条　本学において開設する授業科目および単位数は、次のとおりとする。

１　別表１　削除

２　幼児教育保育学科における授業科目は、別表２

第24条の２・第25条　（略）

（資格の取得）

第26条　本学において幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、前条に定めるもののほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第１および教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第２条、第６条および第66条の６に基づき本学で定めた科目ならびに単位を修得しなければならない。

②　削除

③　本学において保育士の資格を得ようとする者は、前条に定めるもののほか、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第６条の２第１項第３号の規定により厚生労働大臣の定める科目および単位（平成30年厚生労働省告示第216号）に基づき、本学で定めた科目および単位を修得しなければならない。

④　本学において取得できる資格および免許の種類は、**幼稚園教諭二種免許状および保育士資格**とする。

（削る）	**（削る）**
（削る）	**（削る）**
（削る）	**（削る）**

（削る）

第27条　**別表３　削除**

第28条　（略）

とのできる豊かな人間性を持った保育者を社会に送り出す。

第４条～第23条　（略）

（授業科目および単位数）

第24条　本学において開設する授業科目および単位数は、次のとおりとする。

１　キャリア教養学科における授業科目は、別表１

２　幼児教育保育学科における授業科目は、別表２

第24条の２・第25条　（略）

（資格の取得）

第26条　本学において幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、前条に定めるもののほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第１および教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第２条、第６条および第66条の６に基づき本学で定めた科目ならびに単位を修得しなければならない。

②　本学において司書の資格を得ようとする者は、前条に定めるもののほか、図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）第１条に基づき本学で定めた科目および単位を修得しなければならない。

③　本学において保育士の資格を得ようとする者は、前条に定めるもののほか、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第６条の２第１項第３号の規定により厚生労働大臣の定める科目および単位（平成30年厚生労働省告示第216号）に基づき、本学で定めた科目および単位を修得しなければならない。

④　本学において取得できる資格および免許の種類は、**次のとおり**とする。

学科	**資格および免許の種類**
キャリア教養学科	**司書**
幼児教育保育学科	**幼稚園教諭二種免許状、保育士**

（資格に関する科目）

第27条　**第24条に定める授業科目のほか、キャリア教養学科においては別表３のとおり、司書に関する科目を置く。**

第28条　（略）

（履修の方法） 第29条　第24条に定める授業科目は、必修および選択科目とし、履修方法については、本学則に定めるもののほか、別に定める。 **② 削除**	（履修の方法） 第29条　第24条に定める授業科目は、必修および選択科目とし、履修方法については、本学則に定めるもののほか、別に定める。 **② 学生は、資格に関する科目および他の学科または専攻の授業科目であって担当者が認める科目を、自由科目として履修することができる。ただし、いかなる場合も、これを第25条における卒業に必要な単位とすることはできない。**
第30条～第38条　（略）	第30条～第38条　（略）
（学位） 第39条　卒業を認定された者に対し、学長は、**短期大学士（幼児教育保育学）**の学位を授与する。 **（削る）** **（削る）** ②　学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本学名を明記するものとする。	（学位） 第39条　卒業を認定された者に対し、学長は、**次**の学位を授与する。 **１　キャリア教養学科　短期大学士（キャリア教養学）** **２　幼児教育保育学科　短期大学士（幼児教育保育学）** ②　学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本学名を明記するものとする。
第40条～第42条　（略）	第40条～第42条　（略）
（その他の費用） 第43条　実験実習費および施設拡充費は、別表4に規定するとおりとする。 ②　実験実習費および施設拡充費の取扱いは、別に定める。 （休学の場合の費用） 第44条　本学の学生であって、第18条および第19条の規定により許可を受けた**者は**、当該学期の**休学在籍料を納入するものとし、休学期間中は**授業料および前条に規定する費用を免除する。 **② 休学在籍料の取扱いは、別に定める。**	（その他の費用） 第43条　実験実習費および施設拡充費は、別表4に規定するとおりとする。 ②　実験実習費および施設拡充費の取扱いは、別に定める。 （休学の場合の費用） 第44条　本学の学生であって、第18条および第19条の規定により許可を受けた**休学期間中の者には**、当該学期の授業料**の半額**および前条に規定する費用を免除する。 **（新設）**
第45条～第62条　（略）	第45条～第62条　（略）
附　則 １　本学則の改正は、教授会の審議を必要とする。 ２　本学則は、1966年４月１日から施行する。 ３～50　（略） **51 本学則第44条の改正条項は、2022年４月１日から施行する。** **52 本学則第２条、第２条の２、第24条、第24**	附　則 １　本学則の改正は、教授会の審議を必要とする。 ２　本学則は、1966年４月１日から施行する。 ３～50　（略） **（新設）** **（新設）**

条別表１および別表２、第26条、第27条、第27条別表３、第29条ならびに第39条の改正条項は、2023年４月１日から施行し、2023年度入学生から適用する。

なお、第２条に規定する学生定員は、2022年度から2024年度までは、次のとおりとする。

学科	2022年度		2023年度		2024年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
キャリア教養学科	100名	200名	－	100名	－	－
幼児教育保育学科	140名	280名	120名	260名	120名	240名
計	240名	480名	120名	360名	120名	240名

別表１（第24条関係）　削除

（削る）

（削る）

別表１（第24条関係）

キャリア教養学科

授業科目の区分		授業科目	授業の方法	単位数		備考
科目群	区分			必修	選択	
基礎科目群	教養科目	心の充実	講義	2		
		歴史	講義	2		
		現代社会	講義	2		
		科学	講義	2		
		国際文化研修	演習A		2	
	キャリア形成科目	ジェンダーと職業	講義	2		
		日本語表現法	講義	2		
		キャリア形成演習Ⅰ	演習B	1		
		イングリッシュ・リテラシーⅠ	演習B	1		
		プレゼンテーション概論	講義	2		
		プレゼンテーション演習Ⅰ	演習A	2		
		健康づくりと運動	講義		2	
		健康スポーツ	実技		1	
		インターンシップ	実習A		2	
		情報活用基礎	演習B	1		
		表計算基礎	演習B	1		
		情報科学入門	講義		2	
専門科目群	キャリア教養コース科目	心理学入門	講義		2	
		社会心理学	講義		2	
		消費者心理学	講義		2	
		キャリア心理学	講義		2	
		民法	講義		2	
		ヨーロッパ近現代史	講義		2	
		外から見た日本	講義		2	
		民族の文化と歴史	講義		2	
		異文化理解	講義		2	
		日本文化論	講義		2	

		芸能と社会	講義		2		
		言語表現法	演習B		1		
		経済と社会	講義		2		
		キャリア・イングリッシュⅠ	演習B		1		
		秘書学概論	講義		2		
		秘書実務Ⅰ	演習A		2		
	ビジネス経営コース科目	経営学入門	講義		2		
		経営管理論	講義		2		
		人的資源論	講義		2		
		企業環境論	講義		2		
		企業関連法	講義		2		
		マーケティング論	講義		2		
		地域社会と中小企業	講義		2		
		財務会計論	講義		2		
		決算書分析論	講義		2		
		初級簿記	講義		2		
		初級簿記演習	演習B		1		
		ビジネス実務論Ⅰ	講義		2		
		ビジネス実務演習Ⅰ	演習A		2		
		経営科学	講義		2		
		経営科学演習	演習B		1		
		医療秘書概論	講義		2		
		医療秘書実務	演習A		2		
		診療報酬請求事務	演習A		2		
		解剖生理学の基礎知識	講義		2		
		医学と薬理の基礎知識	講義		2		
展開科目群	キャリア形成科目	キャリア形成演習Ⅱ	演習B	1			
		キャリア形成演習Ⅲ	演習B	1			
		キャリア形成演習Ⅳ	演習B		1		
		イングリッシュ・リテラシーⅡ	演習B	1			
		プレゼンテーション演習Ⅱ	演習A		2		
		プレゼンテーション演習Ⅲ	演習A		2		
		情報活用応用	演習B	1			
		表計算応用	演習B	1			
	キャリア教養コース科目	キャリア・イングリッシュⅡ	演習B		1		
		キャリア・イングリッシュⅢ	演習B		1		
		キャリア・イングリッシュⅣ	演習B		1		
		秘書学演習	演習A		2		
		秘書実務Ⅱ	演習A		2		
		国際秘書概論	講義		2		
	ビジネス経営コー	中級簿記	講義		2		
		中級簿記演習	演習B		1		
		ビジネス実務論Ⅱ	講義		2		
		ビジネス実務演習Ⅱ	演習A		2		

別表２（第24条関係）

幼児教育保育学科

授業科目の区分		授業科目	授業の方法	単位数		備考
科目群	区分			必修	選択	
基礎科目群	教養	**心の充実Ⅰ**	講義	2		
		心の充実Ⅱ	**演習B**	**1**		
		歴史と文化	講義	2		
		社会と人間	講義	2		
		情報と科学	講義	2		
		国際文化研修	演習A		2	
	基礎	日本国憲法	講義		2	
		日本語表現	講義	2		
		コンピュータ演習Ⅰ	演習B	1		
		コンピュータ演習Ⅱ	演習B		1	
		英会話Ⅰ	演習B	1		
		英会話Ⅱ	演習B		1	
		身体活動論	講義		2	
		総合体育	実技	1		
専門科目群	教育・保育の本質	教育原理	講義	2		
		保育原理	講義		2	
		教育課程論	講義	2		
		教育制度・学校経営論	講義		2	
		保育内容総論	演習A	2		
		（削る）				
	保育内容	子どもと健康Ⅰ	演習B	1		
		子どもと環境Ⅰ	演習A		2	
		子どもと言葉Ⅰ	演習A		2	
		（削る）				
		子どもと表現Ⅰ	**演習B**	**1**		
		（削る）				
		（削る）				
	子どもの理解と支援	教育心理学	講義	2		
		発達心理学	講義	2		
		子ども家庭支援の心理学	講義	2		
		乳児保育Ⅰ	講義		2	
		子どもの食と栄養	演習A		2	
		子どもの保健	講義		2	
		社会福祉論	講義		2	
		子ども家庭福祉論	講義	2		
		社会的養護Ⅰ	講義		2	
		特別支援教育の基礎	講義	2		
		子ども家庭支援論	講義	2		
	保育	基礎音楽AⅠ	演習B		1	
	ス科目					
総合科目		**課題研究Ⅰ**	**演習B**	**1**		
		課題研究Ⅱ	**演習B**	**1**		
		課題研究Ⅲ	**演習B**	**1**		
計				**28**	**98**	

別表２（第24条関係）

幼児教育保育学科

授業科目の区分		授業科目	授業の方法	単位数		備考
科目群	区分			必修	選択	
基礎科目群	教養	**心の充実**	講義	2		
		（新設）				
		歴史	講義	2		
		現代社会	講義	2		
		科学	講義	2		
		国際文化研修	演習A		2	
	基礎	日本国憲法	講義		2	
		日本語表現	講義	2		
		コンピュータ演習Ⅰ	演習B	1		
		コンピュータ演習Ⅱ	演習B		1	
		英会話Ⅰ	演習B	1		
		英会話Ⅱ	演習B		1	
		身体活動論	講義		2	
		総合体育	実技	1		
専門科目群	教育・保育の本質	教育原理	講義	2		
		保育原理	講義		2	
		教育課程論	講義	2		
		教育制度・学校経営論	講義		2	
		保育内容総論	演習A	2		
		保育指導法	**演習B**		**1**	
	保育内容	子どもと健康Ⅰ	演習B	1		
		子どもと環境Ⅰ	演習A		2	
		子どもと言葉Ⅰ	演習A		2	
		子どもと人間関係	**演習A**	**2**		
		（新設）				
		子どもと音楽表現Ⅰ	**演習B**	**1**		
		子どもと造形表現Ⅰ	**演習B**	**1**		
	子どもの理解と支援	教育心理学	講義	2		
		発達心理学	講義	2		
		子ども家庭支援の心理学	講義	2		
		乳児保育Ⅰ	講義		2	
		子どもの食と栄養	演習A		2	
		子どもの保健	講義		2	
		社会福祉論	講義		2	
		子ども家庭福祉論	講義	2		
		社会的養護Ⅰ	講義		2	
		特別支援教育の基礎	講義	2		
		子ども家庭支援論	講義	2		
	保育	基礎音楽AⅠ	演習B		1	

	技能	基礎音楽AⅡ	演習B		1	
		ピアノフォローアップ	**演習B**		**1**	
		基礎音楽B	演習B		1	
		（削る）				
		基礎造形	演習B	1		
		基礎体育	演習B		1	
		（削る）				
展開科目群	教育・保育の本質	保育者論	講義	2		
		教育方法論	講義		2	
	保育内容	子どもと健康Ⅱ	演習B		1	
		子どもと環境Ⅱ（人間関係を含む）	演習B	1		
		子どもと言葉Ⅱ	演習B	1		
		子どもと表現Ⅱ（音楽）	演習B		1	
		子どもと表現Ⅱ（造形）	演習B		1	
		保育特講Ⅰ	**演習B**		**1**	
		保育特講Ⅱ	**演習B**		**1**	
	子どもの理解と支援	子どもの理解と援助	演習B	1		
		教育相談	演習B		1	
		特別支援教育・保育演習	演習A		2	
		乳児保育Ⅱ	演習B		1	
		子どもの健康と安全	演習B		1	
		社会的養護Ⅱ	演習A		2	
		子育て支援	演習A		2	
		在宅保育	**講義**		**2**	
	保育技能	**（削る）**				
		（削る）				
		（削る）				
		（削る）				
		（削る）				
		児童文化（言語表現）	演習B		1	
		絵本の世界Ⅰ	**演習B**		**1**	
		絵本の世界Ⅱ	**演習B**		**1**	
	実習	保育実習Ⅰ	実習A		4	
		保育実習指導Ⅰ	演習B		2	
		保育実習Ⅱ	実習A		2	
		保育実習指導Ⅱ	演習A		1	
		保育実習Ⅲ	実習A		2	
		保育実習指導Ⅲ	演習A		1	
		教育実習（事前事後の指導を含む）	実習A		5	
総合科目	実践と応用	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習A		2	
		課題研究	演習B	**2**		
計				42	**71**	

別表３（第27条関係）　**削除**

（削る）

	技能	基礎音楽AⅡ	演習B		1	
		（新設）				
		基礎音楽BⅠ	演習B		1	
		基礎音楽BⅡ	**演習B**		**1**	
		基礎造形	演習B	1		
		基礎体育Ⅰ	演習B		1	
		基礎体育Ⅱ	**演習B**		**1**	
展開科目群	教育・保育の本質	保育者論	講義	2		
		教育方法論	講義		2	
	保育内容	子どもと健康Ⅱ	演習B		1	
		子どもと環境Ⅱ	演習B	1		
		子どもと言葉Ⅱ	演習B	1		
		子どもと音楽表現Ⅱ	演習B		1	
		子どもと造形表現Ⅱ	演習B		1	
		（新設）				
		（新設）				
	子どもの理解と支援	子どもの理解と援助	演習B	1		
		教育相談	演習B		1	
		特別支援教育・保育演習	演習A		2	
		乳児保育Ⅱ	演習B		1	
		子どもの健康と安全	演習B		1	
		社会的養護Ⅱ	演習A		2	
		子育て支援	演習A		2	
		（新設）				
	保育技能	**リトミック**	**演習B**		**1**	
		幼児音楽Ⅰ	**演習B**		**1**	
		幼児音楽Ⅱ	**演習B**		**1**	
		造形活動の展開	**演習B**		**1**	
		舞台表現	**演習B**		**1**	
		児童文化（言語表現）	演習B		1	
		（新設）				
		（新設）				
	実習	保育実習Ⅰ	実習A		4	
		保育実習指導Ⅰ	演習B		2	
		保育実習Ⅱ	実習A		2	
		保育実習指導Ⅱ	演習A		1	
		保育実習Ⅲ	実習A		2	
		保育実習指導Ⅲ	演習A		1	
		教育実習（事前事後の指導を含む）	実習A		5	
総合科目	実践と応用	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習A		2	
		課題研究	演習B		**2**	
計				42	**74**	

別表３（第27条関係）

司書に関する科目

（削る）

別表４　（略）

群	授業科目	授業の方法	資格取得に係る履修基準および単位数		備考
			必修	選択	
甲群	生涯学習概論	講義	2		
	図書館概論	講義	2		
	図書館制度・経営論	講義	2		
	図書館情報技術論	講義	2		
	図書館サービス概論	講義	2		
	情報サービス論	講義	2		
	児童サービス論	講義	2		
	情報サービス演習A	演習B	1		
	情報サービス演習B	演習B	1		
	図書館情報資源概論	講義	2		
	情報資源組織論	講義	2		
	情報資源組織演習A	演習B	1		
	情報資源組織演習B	演習B	1		
乙群	図書館情報資源特論	講義		1	
	図書・図書館史	講義		1	
	図書館実習	実習A		1	
計			22	3	

別表４　（略）

学則の変更の趣旨等を記載した書類

１．学則変更（収容定員変更）の内容

常磐短期大学では、学則第２条に定める入学定員及び収容定員を令和５年４月から次のとおり変更を行う。

① キャリア教養学科を募集停止する。

② 幼児教育保育学科の入学定員を 20 名減員し、現行の 140 名を 120 名にする。

表１

学科名	入学定員	収容定員
キャリア教養学科	100 → 0（△100）	200 → 0（△200）
幼児教育保育学科	140 → 120（△ 20）	280 → 240（△ 40）
短期大学計	240 → 120（△100）	480 → 240（△240）

２．学則変更（収容定員変更）の必要性

常磐短期大学（以下、「本学」という。）は、「実学を重んじ真摯な態度を身につけた人間を育てる」を建学の精神とし、1966(昭和 41)年 4 月に常磐学園短期大学として開学した。

幼児教育保育学科は、1968(昭和 43)年に幼児教育科として、キャリア教養学科は、1975(昭和 50)年に教養科として設置後、地域社会からの要請の変化に柔軟に対応すべく学科統合や名称変更を経ながら、実社会で活躍する人材の養成に取り組んできた。

しかしながら、18 歳人口の減少に加え、近年の高等教育を取り巻く環境の変化により、短期大学進学希望者は年々減少傾向が強まり、本学キャリア教養学科においては、2011(平成 23)年度以降定員未充足の状態が続き、2016(平成 28)年度の入学定員削減（140 人→100 人）以降も定員充足には至っていない。今後も短期大学進学希望者はいっそう減少していくことが予想されるため、本学キャリア教養学科の恒常的な定員未充足状況に鑑み、2023(令和 5)年より学生募集を停止する。

一方、幼児教育保育学科においては、2020(令和 2)年度以降定員未充足の状態が続いているが、茨城県内においては、女性の就業率向上等の影響により、保育需要は当面増加する見込みであり、優秀な保育人材の継続的な育成・輩出が引き続き強く求められている状況である。それらを踏まえ 2023(令和 5)年度より、幼児教育保育学科の入学定員を 140 人から 120 人に減ずることにより、入学定員充足率を向上させ経営規模の適正化を図るとともに、地域社会の要請に応える短期大学として、より一層の教育・研究の充実を図る。

３．学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（ア）教育課程の変更内容

本学では、基礎科目群も含め学科別に教育課程を構成しているため、キャリア教養学科の募集停止に伴い、幼児教育保育学科が影響を受けることはない。

幼児教育保育学科における教育課程の変更については、科目内容の重複解消等が主な理由であり、より効率的な学修を考慮した教育課程として再編している。また、今回の変更

に併せて、国立青少年教育振興機構が認定する「認定絵本士」及び公益社団法人全国保育サービス協会が認定する「認定ベビーシッター」の資格取得を可能とするための科目を新設し、さらに幼児教育保育学科として教育内容の充実を図る。

上述のとおり、教育課程変更前と比較し同等以上の教育内容を担保することができると考える。

（イ）教育方法及び履修指導方法の変更内容

教育方法及び履修指導方法については、収容定員変更後も変更はない。今後も学生に寄り添った教育を展開していけるよう、日々邁進していく。

（ウ）教員組織の変更内容

教員については、短期大学全体としても法人全体としても収容定員に応じた人数を満たしている。収容定員変更後も、これまでと同等以上の教育内容を提供していく。

（エ）大学全体の施設・設備の変更内容

施設については、収容定員変更後においても教育内容に影響のない広さを担保しており、今後も環境整備を図っていく。

学生確保の見通し等を記載した書類

【キャリア教養学科】

学生募集を停止するものであるため該当なし

【幼児教育保育学科】

（1）学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

①　学生確保の見通し

ア　定員充足の見込

常磐短期大学幼児教育保育学科の直近 5 年間における平均入学者数は 124 名であり、新入学定員の設定数 120 名については、従来の入学者数の推移から勘案しても、充足可能であると判断した。

今後、茨城県内の 18 歳人口の減少並びに近年の 4 年制大学への進学率向上傾向を踏まえると、短期大学への入学者数の減少は避けられないことが予測されるものの、これまでの本学科の志願者数・入学者数の推移が、必ずしも 18 歳人口の減少や短期大学志願者数の減少に比例してはいないことも考慮し、120 名の入学定員を設定した。

イ　定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

本学科の直近 5 年間(2018～2022 年度)の平均志願者数は 128.6 人、平均入学者数は 124.2 人である。従来の志願者数・入学者数の推移から判断すると、新入学定員 120 名は充足可能と考えられる。〔資料 1〕

一方で、公表されている過去 5 年間の短期大学志願者数（全国短期大学、全国の教育系学科）の推移を見ると、減少の一途をたどっており、今後も 18 歳人口の減少や 4 年制大学指向の高まりによって、短期大学は志願者数、入学定員の確保がこれまで以上に困難になることが推測される。〔資料 2〕

そのような状況下においても、120 名の定員充足が可能と考えられる要因は次のとおりである。

本学科の志願者数の推移は、18 歳人口や短期大学志願者数に比例しておらず、直近 5 年間（2018～2022 年度）を見ると、人口等が減少傾向であるのに対し、本学科の志願者数の推移には隔年傾向が見られる。これは、本学科における特色ある教育の実践や高い就職率が、根強く地域社会から評価・信頼を受けていることの表れであると考える。また、本学科の歩留率(入学者数/合格者数)は直近 5 年間(2018～2022 年度)平均で 97.3%と非常に高く、志願者の増加につながる広報活動に注力することで、今後も人口減少等の影響を最小限に留めるができると考える。

次に、保育士・幼稚園教諭を希望するニーズの継続性が要因として挙げられる。各種企業が小・中・高校生を対象に実施している「なりたい職業」に関する調査・アンケートでは、「保育士・幼稚園教諭」は女子児童・生徒にとってのなりたい職業として、毎年変わらず上位にランクインしている。〔資料 3〕　18 歳人口は減少しながらも、保育士・幼稚園教諭を目指す人の割合は一定数以上いると思われ、保育士・幼稚園教諭を目指す児童・生徒の志を大切に育てる取り組みを実践することにより、将来的な志願者数・入学者数の確保につながるものと考える。地方における幼児教育を支える人材養成の必要性という点においても、茨城県内で保育士・幼稚園教諭を養成す

る短期大学は 3 校のみであり、そのうち入学希望者の約半数を受け入れている本学科は、重要な役割を担っているといえる。

これらの要因からも、今後の人口動態予測を踏まえつつ社会の要請に応えていくためには、入学定員数を 140 名から 120 名に変更することは妥当な判断であり、短期大学及び教育系学科への志願者数減少が見込まれる中であっても、本学科における教育研究の充実、志願者数増加への取り組み等により、新入学定員の 120 名を充足することは可能であると考えられる。

② 学生確保に向けた具体的な取組状況

学生確保に向けては、本学科を知り、興味を持つきっかけを増やし、より生きた具体的な情報提供により、本学科への興味を本学科で学びたいという意欲につなげることが重要となる。

そのための具体的な取り組みは以下の通りである。

ａ．オープンキャンパスの充実

本学科入学者アンケートにおいて、「常磐短期大学の情報を得る際に最も参考になったもの」は、直近 4 年間(2019～2022 年度)すべてにおいて「オープンキャンパス」が 1 位であった。〔資料 4〕

本学のオープンキャンパスには、高校 1・2 年生の参加も多く、特に夏休み中の開催回では、高校 3 年生より 2 年生の参加者数が多い傾向がみられる。この傾向は、同入学者アンケートにおいて、高校 2 年生までに本学科への受験意思を固めている割合が 70%を超えていることにつながっていると考えられる。〔資料 5〕

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020 年 2 月以降、オープンキャンパスの中止や規模縮小があり、予約制の導入が行われたことで、高校 1・2 年生の参加者が減少してしまっている。ちなみに、2022 年度入学者は、高校 2 年時にオープンキャンパス(2020 年度)に参加できる機会が少なく、高校の早い段階で本学科の情報を実際に見聞きすることが難しい状況であったために、受験決定時期が例年より遅くなったと考えられ、志願者数・入学者数も例年より減少している。

今後のオープンキャンパスにおいては、状況を見定めながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける以前のように、高校 1・2 年生が気軽に参加できる開催形態、複数回参加しても有意義なプログラム構成を取り入れることで、早い段階からより多くの学生に本学に対する興味喚起を促し、その興味を確実な受験意思へとつなげることで、志願者数増加及び学生確保を図る。

ｂ．広報活動の強化

直近 4 年間(2019～2022)の本学科入学者アンケート結果によると、本学科を知ったきっかけとしては、本学パンフレット、進学相談会・進路説明会、本学ホームページなど、本学から発信している媒体・イベント等に加え、保護者、高校の先生、友達といった、身近な人たちからの口コミにより情報を得ている傾向が見える。〔資料 6〕

パンフレットやホームページについては、本学科の情報を得る際に最も参考になったものとしても挙げられており、特にホームページから情報を得る割合は高まっていることから、それらの発信内容の充実や適時更新が学生確保へとつながることが分かる。

また、高校教員から勧められる・情報を得る割合が減少傾向にあるが、これは、新型コロナウ

イルス感染症拡大の影響による高校訪問自粛などで、本学担当者との直接的な交流が減少し、情報が十分に行き届かなかった可能性も考えられる。個別に高校で開催される進学相談会・進路説明会への積極的な参加に加え、高校訪問の再開またはそれに代わる情報提供方法の確立により、これまで以上に高校教員との信頼関係の構築に努める。

ｃ．常磐短期大学卒業生「みわの会」へのアプローチ

常磐短期大学は、1966 年の開学以来、約 22,500 人の卒業生を輩出している。本学科の卒業生だけでも約 7,900 人に上る。卒業生は同窓会「みわの会」の会員となり、卒業後も会報『みわ』を通して定期的に常磐短期大学の活動状況や後輩の活躍などを知ることができる。

本学は、開学当初から茨城県出身者、茨城県内就職者が多く、現在も卒業生の多くが茨城県在住である。そのため、本学科の入学者アンケートにおいて、「本学科を知ったきっかけ」は「保護者」であると回答する入学者が多いことにも関連していると推測できる。〔資料 6〕

今後も「みわの会」会員に対して積極的に情報発信を行い、常磐短期大学卒業生を中心に地域における知名度と信頼の向上に努めることが、学生確保へとつながると考えている。

ｄ．認定こども園常磐大学幼稚園との連携

保育士･幼稚園教諭を目指す学生の多くは､幼少期からその夢を明確に抱いている傾向にある。同キャンパス内に位置する常磐大学幼稚園では、本学科や常磐大学と一体となり、保育・教育プランを立て、実践・検証を行っており、本学科の教育目的や方針、教育研究の成果が反映されている。

常磐大学幼稚園においては、水戸市内の中学校と連携し、職業体験の機会を提供する取り組みを始めたところである。これにより、早い段階から、保育者という職業への理解を深めるばかりでなく、本学科の教育や学修環境にも触れることが可能となり、将来の夢の実現に向けて、より具体的なプロセスをイメージすることができ、さらには、進学先として本学科を強く意識することが期待され、学生確保につながると考えている。

（２）人材需要の動向等社会の要請

①　人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

幼児教育保育学科では、建学の精神「実学を重んじ真摯な態度を身につけた人間を育てる」のもと、人間性豊かで倫理観を備え、多様な課題に対し主体的・自立的に取り組むことができる実践力のある保育者の養成を目指している。

本学科の学びには、三つの特色がある。まずは、保育の現場を意識した授業や実習、学内外での行事や活動を通して幅広い経験を積み、物事を多角的に見る視点、コミュニケーション力、創造性、柔軟性など、「信頼される保育者として必要な力を育成」していることである。次に、これからの幼児教育において求められる資質能力を育むためのカリキュラムを展開し、幅広い教養を身につけるとともに、充実した選択科目で専門的な内容を深く主体的に学ぶことによる「強みを持った保育者の育成」である。そして、指導教員(クラス担任)による学修、生活、就職活動などへの「細やかな学生指導で毎年 100％の就職率」を達成していることである。就職率 100％については、10 年以上達成し続けている。

このように教育者・保育者の養成校として50年以上の歴史を持つ本学科は、地元水戸市等の県央地域をはじめとする茨城県内の保育関係施設等から強い信頼を得ており、実習受け入れ先も数多く展開し、社会のニーズや時代の変化に即した教育を実践することにより、地域社会の期待に応える教育者・保育者を輩出し続けている。

②　上記①が社会的、地域的な人材需要の動向を踏まえたものであることの客観的な根拠

a．幼児教育保育学科の就職率及び求人件数〔資料7〕

本学科は直近10年以上、就職率100％を維持し、約98％以上が免許や資格を活かした職に就いている。また、本学科に対する教員(幼稚園)・保育士・保育教諭の求人件数は、直近3年平均で322施設から寄せられており、1施設から複数名、複数職種の求人があることを踏まえれば、3倍を超える求人倍率を維持しているといえる。就職率の高さと求人を寄せる施設数が増加傾向にあることからも、本学科卒業生に対する評価の高さが窺え、地域社会の期待に応える人材を輩出できていることが分かる。

b．幼児教育保育学科学生の出身高校及び就職先(地域別)〔資料8〕

直近5年間における本学科の入学者は、茨城県内に所在する高等学校出身者が98.6％を占めている。そして、茨城県内に就職する卒業生の割合は、直近5年間平均で91.0％に上る。

茨城県内における保育士の有効求人倍率は、直近4年間において2.5倍以上であり、全国平均よりも高い求人倍率となっているなかで、茨城県出身者が茨城県内で保育者として職に就くという好循環を築き上げている本学科は、茨城県内の保育者養成において、非常に重要な役割を果たしていると考えられる。

ｃ．茨城県における保育人材確保に対する方針〔資料9〕

茨城県保健福祉部子ども政策子ども未来課が、令和4年3月22日に発表した「保育所等利用待機児童数について」によれば、茨城県内の待機児童数は大幅に減少しているものの、女性の就業率上昇などの影響により、当面の間、保育需要は増加する見込みである。

茨城県内の待機児童数は、特につくば市と水戸市の数値が高く、本学は、茨城県の県央地域に位置し、水戸市だけでなく県北、県南、県西からの入学生も多く受け入れており、今後も茨城県全域の保育人材の確保に貢献できると考える。

【資料１】常磐短期大学幼児教育保育学科の志願者数・入学者数推移(2018～2022 年度)

	2018(H30)	2019(R元)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	5年平均
入学定員	140	140	140	140	140	140
志願者数	120	147	128	137	111	128.6
受験者数	120	147	127	137	111	128.4
合格者数	120	145	127	135	111	127.6
入学者数	118	143	124	129	107	124.2
入学定員充足率	84.3%	102.1%	88.6%	92.1%	76.4%	88.7%
歩留率	98.3%	98.6%	97.6%	95.6%	96.4%	97.3%

【資料２】短期大学志願者数の推移

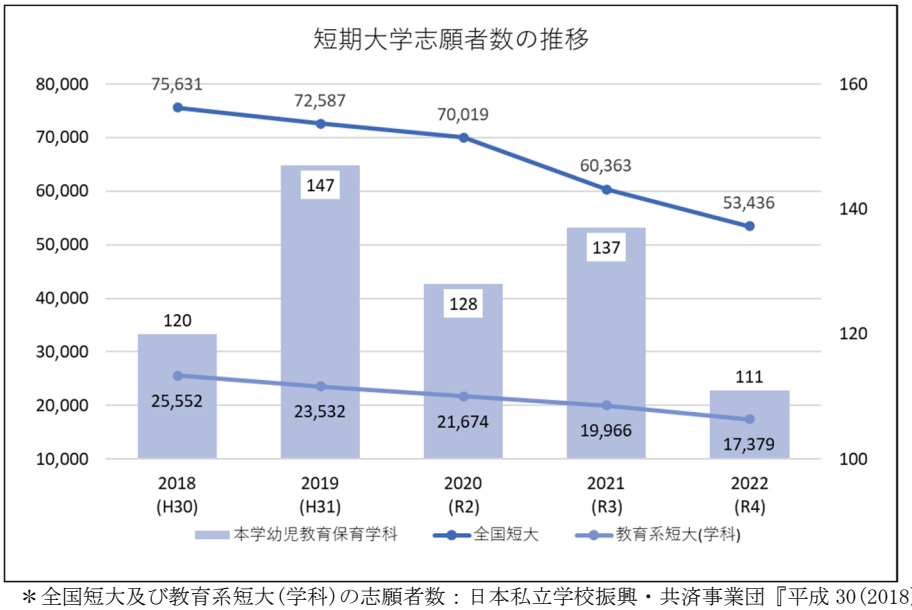

＊全国短大及び教育系短大(学科)の志願者数：日本私立学校振興・共済事業団『平成 30(2018)～令和 4(2022)年度　私立大学・短期大学等入学志願動向』より

【資料３】「なりたい職業」ランキング

調査実施企業	第一生命			ソニー生命			日本FP協会		
職種名	幼稚園の先生・保育士			保育士・幼稚園教諭			保育士		
年度	2020	2021	2022	2017	2019	2021	2019	2020	2021
小学生	女子 ２位	女子 ３位	女子 ３位	—	—	—	女子 ３位 (85票)	女子 ３位 (66票)	女子 ３位 (90票)
中学生	—	女子 ６位	女子 ４位	女子 ６位 (9.0%)	ランキング外 (10位以下)	女子 ７位 (10.0%)	—	—	—
高校生	—	女子 ５位	女子 ４位	女子 ６位 (9.0%)	女子 ６位 (7.8%)	女子 ５位 (9.8%)	—	—	—
調査対象	「夏休みこども ミニ作文コン クール」応募者	全国の小学生3～6年生、 中学生、高校生		ネットエイジアリサーチモニター会員を 母集団とする全国の中高生			日本FP協会実施の作文コンクール応募者		
調査方法	応募者対象アン ケート結果集計	クロス・マーケティング社に よるインターネット調査		インターネット調査 複数回答形式(3つまで)			日本FP協会実施の作文コンクールに描かれた 将来の夢（なりたい職業）の集計		
サンプル数		計3,000人 小学女子553人 中学女子449人 高校女子459人	計3,000人	計1,000人 中学男子100人 中学女子100人 高校男子400人 高校女子400人	計1,000人 中学男子100人 中学女子100人 高校男子400人 高校女子400人	計1,000人 中学男子100人 中学女子100人 高校男子400人 高校女子400人	計3,093人 男子1,421人 女子1,672人	計2,303人 男子1,069人 女子1,234人	計3,367人 男子1,565人 女子1,792人
出典	第一生命保険株式会社 「大人になったらなりたいもの」アンケート			ソニー生命 「中高生が思い描く将来についての意識調査」			日本FP協会 「将来なりたい職業」ランキング		

【資料４】入学者アンケート「常磐短期大学の情報を得る際に最も参考になったもの」

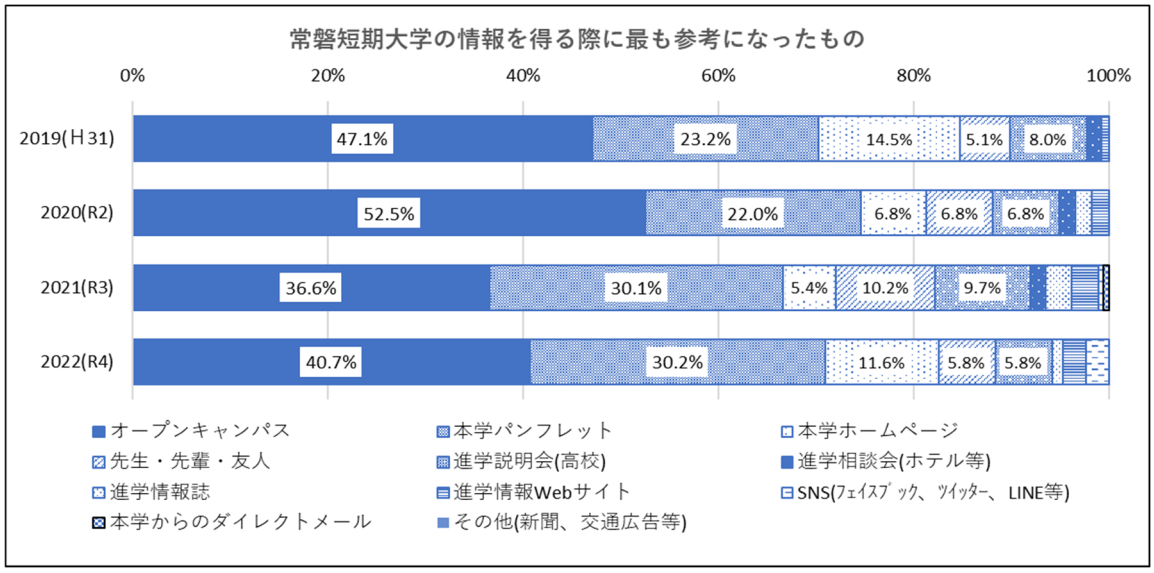

【資料５】入学者アンケート「常磐短期大学を受験しようと思った時期」

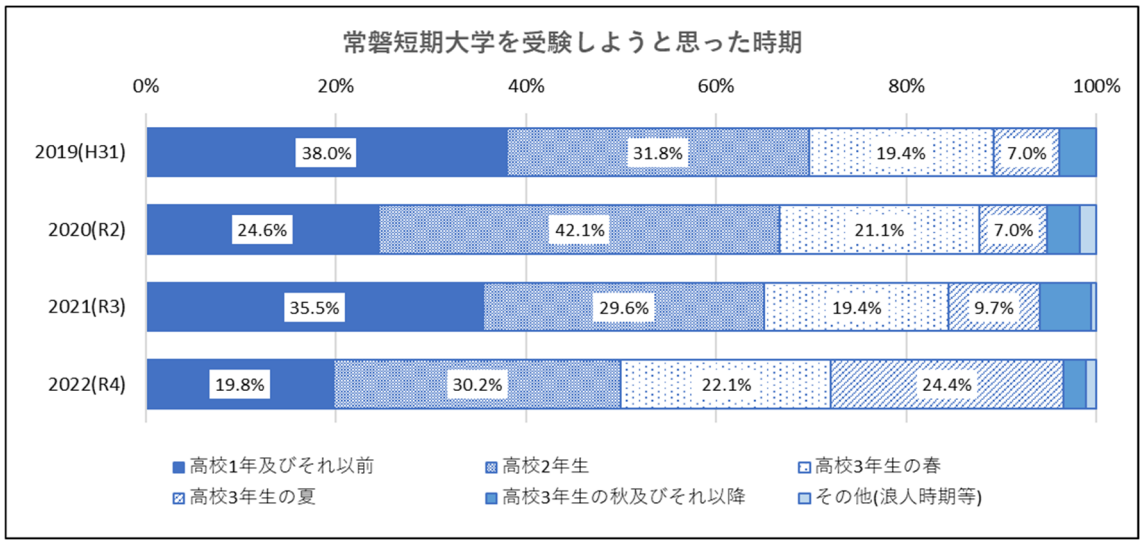

【資料６】入学者アンケート「常磐短期大学を知ったきっかけ」

	2019(H31)		2020(R2)		2021(R3)		2022(R4)	
1	**保護者**	**48.9%**	**保護者**	**50.0%**	**保護者**	**33.9%**	進学相談会・進路説明会	37.2%
2	本学ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ	46.8%	進学相談会・進路説明会	39.7%	本学ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ	30.6%	本学ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ	32.6%
3	高校の先生	44.7%	高校の先生	39.7%	本学ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	29.0%	**保護者**	**31.4%**
4	進学相談会・進路説明会	36.9%	本学ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ	36.2%	進学相談会・進路説明会	28.5%	本学ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	29.1%
5	友達	31.9%	友達	22.4%	高校の先生	28.0%	友達	26.7%
6	本学ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	19.9%	進学情報ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	12.1%	友達	21.5%	高校の先生	22.1%
7	進学情報ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	14.2%	チラシ	8.6%	受験雑誌	11.8%	高校のポスター	15.1%
8	高校のﾎﾟｽﾀｰ	8.5%	本学ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	6.9%	高校のポスター	11.8%	受験雑誌	11.6%
9	チラシ	8.5%	受験雑誌	6.9%	進学情報ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	8.1%	進学情報ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	10.5%
10	その他	5.7%	その他	3.4%	その他	7.0%	新聞	1.2%
11	受験雑誌	1.4%	新聞	0.0%	チラシ	3.2%	チラシ	0.0%
12	新聞	0.0%	高校のポスター	0.0%	新聞	0.0%	その他	0.0%

【資料７】常磐短期大学幼児教育保育学科への求人件数及び就職状況

求人件数

	2018(H30)	2019(R元)	2020(R2)	2021(R3)
教員(幼稚園)	70	70	77	68
保育士	129	153	180	171
保育教諭	63	67	88	91
求人件数合計	262	290	345	330

※求人のあった施設数(求人人数ではない)
※１企業で３職種に求人があった場合は、各職種で１カウント

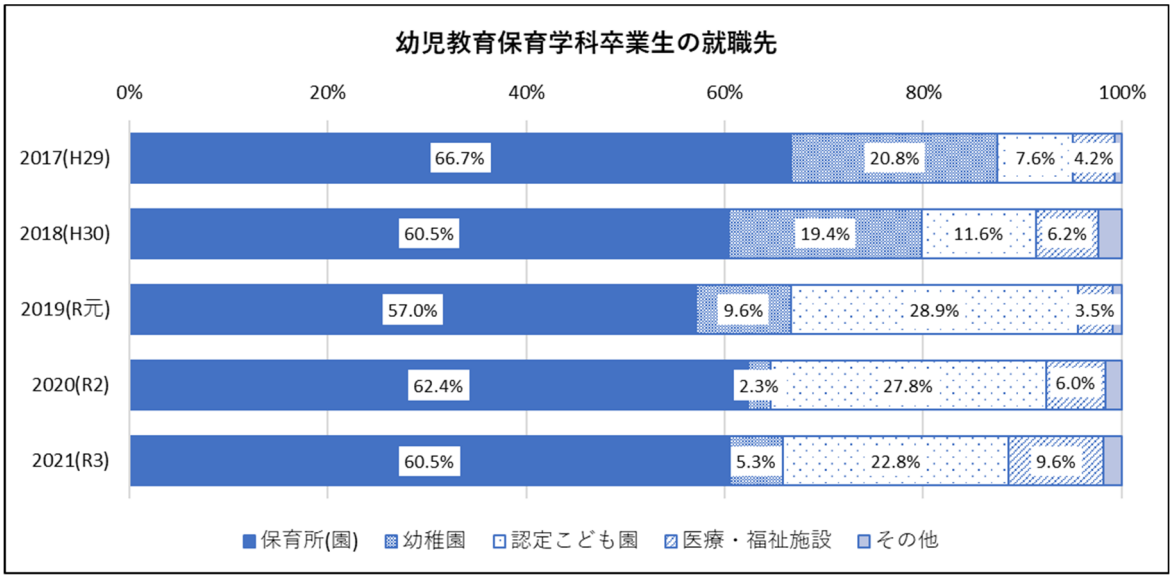

【資料８】常磐短期大学幼児教育保育学科入学者数及び就職者数

入学者数（出身校所在地別）

	2018(H30)	2019(R元)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)
茨城	118	142	123	127	103
岩手					
福島			1	1	3
栃木					
埼玉		1			
千葉				1	
長野					1
静岡					
沖縄					
合計	118	143	124	129	107
県内出身率	100.0%	99.3%	99.2%	98.4%	96.3%

就職者数（就職先所在地別）

	2017(H29)	2018(H30)	2019(R元)	2020(R2)	2021(R3)
茨城	131	115	104	129	99
福島	1	3			1
栃木	1	1			
埼玉		2	1		
千葉	3	3	3	2	
東京	6	4	3	2	11
神奈川	2		2		1
静岡					1
大阪		1	1		
兵庫					1
合計	144	129	114	133	114
県内就職率	91.0%	89.1%	91.2%	97.0%	86.8%

【資料９】茨城県における保育人材確保に対する方針

令和４年３月２２日
保健福祉部子ども政策局子ども未来課
課長　藤井　暸　(内 3242)
課長補佐　野上　直子(内 3250)
直通　029-301-3252

保育所等利用待機児童数について

１　結果の概要

○令和３年１０月１日現在の待機児童数は**１９７人**（前年同日より**１７０名の減少**）
○**０～２歳児が９割以上**であり依然として高い割合
○待機児童数が最も多かったのは**つくば市（５９人）**で、同市を含めた**県南地区は１１９人**（県全体の６割程度）
○主な発生要因は、女性の就業率の向上等による**入所希望者の増加や保育士不足**

（１）待機児童数等の状況　（単位：人）

	H29		H30		R1		R2		R3	
	4月1日	10月1日	4月1日	10月1日	4月1日	10月1日	4月1日	10月1日	4月1日	10月1日
施設・事業数	691	694	717	723	752	760	784	792	820	821
利用児童数	53,643	57,150	55,173	58,483	56,380	60,485	58,651	61,959	59,499	62,947
待機児童数	516	**850**	386	**796**	345	**640**	193	**367**	13	**197**

（２）待機児童数のうち０～２歳児の状況　（参考：昨年度）

待機児童数	197 人	100.0%	367 人	100.0%
０～２歳児	181 人	91.9%	337 人	91.8%
３歳以上児	16 人	8.1%	30 人	8.2%

（３）市町村別待機児童数　（単位：人）

順位	市町村名	待機児童数	順位	市町村名	待機児童数	順位	市町村名	待機児童数
1	つくば市	59	6	結城市	13	１１	守谷市	2
2	水戸市	44	7	取手市	8	１２	鹿嶋市	1
3	龍ケ崎市	28	8	常総市	5			
4	つくばみらい市	16	9	土浦市	3			
5	日立市	15	9	阿見町	3			

２　今後の対応

（１）保育の受け皿拡大

女性の就業率上昇の影響などにより、保育需要は当面増加する見込みであるものの、将来的な少子化による需要減を見据える必要があるため、小規模保育事業や家庭的保育事業など地域の実情に応じた保育の受け皿の拡大を図ってまいります。

（２）保育人材の確保

「いばらき保育人材バンク」や「保育士修学資金貸付」など各種施策の展開により保育人材の確保に取り組んでまいります。

なお、令和４年２月７日資料提供させていただいたとおり「いばらき保育人材バンクポータルサイト」を開設し、保育人材確保の強化を図っているところです。

別記様式第３号（その１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

教　　員　　名　　簿

学　長　の　氏　名　等						
調書番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有学位等	月額基本給（千円）	現　職 （就任年月）
—	学長	ﾄﾐﾀ　ｹｲｺ 富田　敬子 ＜平成31年4月1日＞		Doctor of Philosophy in Sociology 米国		常磐大学・常磐短期大学　学長 （平成31.4～令和5.3）